平成２４年度

教育課題研修指導者海外派遣プログラム研修成果報告書

「生徒指導・教育相談の充実」

ドイツ

（Ｅ－１団）

平成２４年１０月８日（月）～１０月１９日（金）

独立行政法人教員研修センター

目　次

平成 24 年度教育課題研修指導者海外派遣プログラム
派遣テーマ：生徒指導・教育相談の充実（Ｅ－１団）ダイジェスト版

派遣国：ドイツ
派遣期間：平成 24 年 10 月 8 日～10 月 19 日（12 日間）

調査研究項目

ドイツ南部の地方都市ヴュルツブルクと北部にある首都ベルリンの学校教育における生徒指導の現状を（１），（２）において調査・比較し，以下の①～③の視点で分析を行った。

（１）ドイツの複線型の教育制度が青少年の成長に与える影響について
（２）社会的に大きな問題となっているいじめを中心とする生徒指導上の諸問題の実態と対応策について

《教育現場で生かすための調査研究の視点》
① 人間関係コミュニケーションスキルがどのように図られているのか。
② 児童生徒理解をどのように図っているのか。
③ サンクションがどのように形成され，どのような効果を発揮しているのか。

調査結果

現在のドイツでは，青少年の生徒指導上の問題が大きな課題となっている。その背景として，次のようなことが複雑に絡み合いながら影響しているものと思われる。労働力確保としての移民の大量受け入れに伴う移民背景をもつ児童生徒の増加と信仰する宗教の多様化によるキリスト教的な道徳律だけでは通用しなくなったこと，離婚率の上昇による学校と家庭及び地域社会の役割と責任が変化したことなどである。

ドイツでは，16 の州がそれぞれ独立して教育行政を担っている。これまでの学校教育の制度を大胆に見直す州も見られる。学校もこれまでの半日制から全日制に移行せざるを得ない状況も出てきている。

主な考察

① 人間関係コミュニケーションスキルに，キャンプ，修学旅行等，体験的な活動の場面での共同や役割分担の果たす位置づけが大きい。また，対話等の持ち方を工夫することが重要である。
② 児童生徒理解のため，教師をはじめ，スクールサイコロジスト，ソーシャルワーカーなど，学校において複数の職種がそれぞれの役割を担っている。
③ 学校におけるサンクションは形骸化し，マイナスイメージで受け止められている。しかし，「スクールカルチャー」が新たな校風づくりで，サンクションの役割を果たしている。また，ドイツ国民の高い道徳律はこれまでの歴史と文化に支えられていることが分かった。

調査結果を教育現場で生かすために（研修成果の活用）

① 校内研修（教師及び児童生徒向け）
② 生徒指導主事会対策連絡協議会おける研修
③ 教育関係機関における研修

平成２４年度教育課題研修指導者海外派遣プログラム
「生徒指導・教育相談」Ｅ－１団　日程表

日次	月日 (曜日)	発着地・滞在地	交通機関	時刻	摘　　要
1	10月8日 (月)	成田発 フランクフルト着	NH209 専用車	11:25 16:35 夕刻	移動（航空機：約12時間10分） ホテルへ移動（約104km：約1時間45分） （ヴュルツブルク　泊）
2	10月9日 (火)	ヴュルツブルク	 専用車	午前 午後	オリエンテーション（宿泊先ホテル内） ヴュルツブルク教育委員会 ※バイエルン州における生徒指導，教育相談について行政説明 （ヴュルツブルク　泊）
3	10月10日 (水)	ヴュルツブルク	専用車 専用車	午前 午後	イエナプラン・グルントシューレ・ヴュルツブルク（基礎学校）訪問 ※生徒指導，教育相談の現状調査及び授業参観 ダービッド・シュースター実科学校（レアルシューレ）訪問 ※生徒指導，教育相談の現状調査及び授業参観 （ヴュルツブルク　泊）
4	10月11日 (木)	ヴュルツブルク	専用車 専用車	午前 午後	シーボルト・ギムナジウム訪問 ※生徒指導，教育相談の現状調査及び授業参観 ディアコニー・ヴュルツブルク （福音派教会慈善カウンセリングセンター/教育相談機関）訪問 ※地域の相談窓口の現状調査 （ヴュルツブルク　泊）
5	10月12日 (金)	ヴュルツブルク	専用車	午前 午後	グルントシューレ・ホイフェルホーフ（基礎学校）訪問 ※生徒指導，教育相談の現状調査及び授業参観 研修成果のまとめ，研修資料等の収集・整理（宿泊先ホテル内） （ヴュルツブルク　泊）
6	10月13日 (土)	ヴュルツブルク			教育課題に関する調査研究 （ヴュルツブルク　泊）
7	10月14日 (日)	フランクフルト ベルリン	専用車 LH194 専用車	午後 18:25 19:35	フランクフルト空港へ移動（約104km：約1時間45分） 移動（航空機：約1時間10分） ホテルへ移動（約8km：約20分） （ベルリン　泊）
8	10月15日 (月)	ベルリン	専用車 専用車	午前 午後	ベルリン市教育省訪問 ※ドイツ，ベルリンにおける生徒指導，教育相談について行政説明 ランデス・シュポルト・ブント(地域スポーツクラブ)訪問 ※学校教育との関わり及び活動について調査 （ベルリン　泊）
9	10月16日 (火)	ベルリン	専用車 専用車	午前 午後	グルントシューレ・アム・コッペンプラッツ（基礎学校）訪問 ※生徒指導，教育相談の現状調査及び授業参観 サンクト・ヒルデガルト校（ハウプトシューレ）訪問 ※生徒指導，教育相談の現状調査及び授業参観 （ベルリン　泊）
10	10月17日 (水)	ベルリン	専用車	午前 午後	スクール・カウンセリング・センター・リヒテンベルグ （ベルリン市内教育相談機関）訪問 ※警察・教会等にて，地域の相談機関の現状調査 研修成果のまとめ，研修資料等の収集・整理（宿泊ホテル内予定） （ベルリン　泊）
11	10月18日 (木)	 ベルリン発 フランクフルト着 フランクフルト発	 専用車 LH193 NH210	午前 午後 17:30 18:40 20:45	教育課題に関する調査研究 空港へ移動（約8km：約20分） 移動（航空機：約1時間10分） 移動（航空機：約11時間15分） （機中泊）
12	10月19日 (金)	成田着		15:00	帰国

Ⅰ　まえがき

私たち17名は,「平成24年度教育課題研修指導者海外派遣プログラム」の派遣団（Ｅ－１団）として，10月8日から10月19日までの12日間，ドイツの教育事情について，生徒指導の視点から研修する貴重な機会を与えていただきました。団員一同，心より感謝申し上げます。

事前研修及び海外派遣の時点では，我が国において，特にいじめの問題が大きく取り上げられ，その防止や解決に向けて，学校，行政はもとより，社会全体で対応していくことが求められているところでした。それだけに，団員一人一人は，研修の目的と派遣団としての使命をより一層重く受け止め，研修成果の還元を常に意識しながら臨むことができました。

事前研修では，シニアアドバイザーの柳生教授からドイツの教育事情についてアドバイスをいただきながら，大テーマ「生徒指導・教育相談の充実」と，それに迫るための切り口としての小テーマ「人間関係コミュニケーションスキル」,「児童生徒理解」,「サンクション」の３つを設定しました。ドイツの教育事情を明らかにするには，ドイツの特色ある教育制度の理解が必要となるのはもちろんですが，海外派遣の成果を教育制度の異なる日本において様々な形で生かしていくために，これらの小テーマに基づいて調査のまとめを進めていくことが有効であると考えております。詳細については以下の章になりますが，今後はそれぞれの立場で研修成果の還元方法を工夫し，市町村や県全体を視野に入れた中核的な教員として生徒指導の推進と充実に尽力する所存です。

最後に，私たちの訪問に快く応えていただきましたドイツの教育関係機関，学校関係の方々に心よりお礼を申し上げますとともに，貴重な研修の機会と研修へのサポートをいただきました独立行政法人教員研修センターをはじめ各県・市町村教育委員会並びに各所属長や同僚の皆様，細部にわたりご支援をいただいた関係の皆様に団員一同深く感謝いたします。

団長　小島　睦（茨城県教育庁義務教育課人事担当課長補佐）

Ⅱ　派遣国の教育概要

ドイツは 16 の州で構成される連邦制の国家である。学校教育制度の基本的な権限は州にあり，州ごとに文部科学省に相当する省が置かれ，それぞれの州で学校教育法，学習指導要領を定めている。ドイツの教育制度の大きな特徴は，州ごとに複線型の教育制度を採用し，州によって初等中等教育機関で学ぶ年数も異なる点である。各州間の教育政策の調整や全国的な統一化は，州文部科学大臣会議によって図られているが，法的拘束力はない。

（１）義務教育

連邦政府が定める義務教育期間は，満６歳からの 12 年間であるが，各州が定める義務教育期間は，９年ないし 10 年となっている。連邦政府との差，２年から３年の期間は進学した学校種により，一般教育，職業教育などを受けて 18 歳まで学ぶ。

（２）初等教育

ドイツの初等中等教育機関の約 95%が公立学校である。子どもの大半は，はじめに基礎学校（Grundschule）に入学する。このことは，どの州にも共通している。多くの州では６歳になる年の９月，自分が住んでいる学区の基礎学校に入学し，４年間または６年間（州によって異なる）学ぶ。

教育指標の国際比較 H22 文部科学省

基礎学校の修了時は卒業という形式ではなく上級学校の５年生へ「編入」という形式で学業を継続する。ドイツでは，一般的に基礎学校修了時の成績や生活態度，保護者の希望をもとに担任が推薦状を作成して進学先が決まる。進学に際して成績の引継ぎは行われるが，生活面の引継ぎは基礎学校の校長の裁量によるところが大きい。

（３）中等教育

多くの州では，10 歳から中等教育が始まり，入学後２年間は観察指導段階の期間を設ける。子どもの能力，適性，希望等に応じて，実科学校からギムナジウムへ転校するなど，基礎学校入学時からの通算で第６学年修了時に中等教育段階の学校が確定する州が多い。ドイツの中等教育は伝統的に，一般科目を学び大学進学をめざすギムナジウム（Gymnasium），一般科目を学び修了時には上級専門学校かギムナジウムへの進学資格を得る実科学校（Realschule），一般科目の基礎を学び修了後は就職，または職業学校へ進学する基幹学校（Hauptschule）の３分岐型の教育制度を採用する州が多いが，近年急速に改革，再編が進んでいる。基幹学校（Hauptschule）は，従来の印象を払拭するために，Mitteleschule への名称変更が進んでおり，ベルリン市においては，2010 年から中等教育の学校をギムナジウムと統合二次学校（Integrierte Sekundarschule）の２つに再編した。

（４）アビトゥーア（Abitur，大学入学資格試験）

ドイツでは，ギムナジウムの卒業試験である「アビトゥーア」が大学入学資格試験も兼ねている。アビトゥーアは，ギムナジウム上級段階での日頃の成績と，論文形式の筆記試験（プレゼンテーション，それに対する質疑応答等を含む）の結果をもとに決められる。アビトゥーアに不合格となった場合，翌年もう一度受験することが可能であるが，再度不合格になると大学進学の道は閉ざされる。

（５）教育改革

10 代前半で進路が決定してしまう従来の３分岐型教育制度の問題解決や，近年ドイツにおける経済のグローバル化や情報技術の発展に伴う手に職をもつという伝統的な考え方の変化，せめてアビトゥーアまではという保護者の意識の変化，大学入学年齢を他のＥＵ諸国に合わせて 18 歳に引き下げなど，急速に中等教育段階の改革が進んでいる。

従来ドイツの学校は伝統的に昼過ぎに授業が終了する半日制であったが，フルタイムで働く女性の増加や 2000 年に行われた第１回 PISA の結果を受けて，学力向上や教育改革として学校の全日制を求める世論が強まり，2003 年から全日制への段階的な移行が進められている。

Ⅲ　テーマに対する課題と調査結果の方向性

1　事前研修会におけるシニアアドバイザーの講義内容

（1）ねらいの確認

今回の海外派遣団Ｅ－１団のドイツ訪問のねらいは，日本の学校が児童生徒に望ましい生活習慣を身に付けさせる教育や規範意識を培うための教育の充実，及び児童生徒の悩みに対して適切かつ可能な限り迅速に対応することが求められている現在の課題を踏まえて，ドイツの学校，教育相談機関における生徒指導・教育相談の現状や取り組みを調査し，その成果と課題について把握・分析し，そこから得られる知見と成果を日々の実践や施策の立案に寄与しようとするものである。

（2）ドイツを訪問地とした趣旨

戦後目覚ましい復興を遂げ，ヨーロッパの経済，文化の中心的な役割を担うドイツは, 一方では個性的な地方文化を擁し, 教育の現状や課題も様々な様相を呈している。今回の教育課題研修者海外派遣では，規範意識を培うための学校，家庭，社会が有する社会構造とこれを支える価値規範(文化構造)の有様をドイツの教育制度と地方文化ならでは教育の課題を交差させてその様相を分析することによって日本が抱える課題解決への糧としたい。

ドイツの学校制度は日本の単一制を基本とする制度と大きく異なるが，複線型の教育制度やそれを支えてきた価値規範の揺らぎなど日本に見られる規範の崩壊に大変よく似ている。一方，地方文化の違いによりその状況には顕著な差異も認められる。また，学校や社会が抱える規範意識の課題もバイエルン州の地方とベルリン市などの都市部と比較するとその差は大きい。一国の中で生徒指導の諸課題の様相を広範囲に比較学習ができるものとして当該国を選定した。

以下に訪問を予定している教育施設は次のとおりである。

・　各州のグルントシューレ(基幹学校) ，ハウプトシューレ，レアルシューレ，ギムナジウム。
・　各州の日本の文部科学省に相当する行政機関。
・　各州の警察(青少年犯罪を所轄する機関，不登校の児童生徒への対応を所轄する部署を含む)。
＊　訪問は叶わなかったが代替えとして社会教育の一環として位置するスポーツ施設を訪問
・　各州の日本の相談機関に相当する機関。(私設も含む)

（３）ドイツの社会と学校

パワーポイントで資料を提示しながら，ドイツの教育制度，公立学校，私立学校の様子を紹介するとともに，ドイツの気候，自然，世界遺産，交通，社会，経済，生活などドイツ全般に渡って解説した。

1

2

視察の目的・視点

○ 戦後目覚ましい復興を遂げ、ヨーロッパの経済、文化の中心的な役割を担うドイツは、一方では個性的な地方文化を擁し、教育の現状や課題も様々な様相を呈している。今回の教育課程研修者海外派遣では、規範意識を培うための学校、家庭、社会が有する社会構造とこれを支える価値規範（文化構造）の有様をドイツの教育制度と地方文化ならではの教育の課題を交差させてその様相を分析することによって日本が抱える課題解決への糧としたい。

3

視察の目的・視点

○ 戦後目覚ましい復興を遂げ、ヨーロッパの経済、文化の中心的な役割を担うドイツは、一方では個性的な地方文化を擁し、教育の現状や課題も様々な様相を呈している。今回の教育課程研修者海外派遣では、規範意識を培うための学校、家庭、社会が有する社会構造とこれを支える価値規範（文化構造）の有様をドイツの教育制度と地方文化ならではの教育の課題を交差させてその様相を分析することによって日本が抱える課題解決への糧としたい。

4

5

南ドイツの風土と生徒指導

○カトリック社会を中心とした伝統的社会
○ドイツの複線型学校制度に対し保守的な風土
○生徒指導上の問題は比較的少ない
（規範意識の低下、不登校、非行、生活の乱れ、モンスターペアレント）

6

北ドイツの風土と生徒指導

○キリスト教社会
○ドイツの学校制度
○生徒指導上の問題は
（規範意識の低下、不登校、非行、生活の乱れ、モンスターペアレント）

7

8

9

１０

ドイツでは･･･
○不登校
○校外生徒指導
○生徒指導上の問題による家庭訪問はない
→ 警察やソーシャルケースワーカーとの連携

家庭は･･･
■ しつけ・人間形成・礼儀
？ 親が教える
■ 子どもを一人の人間として認める
■ 自然と親しむ態度
■ リサイクルの大切さ

学校は･･･
○勉強を教える

１１

シュタイナー校における研修

平成 20 年度派遣団の様子

１２

シュタイナー学校
○男女共学で全ての子どもが学べる学校
○教科書はない
○通知表もない
○落第もない
○8年間の担任

１３

１４

１５

１６

１７

ギムナジウム

１８

１９

（４）目的と研修地（ドイツの教育施設）について

①　生徒指導の課題からの視点

日本の学校における生徒指導の課題から「いじめ」，「不登校」，「規範意識の未成熟」に観点を絞ってアプローチする旨を確認する。また，社会的風土としてのサンクションの有り様，学校における明文化されている規則，それに対する処罰についても詳細に渡って調査する範囲を確認する。

②　教育相談の課題からの視点

ここでは，「不登校」に対する理解と対応について，一般的にドイツには不登校は存在しないとの認識があるが，シンステムの上では警察と病院マターということであって，不登校の児童生徒が全く存在しない訳ではない。学校で発生するこうした子どもたちへの対応と社会の認識，サンクションについて詳細に調査したい。

また，「いじめ」は，ドイツではここ10年来，増加（新聞報道等）しており，社会問題となっている。しかし，学校や地域によって，その理解や対応は様々であり，グルントシューレ（日本の小学校相当）などでは「けんか」「トラブル」として扱われている。発達段階からするとむしろ正しい認識という意見も多い。このようなことも含め学校と指導行政の対応，実践上のシステムについて詳細に渡って調査することを確認する。

とりわけ，今回は伝統的な社会が残っておりドイツの中でも教育の先進的な取り組みが行われている，いわば教育県とされるバイエルン州，一方，東西の壁が取り払われて22年，もはや大学以下の学校に在籍する児童・生徒・学生はこの東西の壁の悲劇を知らない世代が街に溢れ，著しい経済発展とグローバル化が進行中のベルリン市，これら両者の教育の現状と生徒指導上の課題に着目する。

③　研修内容の活用の視点

研修内容がどのように日本における教育実践や研究に活用されていくかについては，帰国後における先生方の所属する学校や地域，教育行政において，実践や施策にいかに反映させていくかが今後の大きな課題となる。

例えばアンチ・モビングプロジェクト（ベルリン市の一部地域で実施）のように相談センターを中軸に所管の全学校がこのプロジェクトに参加してこれを実施することは日本においてはかなり時間がかかる現実がある。しかし，大学の研究機関を中心に，あるいは個人，ＮＰＯ等による試みに可能性が残っていない訳ではない。

システムの模倣は一見華やかな取り組み，先進的な教育活動にみえるが，その多くは形骸化し効果も曖昧に終わる。つまり，魂，精神性のないシステムの陥穽の壁にぶつかる。

ドイツ北部においては，学級，学校，地域の要請，社会構造の変動が教育上の必然性(ドイツの場合は多民族，離婚率の急増，グローバル化による生活の変化，価値観の変化，家庭の崩壊その他)を抱えるからこそ活動に真剣味がにじんでいる。こうしたことを肌身で感じ取った参加者にこそ生き生きと血の通ったシステムの構築や実践が期待されるところである。

Ｅ－１団では各訪問施設から吸収した情報を簡潔にいつでもどこでも発信できる資料の作成を進めるとともに，小さくは各学級で，広くは研修会，指導行政の施策の立案に活用していくことを目指している。帰国後には11月の日本生徒指導学会で

の研究レポート，シンポジウムで，１月には全国協力指導研究協議会第 44 回全国大会・千葉大会における「ストップ・いじめ」シンポジウムを予定している。団員の先生方も積極的にこれに参加することを促したい。

（５）研修・調査方法について

① 調査研修対象施設での研修・研究方法について

・資料収集

・インタビュー

上記の２種類が中心となっているが，事前の準備に時間をかければ，質問紙の手法も導入できる可能性がある。

② 資料の収集と整理について

事前の研修の中で想定される資料(学校の規則，州の条例や規則，保護者だよりなど)は係の団員が速やかに収集し，できる限りその日に翻訳（通訳の方に依頼）し，翌日には成果を確認するようにする。資料の多くは翌日の視察や視察全体に活かされるものが多いからである。

帰国後に資料整理をしたり，翻訳したりしても現実感は失われ，実際に生かすことは難しい。そのため，即日を原則しとした収集・翻訳・還元・評価を心がけたい。

また，今回は，行政機関にも統計資料を要請している。ドイツでは統計資料の入手は大変難しいと言うより，日本の先生が欲しい資料の統計を取っていないことが多い。インタビューや担当者の実践資料を多く集めることによって補っていきたい。

２　日本国内における派遣テーマに関する課題

（１）生徒指導提要の発刊について

平成 22 年３月，文部科学省より「生徒指導提要」が発刊された。これは，昭和 40 年，昭和 56 年に発刊された「生徒指導の手引き」をもとに，小学校段階が付け加えられ，高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方と指導の実際を，時代の変化に即して網羅的にまとめられた生徒指導の基本書である。

昭和 40 年発刊の「生徒指導の手引き」は，少年非行の第２のピークと呼ばれた昭和 30 年代後半から 40 年代前半に発生した暴力行為，非行に対応したものである。昭和 50 年代中頃から昭和 60 年代前半に大きな社会問題ともなった校内暴力等，少年非行第３のピークに対応するため昭和 56 年改訂される。以後，いじめや不登校をめぐる問題が社会全体に大きくクローズアップされ，その背景や要因，適切な対応策等についての研究がなされてきた。その様な中，大人社会での人間関係の稀薄化，一人の人間として集団や社会と関わりが持てないなど，深刻な問題も出てきた。引き籠もりであり，社会と接点をもたない者の衝撃的で衝動的な犯罪の多発である。このような状況を踏まえ，生徒指導の様々な課題に対して総合的にこれらのことを一つにまとめたものが，今回の「生徒指導提要」である。

（２）ますます重要性を増すいじめ対応

ドイツで，いじめはモビングと呼ばれ，どの学校においてもその対応に苦慮し，大きな社会問題となっていることから，日本と共通の課題をもっている。ドイツがどのようなモビングの対策を行っているのかは，我が国の問題と重なる。そこで，３つの視点からドイツでの生徒指導対応とその背景について，現地での調査を行うこととした。

なお，ドイツにおける研修後の平成 24 年 11 月 23 日，文部科学省がいじめの緊急調査の結果を公表した。緊急調査自体が異例のことであり，４月から９月までの全国で確認されたいじめは 14 万件を超え，半年で昨年度１年間の２倍を上回った。このことは，各学校が兆候を見逃さず，積極的に集計をしたことによるものと思われるが，いじめの背景に集団の在り方，個と集団の関わりの在り方，集団や社会における人間関係の在り方など，社会全体で解決しなければならない問題が潜んでいると受け止めなければならない。

（３） ３つの視点

① 人間関係コミニケーションスキル

学校における個人の成長と集団の成長は不可分の関係にある。社会に出ても人間関係をうまく築くことができない者が増えている。それは，無縁社会という言葉で象徴されるように，社会的な問題ともなっている。

そこで，ドイツの学校教育における人間関係を築くためのスキルの現状と課題について調査する。

② 児童生徒理解

生徒指導の基盤となるのが児童生徒理解である。児童生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり，学級担任の日頃の人間的な触れ合いに基づくきめ細かな観察や面接などに加えて，学年の教職員，教科担任，部活動の顧問等などによるものを含めて，広い視野から児童生徒理解を行うことが大切である。

そこで，ドイツの学校教育における児童生徒理解の方法や取組みを調査する。

③ サンクション

サンクションとは，人が生活していく上での基盤となるのが集団や社会である。

その集団や社会の成員が相互に強固に結びついているのが共同体であり，その共同体に一人一人が紐帯として結びついていることによって心の安定が生まれる。集団や社会は，それぞれ固有の価値観をもち，それに基づいた規範を生む。好ましい行為に対しては承認・賞賛などの肯定的なサンクションが，好ましくない或いは逸脱した行為に対しては制裁・処罰のサンクションが加えられる。

そこで，ドイツにおけるサンクションの現状と背景について調査する。

3　派遣テーマに対する訪問国の概要

（１）学校の役割

多民族多文化社会のドイツでは，子どもに生活上のルールを教えるのは親の仕事と認識されており，子どもに模範を示したり，他者への対応の仕方などを教えたりすることは親の役目と考えられている。日本において学校は集団生活のルールを学ぶ場として期待されている一面があるが，ドイツにおいて学校は学問の場としてのみ認識されており，集団生活のルールを教えることにはあまり関心がなく，クラスがコミュニティー性を持つこともほとんどない。

ドイツの学校の一部には，児童・生徒，保護者，さらに教職員との相談に対応する専門職として常勤・非常勤の学校心理士が配置されている。スクールカウンセラーが配置されている学校もあるが，両者の違いは，その資格を取得する条件が異なる。どちらも人間関係の相談にのる職種であり，スクールサイコロジストやスクールカウンセラーはけんかやいじめの仲介者として活躍するが，不登校の子どもへの対応はしていない。また，子どもたちからの投票で，信頼のある教員として選ばれた複数の教員が個人的な悩みについての相談にあたる制度を取り入れている学校もある。さらに，ドイツの学校には日本のような保健室はなく，具合の悪くなった子どもは，保護者が迎えにくるまで事務室で待つことになる。事務室の秘書は母親のように慕われている場合が多い。外部との連携を図る専門職として社会教育士を配置している学校もあり，学校以外にも市が設置する相談施設や教会区が設置する相談施設があるが，学校との情報交換，連携はあまり行われていないようである。

一般的にドイツの学校では，子どもの精神的な弱さについてはあまり干渉せず，あくまでプライベートなこととして処理される。教員が家庭訪問をするという発想はなく，保護者との面談は学力の問題についてのみ学校で行われる。

（２）不登校についての考え方と対応

ドイツでは，すべての子どもには学校に行く権利があり，すべての親にはそれを受けさせる就学義務がある。したがって，ドイツにおいて不登校は家庭の問題，すなわち保護者の教育に対する無関心に起因するものであるという価値観が支配的であり，その対応も教員が行うのではなく，警察や病院による対応が主である。通訳は不登校を《学校行きを拒む子 Schulverweigerer》という言葉で表現したが，スクールカウンセラーは《学校に対して恐れのある子 Schulangst》という言葉を使用した。親は子ど

もを学校へ通わせる義務があり，それができなければ警察が子どもを保護して学校へ連れて行くことが可能なほど，ドイツでは「義務教育を受ける権利と，それを受けさせる就学義務」に法的拘束力がある。嫌がる子どもを強制的にでも学校に連れて行かなければ親が罰せられる。そのため，不登校の子どもは少なからず存在するが，ドイツではそれが公のテーマとして取り上げられにくい状況にある。従って，日本に存在する不登校という概念は存在せず，ドイツにおいて不登校はその数も正確には把握されていないのが実情である。

（２）いじめの状況と対応

ドイツにおいて，仲良しの遊び仲間がお互いにふざけあったり，度を越えてけんかになったりすることは，成長の過程，共同生活を作り上げていく過程で起きる葛藤や闘争として捉えるのが支配的な価値観であり，その対応は両者の調整が主軸である。いじめに相当する言葉は元来ドイツ語にはなく，心理的ないじめの Mobbing，物や身体への暴力の Bullying はどちらも英語からの借用語である。学校においていじめが発生した場合，いじめの程度が軽い事例は担任やチューター，けんか仲裁士の仲介により話し合い等で解決へと導くが，いじめの程度が重い場合はスクールサイコロジストが対応し，暴力行為が認められる場合は，行政や警察の介入となる。ドイツにおいてもネットを利用したいじめが問題となっており，Cyber-mobbing と呼ばれている。ドイツでもいじめへの対応は難しく，加害者または被害者の転校によりいじめが収束となることも多い。いじめへの対応例として，グルントシューレではクラス全員で話し合いを持ち，原因と対策を子どもたちに率直に考えさせ，その結果を踏まえて教員が全ての親に手紙を書く。教員からの手紙をもとに家庭で子どもと親が話し合う。親は話し合いをしたことをサインで証明し，親も教員に意見を伝えることができる。問題が起きた時に，クラスの子どもたち全員，教員，そして親全員がその問題を一緒に考え解決していく。ギムナジウムでは，カウンセラーが子どもたちに自主的に話し合いをさせ，話し合いの手助けをする。子どもたちにどうすればよいかを考えさせて実行させ，その結果を踏まえて再度話し合い，次の対応を考えていく。いじめ対策の基本的姿勢として，いじめはどの教室でも発生する可能性があり，その要因として教室の雰囲気や人間関係があると考えられている。日頃からいじめに対する意識を高め，公平で建設的な会話や議論ができる話し合いの文化を作っておくことが重要であるとされている。

4　調査・研究テーマと設定理由とその背景

（１）社会全体を揺るがす学校生活における生徒指導上の問題

近年，日本が抱えている生徒指導上の問題として，不登校，自殺，非行，生活の乱れ，規範意識の低下などが挙げられる。さらに，高度情報化社会の進展にともない，ネット上のいじめが問題とされるなど，子どもたちの心の世界と表出行動はますます見えにくくなってきている。

そのため，不登校，いじめなどの生徒指導上の問題が生じた際，学校・教育委員会と家庭・地域が連携して，対処していくことが重要である。

文部科学省は，『生徒指導提要』の中で，「学校における生徒指導体制の全校指導体制の確立」について「生徒指導体制とは，生徒指導部などの校務分掌，学級担任・ホームルーム担任や学年の連携，学校全体の協力体制，（中略）さらには関係機関との連携など，各学校の生徒指導の全体的な仕組みや機能を表しています。」と述べ，その「指導体制の確立と共同のシステムづくり」の必要性を挙げ，「全教職員が，それぞれの機能を発揮しながら，学校全体として明確な方針の下で機能することが求められます。」と示している。また，「児童生徒は望ましい集団活動の場においてこそ，それぞれが個性を生かし，持てる能力を発揮して共同できるのであり，互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学びながら社会的に自立し人間的成長を図っていくもの」とも示しており，教職員間・学校関係機関間のみならず，児童生徒間相互における共同の必要性も謳っている。

私たちの研究は，「個の尊重がさけばれる現在，児童生徒が健全な社会生活を送るためには，すべての教育場面における『共同社会の一員としてあるべき姿』の考えに基づいた生徒指導が必要となってきているのではないだろうか。」という考えから，その方向性の一端を示す「民俗・文化が多様化した場合，共同とはどんな意味を持つのだろうか」という疑問から始まった。その中で最も理解に窮したのが「共同とは何か」ということであった。そしてそれを考えることが，学校教育において「共同意識をどのように育むか」という今日的な課題にヒントを与えてくれるものと信じたのである。そこで，多民族化・多国籍化の状況が著しいドイツにおいて学校施設および教育関係諸機関等を訪問し，「共同とは何か」を中心にしながら多文化における教育課題とその取組について調査研究を行い，我が国における生徒指導の課題解決に活用できる可能性を追求していくこととした。したがって，調査の基本テーマを「共同意識の確立」

に置くこととし，さらに，共同意識の形成に影響を及ぼすと考えられる切り口を設けることにより，具体的な調査項目としたものである。また，その調査の切り口は，「人間関係・コミュニケーション」，「児童生徒理解」，「支配的な価値観（サンクション）」に置くこととした。

（２）調査の切り口について

ア　人間関係・コミュニケーションスキル

チェスター・アーヴィング・バーナードは，『組織の成立には，個人の努力を組織目的に寄与する意志「共同意志」と，目的なしに組織は生まれないから「共通の目的」，さらに組織の諸要素を結合する「コミュニケーション」の 3 つの要素が必要である』と論じている。当然のことながら，我々教員や大人は，子どもたちの人格形成に向けて正しいことを教え導いていかなければならない。「共同社会」を一つの組織と捉えると，その目的を遂行するための「意志の共同」と「子ども同士・大人同士，そして子どもと大人同士の人間関係・コミュニケーションスキル」は重要な鍵になると考える。

イ　児童・生徒理解

子どもたちの自己肯定感は，仲間や教職員や大人との共感的に理解し合う人間関係の中で育まれる。またそれは，児童生徒に他の子どもとのかかわりの中で居場所を実感させることでより確かなものとなる。一人の人間として児童生徒を尊重し，存在をあるがままに受けとめることが児童・生徒理解や信頼の関係を築くことにつながる。

このことを踏まえ共同意識の確立をするために，子どもの成長・発達の状態を見極め，児童生徒それぞれの動きに応じる形で各自の役割を果たすための「役割連携」を，学級・学年等の学校内だけにとどまらず，家庭や地域との連携にまで広げ，社会全体として児童生徒を育成していく体制を確立する必要があると考える。

ウ　サンクション（支配的な価値観）

家庭や地域社会は，子どもの人間形成において，自立，豊かな感性を育むことや基本的な生活習慣を形成する上で重要な役割を担っている。そして，学校も，児童生徒の望ましい人間形成を目指して学校教育目標を設定し，計画的に，また継続的に諸教育活動を行っている。したがって，「共同意識の確立」を育むためには，教育を学校のみでとらえることなく学校と家庭そして地域社会がそれぞれの役割を

自覚し，連携していかなければならない。また，社会の急激な変化や多様化により，従来からある社会構造（制度・規則）が機能しなくなりつつある。学校と保護者・地域社会が児童生徒の社会化や自立に向けて支援するための「共同意識の確立」を目指し，現在の社会情勢に対応した「支配的な価値観（サンクション）」をどう捉え生活に生かしているか学ぶ価値は高い。

（３）調査の方法

ア　共同意識の形成に係る下位項目を「３つの切り口①人間関係・コミュニケーションスキル，②児童生徒理解，③サンクション（支配的な価値観）」として置くこととする。

イ　現地での調査に臨むにあたって，３つの切り口に関する調査内容及び具体的な質問事項を決める。この際，機関を超えて共通に調査することと機関に特有な事項として調査することに区分し，効率的な調査が行えるよう留意する。

ウ　調査方法としては，参考・関連文献調査，インターネットを利用した情報収集，及び質問項目の独訳版を調査機関(学校等)にあらかじめ届けて行う事前告知調査方法を取り，現地においては事前の告知を踏まえた説明を求めた。

（４）調査機関(学校等)に事前告知した調査内容

ア　小テーマＡ「人間関係・コミュニケーションスキル」

１　教員と子どもの人間関係づくりに具体的にどのように取り組んでいますか。

２　子ども同士の人間関係づくりに具体的にどのようなことをしていますか。

３　経済的理由で学校を休む子どもはいますか。

４　学校における人間関係が理由で学校を休む子どもがいますか。

５　精神の病で学校を休む子どもはいますか。

６　発達障害で休む子どもはいますか。

７　子どもを理解するための家庭訪問を先生方は行っていますか。

・　行っているとすれば年何回くらいですか。

・　行っていないとすればそれはなぜですか。

８　学校の授業や活動を保護者に公開する機会をもっていますか。

９　学校の授業や活動を地域社会に公開する機会をもっていますか。

・　機会があるとすれば年何回くらい行っていますか。

・　行っていないとすればその理由は何ですか。

10　学校に登校することの大切さは概ね何歳くらいに家庭で教えていますか。

11　子どもは学校に行かなければならないということを学校で教えていますか。

12　学校に行かない子どもに対してはどのような措置がとられますか。

13　学校に行かない子どもに対して世間はどのような目を向けますか。

14　学校では弱い子をいじめたりする場面が度々見られますか。

15　そのような場面を見た教員はどのような対応をするように義務づけられていますか。

16　教員に対する暴言や暴力はありますか。

・　グルントシューレの場合は何年生くらいに集中しますか。

・　ハウプトシューレ，レアルシューレ，ギムナジウムの各事例を教えて下さい。

17　あなたの教育局管内ではワーキングハウプトシューレは設置されていますか。

18　設置されているならばその法的根拠はありますか。

19　学校が終わった後，主に教員はどこで何をしていますか。

20　学校が終わった後，主に子どもはどこで何をしていますか。

21　教員になるための要件を教えてください。

・　キンダーガーデンの教員

・　ハウプトシューレ，レアルシューレ，ギムナジウムの教員

22　各学校の初任給を教えて下さい。

23　各学校の35歳の平均年収を教えて下さい。

24　各学校の管理職（校長）の平均年収を教えて下さい。

25　課外活動の指導者や団体と学校は連携していますか。

26　学校の規則を破った子どもに対してどのような罰が与えられますか。

27　罰の中に廊下に立たせる等の体罰はありますか。

28　教員が子どもの頭やお尻を叩く等の体罰はありますか。

29　体罰の範囲や限界を表す法的根拠あるいは教育局からの通知文はありますか。

30　各学校において守るべき規則が文書で保護者に説明されていますか。

・　遅刻をした場合

・　友人に暴力を振るった場合

31　教育局は各学校の先生に人間関係を築くための研修を行っていますか。

・　もし行っているとすれば何を行っていますか。

32　学校制度において最近はハウプトシューレ，レアルシューレからギムナジウムへの移籍が可能だと聞いていますが，その数はどのくらいですか。

33　こうした傾向を裏付ける法的根拠を教えて下さい。

イ　小テーマＢ「児童・生徒理解」

1　保護者が学校を援助する機会が一年に何回くらいありますか。

2　あるとすればどんな活動ですか。

3　地域の企業や保護者が学校に寄付をすることがありますか。

4　あるとすれば学校はその寄付金をどのように使っていますか。

5　寄付金の使い道の報告をどこにいつしていますか。

6　各学校では体験活動を取り入れていますか。

7　あるならばその具体的事例を教えて下さい。

8　各学校の体験活動のねらいは何ですか。

9　子どもを理解するために複数の教員でミーティングすることがありますか。

10　学校生活の中で子ども達の自治的な活動をしていますか。その内容を教えて下さい。

11　子ども達の進級・落第は誰が決定していますか。

12　保護者の申し出によって落第をさせる数は毎年どのくらいありますか。

13　落第者が周囲からいじめられることがありますか。

14　発達障害の疑いのある子どもに対して誰が診断しますか。

15　社会心理士（カウンセラー）と子どもの情報を学校は共有していますか。

16　学校間で子ども達同士が集団で喧嘩することがありますか。

17　グルントシューレから上級学校へ行くときの振り分けは成績ですか。

18　成績だとするならば評定の基準を概ね教えて下さい。

19　非行少年や少女の情報は近隣の警察や学校と情報を共有していますか。

20　少年非行で薬物に手を染める率はどのくらいですか。

21　薬物に関する規制・根拠があれば教えて下さい。

22　フランクフルト市内では薬物を摂取できる公の場所があると聞いていますがそのねらいと根拠を教えて下さい。

23　学校の先生はいじめが起きないためにどのような手立てを講じていますか。

24　いじめの発見のためのアンケートを実施していますか。

25　いじめは誰が発見しなければならないと思いますか。

26　仮に担任だとするならばその法的根拠，または通知文を見せて下さい。

27　弱い者に圧力を加えるいじめを教育局では定義していますか。

28　そのいじめの対応策は決まっていますか。

29　携帯電話やインターネットを使ったいじめはありますか。

30　その対応について学校はどのように関わりますか。

31　あなたの学校（教育局・ドイツ）が抱えている生徒指導上の問題点を教えて下さい。

32　いじめが起こった場合に子ども達は止めますか，黙って見ていますか，知らないふりをしますか。ドイツでの傾向を教えて下さい。

ウ　小テーマC「サンクション（支配的な価値観）」

1　青少年（20歳未満）の自殺者はドイツ国内の全自殺者の何パーセントにあたりますか。

2　青少年の自殺の形態にはどのようなものがありますか。

- 飛び降り
- 薬物
- 縊死

3　学校における子ども同士の暴力事件はどのぐらいの件数でありますか。

4　クラスメイトの圧力によって登校できないといった子どもの事例がありますか。あれば教えて下さい。

5　生活習慣は誰が教えますか。

6　生活習慣を学校の教員も教えますか。

7　生活習慣を地域の人たちも教えますか。

8　校内で喫煙したら誰がどのように対処しますか。

9　入学する前に子ども達に対して特別な指導，または儀式がありますか。

10　学校に遅刻する生徒がいたらどのように指導しますか。

11　人間としてしてはいけないこと，しなければならないことを，誰が，どこで，いつ教えていますか。

12　学校に行かない子ども達への対応を教えて下さい。

13　教育局が把握するいじめの発見件数を教えて下さい。（校種別）

14　子どもが店で物を盗んだとき学校の教員はどのように指導しますか。

15　子どもが店で物を盗んだとき親はどのように指導しますか。

16　非行に走る少年少女に対する大人の態度の一般的傾向を教えて下さい。

17　犯罪を侵す少年に対して特別な教育施設はありますか。

18　学校の授業を妨害するような子どもはいますか。

19　いるとすればどのように対応しますか。

20　授業中に教室を抜け出す，立ち回る子どもはいますか。

21　教育に関する費用を親が支払わないということがありますか。

22　税金を払わない保護者の子どもの就学は可能ですか。

23　教会に行かない親や子どもに対して世間はどのように見ますか。

24　いじめが原因で自殺する子どもがいますか。

25　グルントシューレの子ども達の平均的な帰宅時間は何時頃ですか。

26　子どもの先生や大人達に対する尊敬の態度は主にどこで身につけられますか。

Ⅳ　調査結果

1　グスターヴ・ウォーリー・グルントシューレ(Gustav Walle Grundschule)

（１）施設の概要（ヴュルツブルグ教育局の講話を含む）

授業の様子

本校の教育システムはバイエルン州の教育委員会の管轄にあり，全日制バウンテッドのモデル校である。バイエルン州は５年前までオープン制の学校のみであったが，昨今の就労等の社会状況の変化から，15 校あるグルントシューレのうち，本校を含む２校が全日制のモデル校となっている。１年生から４年生までが学んでおり，５年生から９年生が学ぶミテルシューレも併設している。また，就学前の学齢児にはプレスクールがあり，グルントシューレの教員が出向いてドイツ語の補習（読み書きではない）を行っている。６歳の就学年齢には弾力性が認められており，両親や本人の了解があれば５歳からでも入学可能である。反対に就学年齢の１年延期も認められており，対象となる学齢児を校長と教員で構成する委員会が参観してプレスクールの延長が必要とした場合，医師の診断書と保護者の了解で就学年齢は７歳となる。グルントシューレは１自治区１学校設置であり，原則として居住する地区内のグルントシューレに通学することになっている。越境入学を希望する場合は正当な理由付けが必要であり，決定は教育長が行う。あくまでも例外的な措置であり，例えば移民背景を考慮してトルコ語の補習がある学校への入学は認可されている。

（２）調査結果

①　人間関係コミュニケーションスキル

教員の教育範疇は学校内であり，家庭訪問は一切実施されず，問題があれば保護者が来校する。家庭訪問を行い家庭との連携を図るのは学校に配置されているソーシャルワーカーの仕事である。ミテルシューレ１校につき，市費のソーシャルワーカーが１名配置されており，例えば，シングルマザー，シングルファーザーなどの家庭の生徒が問題を起こした場合，ソーシャルワーカーは１対１でその生徒と教室外の場で話をしたり，小さな問題事例においては子どもたちとプロジェクトを作って解決したりする。いじめに関しては，バイエルン州の３名のスクールサイコロジストが所属してモビングプロジェクトと称して，教員を対象にスクーリングを実施している。ゲバルトにおいては警察との連携を図り，警察がプロジェクトとして学校に赴き生徒を対象に防衛対策の講習を行っている。ここでは，休み時間に殴られた，金銭を巻き上げら

れた，脅迫された等のシーンにおいて，加害者・被害者の役割をロールプレイする中で怒りが生じた加害者の気持ちの鎮め方や暴力を受けた被害者の対処の仕方等を学んでいる。

② 児童生徒理解

子どもには子どもなりの世界があり，いろいろなトラブルがある。例えば，教員にモビングの相談をした場合，またモビングされるのではないかと躊躇する子どももいる。こうした子どもに対してセキュリティが守られ信頼関係にあることを伝える手段として，各教室には「先生からの子どもへの手紙」が掲示されている。そこには,「君が信頼する人は絶対義務を守らなければならない」と記され，「君が困った時にかけてごらん。」と，担任の電話番号，次には他の先生，学校長，教会団体，地元の団体と続き，最下段には警察の電話番号が記され，「君が言いたくなければ言わなくてもいいよ。君が言ったことは誰にも言わないよ。」と子どもにわかる言葉で書かれている。担任は児童生徒と過ごす時間が長く信頼関係ができており，担任は「クラスのリーダー」と呼ばれ人間関係の面においても児童生徒のよい手本となっている。

③ サンクション

グルントシューレの教員が教える３つの重要な役割には，授業・基本的社会生活・倫理がある。規範については家庭が教えるものであるが，家庭が教えなければ教員が教える役目がある。モビングが発生した場合の教育長への報告は，スクールサイコロジストが学校からの報告を申し出た場合で，教育長への届け出は特別な事例のみである。

モビングの被害者の保護者から教育長に転校の申し出があった場合,教育長は在籍校と転校先の学校長の話し合いの場をもつ役割がある。法律上，居住区のグルントシューレ・ミテルシューレに通学することになっており，加害者の場合も保護者が転校させたいと教育長に申し出なければ転校させることはできない。但し，児童生徒・教員に対して危険な存在である場合は授業から除外，４週間休学させることができる。最悪の場合は９年生から退学させることもできるが，ミテルシューレの修了資格がないため，いかなる仕事にも就けないことになる。休学の場合，職業専門学校に行き，社会教育士，担任ではない教員，専門科目又は職業専門学校の教員の３名のケアを受け，集中できるような手作業のある仕事が行われる。また停学の場合は，本市には，２～３か月間他の機関に職業実習に行くプログラムもある。

2　イエナプラン・グルントシューレ（Jenaplan Grundshule Wurzburg）

（1）施設の概要

バイエルン州により認可された創設７年目の私立学校で，１～10 年生の 108 名の児童生徒が在籍している。ペーター・ペーターゼンが提唱した“イエナ・プラン”を取り入れた教育を行い，１～３年，４～６年，７・８年，９・10 年のように異年齢からなる「根幹グループ（縦割り小集団）」を編成し，「子ども同士が助け合うこと(共同学習・共同社会)」を教育の根底として教育計画を立て，実践している学校である。

ペーター・ペーターゼンの教育の基本理念は，以下の３点である。

①　学校は，自然と触れ合える場所に建てる。

②　自然こそが，人生で一番いい教育である。

③　根幹グループで共同社会を学ぶ。

この基本理念を受けて，「会話」「作業（学習）」「祝う」「遊ぶ」の４つの基本的な構造のもと，子どもたちは学んでいる。また，保護者と学校の歩みよりを大切にし，１年間に８回の保護者会を開き，学校の考え・テーマ・課題を伝えるなどの学校理解の場を設けている。

（2）調査結果

①　人間関係コミュニケーションスキル

根幹グループ内では，３～４名(異年齢・男女)で構成される「テーブルグループ」をつくっている。この最小単位のグループでは，州の学習指導要領に基づいて設定したテーマについてプロジェクト作業をする。(例：個人で水の調査を２～３週間行う→個人の結果を発表する→個人の結果をもとにグループとしてのまとめをする）この作業から，１・２年生は年長者である３年生の学びをお手本にしながらその後に生かし，３年生は１・２年生の学びを認めてあげるという共同社会ならではの学びを互いに経験していくのである。

また，金曜日の午後，個々の達成感や自尊心，共同意識を高めるために根幹グループで「祝う時間」を設定している。自分や友達のがんばりを認め合い(祝い)，翌週にさらなる目標をもって過ごすことができるようにするねらいがある。

このように，この学校では，子どもたちが中心となって教え合い，認め合いながら学校生活を送る“社会の縮図”ともいえる組織ができている。

② 児童生徒理解

子どもは将来のために学習し，学習能力を身につけないといけない。そのために学校は「①個人の学習の場（自立学習）②教育の場(共同学習)③共同生活をする場」の３つを確保し，子どもたちがそれぞれの場に応じて自分で決定する機会を多くもたせている。

根幹グループリーダー（担任）は，子どもが立てた１週間の作業(学習計画)を個に合わせて指導・支援するなど，基本的には子どもの案内役に徹している。そして，１日に３人の子どもと個人的な会話をするなど，子どもとのコミュニケーションを大切にしており，「君に関心をもっているよ。」と知らせることで信頼関係を築き，困ったときに相談できる環境をつくっている。

一方，子どもが非常識な言動をしたときは，頭ごなしに叱るのではなく，向き合って（円卓で対面）真剣に話すようにしている。「制裁は成長の役には立たない，信頼関係の構築こそが大切である。」との考えで対話を重視しているのである。また，いじめ対策として学校では，「①チームとして取り組む（教員の統一性）②子どもと話す時は目線を同じ位置にする③同僚とトレーニングを積む」の３点を重視している。しかし実際にいじめが生じた時には，根幹グループでそれをテーマに話し合い，「いじめてしまうのはどうしてか」など子どもたちが客観的に意見を出し合い，解決するようにしている。誰もが加害者・被害者になりうるので，子どもたちのこのような活動がいじめ防止につながっているということである。

③ サンクション

入学してきた子どもたちには，学校のきまりを繰り返し練習して覚えさせ，常に共同で生きることを意識させている。共同生活を送る上で，規範意識の定着・向上は重要であるので，教員は，だめなものはだめとしっかり教えるなど毅然とした態度で子どもたちに接している。校則は７項目定めているが，根幹グループリーダー間の共通理解として使用しているにすぎない。子どもたちは，根幹グループやテーブルグループなどの日々の生活の中で規範を学び，理解していく。そして，ルールを破ってしまったときには，上級生が下級生に教えてあげるなど，子どもたち同士で教え合い，話し合うことを尊重している。このような子どもたち同士で教え合う場を「セルフシステム・ヘルプシステム」といい，子どもたち同士の関わりで規範意識の定着を図っている。

3　ダヴィット・シュースター・レアルシューレ(David-Schuster-Realshule)

（1）施設の概要

校舎の外観

1925年に設立されたユダヤ人を教育するための教員養成学校の教員であったダヴィット・シュースターは，ヒトラー政権からの迫害を受けダッハウ強制収容所へ収監された。大戦後，ダヴィットは生還し，ドイツユダヤ人協会を設立した。本校は，そのダヴィット・シュースターの名をとって2003年に開校したバイエルン州立レアルシューレである。命名理由は，いわゆる「ドイツ負の遺産」に対する反省によるモラルに基づく考え方による。

生徒数650名(24クラス)，教員数50名(常勤40名，非常勤10名)，生徒の国籍は15か国に渡り，その多くは移民背景をもっている。学年は５年生から10年生(10才から15才)までの６年間であり，授業時間は8:00～13:00(必修授業を実施)，13:00以降は体育，芸術などの選択授業，クラブ活動，補習授業などを行う。バイエルン州教育庁(フランケン支部代表のホスト・カイヒ氏)によると，本校は州内において他校の手本となる優れた学校とのことである。

（2）調査結果

①　人間関係コミュニケーションスキル

人間関係コミュニケーションスキルを育成する手立てとして，８・９年生を対象としたチューターやけんか仲裁役(風紀委員)に代表される校内の役割分担制度が挙げられる。

チューターは１クラスで３名が任命され，５・６年生の面倒をみる。けんか仲裁役(風紀委員)は１クラス２名，その名の通りクラス内のけんか(長続きしない争い)の仲裁を行う(モビングは扱わない)。

けんか仲裁役(風紀委員)の生徒に対しては，州の宗教団体などによる専門指導を受けた教員が講習を行った上でその任にあたらせる。その他にも保健委員などがあり，それぞれの役割を担うことは個人の履歴にもなることから，生徒は積極的にこの制度に参加している。この制度によって，生徒たちは他者への関心と責任感，公共心を学ぶ。さらにはモビングの予防にも役立っているという。また宗教教育によっ

てキリスト教的寛容，相互に認め合う精神，モラルに関する知識の学習を推進し，スポーツ教育によってフェアプレイ精神を涵養しているとのことである。

学校長は「協調性の育成が重要であり，そのためには全ての生徒に能力があるということを皆で認め信じることが大切である。」と述べている。

② 児童生徒理解

児童生徒理解の基本理念として，

1 生徒を仲良くさせるのではなく，お互いに認め合い共存することを目的とする。

2 対話を重視し，原因を追及する。

という二点を重視している。まず，生徒からのサインを見逃さないように，担任教員から学校長まで全ての教員で生徒一人一人の観察を日常的に注意深く行う。そして，スクールカウンセラーから指導を受けた教員が，必要に応じて生徒に対する対話指導を行う。併せて，保護者と担任教員による夜会の実施や，日頃から保護者とのコンタクトを密にとることによって，学校と保護者との信頼関係を形成する。

学校の説明を聞く団員

③ サンクション

本校には，「互いを認めあう共存の精神を養い，共同社会の成立を目指す」というスクールカルチャーがある。それは「児童生徒は学校へ行かなければならない」というドイツにおける支配的価値観と相まって，次のような制裁を設定する元になっている。

1 問題行動が再発した場合は保護者宛てに書類を送付する。

2 それでも改善しない場合は家庭謹慎とする。

（バイエルン州としての規則があるが，実際はほとんど実行されていない。）

3 最終的には退校の措置とする。（退校後の転校先，入学先は斡旋する。）

4　シーボルト・ギムナジウム(Siebolt-Gymnasium Wurzburg)

（１）施設の概要

学校名のシーボルトは，幕末に来日し日本に大きな影響を与えたシーボルトである。ただし，シーボルトはこの学校を訪れたことは無い。この学校は高等教育機関であり，使命としてアビトゥーア合格を最優先に掲げる学校である。生徒は約 900 名在籍しており，ヴュルツブルクで比較的大きなギムナジウムである。

授業の様子

５年生から 12 年生,年齢にして 10 歳から 17 歳までの幅広い年齢層が在籍している。授業はオープン全日制であり，午後は無料で宿題や課題，クラブ活動などを行う時間としている。外国語教育に力を入れており，５年生で第１外国語，６年生で第２外国語，８年生で第３外国語または他の科目を学習することができる。第３外国語ではバイエルン州のギムナジウム 350 校のなかで唯一，日本語を選択することができる。10 年生までに 15 科目履修する必要があり，生徒たちは非常に忙しく学校生活を送っている。なお，11 年生，12 年生はアビチュア合格のために受験科目の５科目を学習しており，ヴュルツブルク市のギムナジウムのなかでもアビチュアの合格率はトップクラスである。

（２）調査結果

①　人間関係コミュニケーションスキル

５年生では週に１回「私たちのための時間(time for us.)」という授業があり，生徒が自分たちで自由に使うことができる。この時間のテーマは必ず１つあり，それは生徒たち自身が決める。このテーマを決めるために生徒たちはコミュニケーションを取る必要がある。また，この時間の話し合いの結果については，必ず担任に報告する義務がある。いじめやけんかが起こった時には，加害者を呼んで「７分間」の会話をする。この時間は，加害者自身が教員やスクールサイコロジストから犯罪者扱いされたという印象を持たれないような時間であり，あくまでも会話として話を聞く時間にとどめるように配慮された時間である。

② 児童生徒理解

学校長らによる説明

校長は，約 900 名の生徒のほとんどの状態をつかんでいるという。学校長は，主に学校の権利や法律面を担当し，生徒の精神状態はスクールサコロジストが担当している。そのため，学校長はスクールサイコロジストとかなり密に連絡を取り合うよう努めている。昔の学校は教科・科目を教えることだけでよかったが，今は「移民背景」の問題もあり，躾まで学校で教えなければならない状態であるという。

入学して間もなく，担任とクラスの生徒はハイキングに出かけるイベントがあり，その後 1 週間程度の修学旅行が行われる。これらの行事を通じて担任と生徒が行動を共にすることで，生徒間，生徒と教員間の人間関係を構築する。スクールサイコロジストも同行して，生徒の状態をできるだけ早く理解し，生徒との関係を作り上げるようにしている。

③ サンクション

いじめが発見された場合，軽いケースについては担任が解決する。ただし，モビングと言われる事例が発生した場合は，スクールサイコロジストが対応する。暴力行為が認められた場合は，学校内では解決することができないので，親の意向とは関係なく警察に連絡し介入を促す。このように，学校内で発生した事件であっても，学校内だけで解決を図るのではなく，警察を積極的に活用している。

また，学校は子どもの教育をするところであり，親が教育方針や教育方法に口出しすべきでない，というスタンスで学校は運営されており，親に対してインフォーメーションを通知するが，意見を求めることは無い。特にいじめの問題に親が入ってくると，親同士のいざこざが起こり，より複雑になるからである。

バイエルン州では，３年前より，いじめ対策防止のためのトレーニング・研修がスクールサイコロジストと教員を対象に行われており，200 名～300 名が研修を終え，いじめ問題の解決に役立てている。この研修で使われているテキストは「勇気を持っていじめと戦おう」という題名がつけられている。

5　福音派教会慈善カウンセリングセンター(Evangelic Counseling center)

（１）施設の概要

センターの外観

地域の子どもや家族のさまざまな相談・支援を行う施設であり，予約をすれば誰でも無料で相談を受けられる。５名のサイコロジストと 17 名の社会教育士で年間 1,100～1,200 件の相談に対応している。精神科医はいない。州・市・個人的な寄付金を主な財源として運営され，特に離婚率が 50％を超えるバイエルン州では，積極的に家庭支援を行い教育力の低下を防いでいる。

（２）調査結果

①　人間関係コミュニケーションスキル

学校・病院（精神科・心療内科）・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーと日常的に連絡を取り合ったり，事前に情報を送ったりして相談者が気軽に訪問しやすい体制を整えている。深刻な相談を受けた場合は，ヘルパー会議（相談員・学校・行政担当・両親）を行い，相談員が当事者に直接指導し，学校には集団生活の在り方について指導を要請する。

②　児童生徒理解

不登校の原因は，情緒障害・知的障害に加え，近年いじめや家庭の不安定さによる不安など多様化している。

情緒障害の子どもには，精神科の専門医に「どこで，だれが，どのように，トレーニングするか」という個別支援プログラムを作成するように要請する。両親のどちらかに精神科の通院歴がある場合も，その子どもに障害が見られれば，同様に個別支援プログラムを作成して対応している。プログラムの経過を見届けるために，担当した相談員は最低でも年 12 回カウンセリングを行っている。

知的障害による低学力が不登校の原因になるケースが多いため，幼稚園から低学力の報告を受けた際には，保護者に専門医の診断を促す。診断書をもとに，グルントシューレや特別支援学校では，スクールカウンセラーが１対１対応の学習プログラムを作成する。相談所では継続観察をして，学校からの報告をもとに個々のがんばりを認め励ましていく。

すべての相談内容は学校に連絡をするが，低学力の子どもに対して馬鹿にするよ

うな行為が明らかになれば，モビングと認識し厳しく指導する。悪質ないじめ・暴力の相談があれば，迅速に学校・警察・青年局に通告し，場合によっては，家庭裁判所の命令によって「青年局預かり」「施設入所」の措置がとられる。近年，いじめの実態の中でサイバーインターネットによる誹謗・中傷が増加しており危惧しているという。

センター内の様子

③　サンクション

相談所の主催による「ワンマンプロジェクト」という事業があり，各学校を巡回して「いじめられた人のことを語る」ロールプレイ（一人の俳優による役割演技）を公演し，児童生徒に被害者の立場を疑似体験させていじめの未然防止を行っている。

また，毎週土曜日，「思春期の子どもをもつ親」を対象にした講座を開き，「情報化社会に翻弄されがちになる子どもたちをどのように教育したらよいか」をテーマに指導している。

両親が離婚した場合は，「子どもに対する責任のとり方」についてカウンセリングを行うとともに，家庭裁判所と連携して親権を調停する。子どもにとって「安心，安全な家庭生活を確保してあげること」が，問題行動や不登校の未然防止につながるという願いがある。

労働者の勤務時間が拡大しているため，相談所の受付時間を午前７時から午後11 時に変更し，職員がローテーションして対応している。社会の変化と価値観の多様化・情報ネットワークの進歩により家庭内や子ども間のトラブルが増え，年々相談所の負担が大きくなっている。

6　グルントシューレ・ホイフェルホーフ(Grundschule Huchelhof)

（１）施設の概要

副校長の説明を聞く団員

1978 年に創立された公立のグルンドシューレ(１年生～４年生)である。バウンド全日制で，生徒数は 450 名(19 学級)，その内，約 50%が移民背景のある生徒であり，言語はドイツ語とロシア系の言語がほとんどである。１学年 50 名の定員に 150 名ほどの応募があり，その選定の方法は話し合いが主であるが，くじ引きなどによって決定することもある。

学校の特徴として，20 年前から全日制の学校であること，そして，ハンディキャップのある生徒と一緒に学校生活を送る統合学校であること，の２点が挙げられる。ハンディキャップとして，「学習障害」，「知的障害」，「身体的障害」，「言語障害」などがあり，450 名の在籍数の内 30 名の生徒がハンディキャップを抱えている。

また，統合学校に関しては，40 名の教員の中に特別支援の資格を持った教員が５名おり，その他 11 名の学習支援員，14 名の介護員がいて，ハンディのある生徒の指導等にあたっている。14 名の介護員は，学校長が募集・採用し，身体的障害のある生徒を車いすなどで教室まで連れていったり，学習障害のある生徒に付いて面倒をみたりしている。

（２）調査結果

①　人間関係コミュニケーションスキル

本校では，入学当初からハンディキャップのある子どもと触れ合っているので，自然と他人への思いやりが芽生え，いじめは無いという。また，いじめはもっと高学年から起こり，低学年でのいじめのような事象は，成長過程における単純なけんかであるという捉え方をしているところもある。

良好な人間関係作りのために授業も工夫しており，二人一組でお互いの得意な教科を教え合う「パートナーで学習する」という授業がある。例えば，学習障害があるが数学を得意としている生徒が，数学の苦手な生徒に教え，代わりに苦手な国語を教えてもらうというような授業方法である。グループ分けは教員が提案したり，生徒が相

手を指名したりするが，その分け方によっていざこざが起きることはないという。

② 児童生徒理解

バイエルン州では通常，１・２年と３・４年で担任が替わるが，本校では１～４年まで同じ担任が受け持つシステムである。そのため，一人ひとりの生徒をしっかりと把握することができ，良好な生徒理解につながっている。

子ども達や地域が「学校に何を望むのか」を第一に考えるのが学校の理念であり，そのために教員が一丸となって取り組んでいる。また，担当クラスに関わる教員の会議を週に一度は行い，教員側の共通理解を図ることに役立てている。

学校においては，教員の言っていることが統一されていることがとても大切であり，教員は生徒達の手本となるように努めている。

③ サンクション

入学時に共同のルールについて書かれた文書等を渡すようなことはしていない。何か問題が起きるごとに口頭で注意を与え，会話をしてルールを教えていくことが大切であり，あえてそういう方法をとっているようである。そして，常に「なぜ？」ということを考えさせることがとても重要なことである。

例えば，一人の生徒の朗読のスピードが遅く，周りが騒がしくなってしまう時などは，そのようなことはいけないことだと教員が態度で示し，話を聞く姿勢を教える。また，生徒間の寛容さも大切なことで，特に女子生徒に対して，男子の乱暴さを大目に見てやる我慢強さなども教えるそうである。教員はできるだけ生徒と共に時間を過ごすよう努めており，状況に応じて丁寧に指導を繰り返していく。

しかし，どうしてもルールが守れない生徒に対しては，「授業中に立たせる」，「宿題を多くする」，「30 分間他のクラスにいかせる」などの制裁を加えることもあるという。

また，ルールを破る回数が多かったり，とても悪いことをしてしまったりした時は，保護者に知らせる。

7　ベルリン市教育省　教育・青年・科学部門

(Ministry of Education or Berlin board of Education Senatsverwaltung fuer Bildung ,Jugend und Wissenschaft)

（1）施設等の概要

ベルリン州はベルリン市のみで成り立っており，12 の行政区がある。ベルリン市には公立学校が 705 校，私立学校が 108 校あり，児童・生徒数は 29 万２千人，職業学校生徒が７万９千人である。二つ以上の教科の授業を行い，成績をつける教員の数は，２万６千人，全日制の学校や特別支援学校に勤務し，児童の保育を担当する教員以外の職員が４千６百人いる。教員一人あたり約 14 人の児童・生徒を担当している。これは，ドイツ国内では一番よい条件である。また，スクールカウンセラーは，各行政区に３～４名，合計 36～48 名配置されている。

本施設は，ベルリン市の教育・青年・科学部門を統括しているだけでなく，ベルリン市のすべての人々に門戸が開かれている。教育に対する市民からの電話・メール・来所によるクレームに対応しており，さらに，学校長・教員・事務職員がクレームを受けている場合は，それらからの相談を受ける機関でもある。

州政府教育・青年・科学管理局長による説明

（2）調査結果

①　人間関係コミュニケーションスキル

各学級でけんかなどがあった場合，けんか仲裁役という係の子どもが，トラブルの解決を図る。けんか仲裁役は２・３日間の研修を学校の教員から受けることによって初めてその仕事ができる資格を与えられる。また，けんか仲裁役を育成するための教員もそのための研修を受ける必要がある。また，先輩が新入生の世話をしたり，10 年生が５年生の世話をしたりする Grandmather・Grandfather 制度があり，新入

生などの後輩が学校生活に慣れたり，学習効果を上げたりするために大きな成果をあげている。

② サンクション

ベルリン市の学校では，授業妨害や教育紛争の場合には，児童・生徒に以下のような教育的措置が行われる。

1 生徒との教育的話し合い	2 共通の取り決め
3 口頭での叱責	4 学級日誌への記帳
5 損害の償い	6 対象物の一時的な没収

上記のような教育的措置を行っても生徒が，授業や教員の職務を妨害したり，学校生活に関わりのある他の者を危険にさらしたりする場合には，次のような秩序措置が行われる。

1 書面での戒告

2 授業から最高 10 日間排除する

3 隣のクラスか，他の授業グループへ替える

4 同じ教育課程の他校へ転校させる

5 義務教育を終えている場合は，退学させる

しかし，児童・生徒に対するいかなる体罰や辱めるような措置は禁止されている。

秩序措置の１と２は，学校長が議長役のもと，学級委員会(学校長，教員４名，保護者４名，生徒４名，外部からの市民代表１名)によって決定される。秩序措置３は，職員会議で決定される。秩序措置４と５は，学校行政全般を監督する教育庁があたる。校内委員会は，２ケ月に１回程度定期的に行われる。

また，子どもを学校に通わせるのは，保護者に義務があるため，病気以外での欠席が長期化した場合には，保護者に罰金が課される。さらに欠席が長引く場合は，学校長が保護者に連絡を取り登校を促す。それでも，登校しない場合には，役所の係員が家庭訪問をし，子どもを登校せるように保護者に働きかける。居留守を使うような場合には，児童手当を支給しない手続きをすることになる。

8　ランデス・シュポルト・ブント地域スポーツクラブ（Landessportbund Berrin）

（1）施設の概要

クラブの外観

ベルリン市スポーツ連盟は 1949 年に創立され，ベルリン市でもっとも大きい非営利機構である。約６万人のボランティアが自分の自由時間をスポーツに関する活動にあて，児童，青少年，大人を対象に健康的な自由時間を過ごすことに貢献している。ベルリン市スポーツ連盟の下には 67 のスポーツ専門分野の連盟があり，さらにその下に約 2,000 ものクラブがある。クラブの会員数は約 58 万人にのぼり，様々なスポーツ活動を積極的に行っている。

ベルリン市スポーツスクールは選手の強化育成はもちろん，各クラブにおいて適切な運営が実現できるよう，指導者の育成やクラブ運営に関わる人々の研修を行っている。さらに体育が専門ではない教員に対して，学校体育において子どもたちに指導することができるよう教員向けの研修を行うなど，さまざまな分野において支援する役割を果たしている。具体的な仕事内容の一つとして，スポーツを地元の住民に普及するトレーナーと協会マネージャーの養成教育を行なっている。養成教育とは DOCB（ドイツオリンピックスポーツ連盟）にのっとった指導者のライセンスを取得するためのものであり，仕事を持っている人も仕事を終えてからスポーツスクールで学び，ライセンスを取得することができる。そのライセンス保持者が地域のスポーツクラブや学校現場において活発に活動している。

（2）調査結果

①　人間関係コミュニケーションスキル

ベルリン市においてグルントシューレの教員はすべての科目を教えるため，体育専門の教員はいない。そこで教員の補助としてスポーツスクールで養成教育を受講した指導員も指導にあたる。事前に教員と指導員との間で小会議を開き，子どもたちの様子等の情報交換を行うことで円滑に授業を進めている。授業において指導員はあくまでもスポーツを教えるだけであり，メンタル面については学校のスクールソーシャルワーカー，スクールサイコロジストなどの担当となる。体育の授業内容を高めるために，スポーツスクールで年２回の講習を受ける教員も増えており，今年度は 1000 人の教員が受講している。

統合二次学校(Integriete Sekndarschule)の子どもたちは，思春期をむかえメンタル面での指導も必要である。統合二次学校での週３時間の体育の授業は専門的な教員

が担当している。また，全日制傾向が進められる中，午後からの授業は，スポーツスクールで特別に 40 時間の講習を受け，地域のスポーツクラブにおける実績を持ち，メンタル面などについても養成教育されている指導員が担当している。肥満や痩身傾向，移民背景など，思春期の子どもたちのことを理解してコミュニケーションを取りながら授業を進めている。

ギムナジウムでは，大学で体育専門の資格をとった教員が体育の授業を担当している。しかし，ギムナジウムの最終的な目標はアビチュアであり，ベルリンではアビチュアの試験科目に体育が入っていないことから体育の授業は重要視されていない傾向がある。

② 児童生徒理解

日本のような学校教育の一貫とする運動部活動について，ドイツでは大学などの一部で見ることができるが，小・中学校，高等学校に類する学校には原則としてない。ドイツにおいて，基本的に青少年のスポーツ活動は地域スポーツクラブが受け皿となっており中高齢者に至るまで週１，２回程度の地域のスポーツクラブでスポーツを実践している。子どもたちは，半日制，全日制に関わらず下校後，家庭でスポーツクラブへ行くことがドイツの一般的な支配的価値観であるが，最近では以前のように家庭で一緒にスポーツを楽しむことが少なくなってきている。スポーツを楽しむ子どもの割合は小中学校で 60～70%，ギムナジウムになると 30%となっており，その原因として，移民背景や離婚などによる様々な家庭での問題が考えられる。

クラブの活動の様子

③ サンクション

スポーツクラブへ参加している子どもたちは，各自目標を持って参加しているため指導者を尊敬しており，スポーツを通して強い信頼関係で結ばれている。そのため移民背景の子どもも含めて友達同志のいじめやけんかといった問題行動もほとんど起こらない。問題があるとすれば他のクラブとの試合時の争い程度であり，スポーツは規範意識や態度を育てる媒体として役立っている。クラブのきまり等に違反した場合は学校とは違い，クラブでは状況に合わせた対応が可能である。特にひどい場合，警察が関与することもある。

9　グルントシューレ・アム・コッペンプラッツ(Grundschule am Koppenplats)

（１）施設の概要

2008 年に設立されたばかりの，児童数 387 人，学級数 17 クラスの公立のグルントシューレである。全日制オープンで，子どもたちは 8:05〜13:30 まで授業を受け，その後 16:00 までは，全員が学校でそれぞれの学習課題に取り組む。13:30 以降の指導を担当するのは，教員ではなく補助員である。また，個々の家庭の希望によっては 6:00 から 18:00 までは学校にいることができるが，その時間に合わせて費用が必要になる。

本校では，数学・自然科学に重点をおいた教育をしており，従来の書いたり作業したりする授業形態に加え，全学級に備えられたプロジェクターとスクリーンでデジタルメディアを駆使した授業を行っている。本校に通う子どもたちの家庭は，教育に関心が高く熱心であり，80％の子どもたちがギムナジウムへ進学する。本校は外国人が多く住んでいる地域にあるため，外国人の子どもも在籍しているが，駐在員や研究員などの学術的な職業の家庭が多く，子どもたちは家庭では母国語を話し学校ではドイツ語を流暢に話す。移民背景を持つ子どもは５％と他校と比べて低い。

（２）調査結果

①　人間関係コミュニケーションスキル

ア　自分たちで授業を組み立てる

はじめに，それぞれの子どもに適した研究課題を課して調べさせる。さらに集めた情報をまとめて，メディアを使って小グループやクラス内でプレゼンテーションを行う。最後に相互評価をさせる。その過程の中で，子どもたちは席を立って他の子どもと意見を交わしたり，情報を交換し合ったり，発表したりする機会が自然と生まれ，コミュニケーションスキルを高めていくことができる。

小グループ活動の様子

イ　多様な学習形態

地域の芸術家と時間契約を結び支援を受けて，数学アトリエ(数学的な造形活動)で，小グループに分かれて同じテーマのものを協力して作り上げる。円を作ってディスカッションしたり，学習の中にゲームの要素をいれたりと小グループで多様な学習をする。小グループでの活動を多く経験することで，互いを分かり合ったり寛容性を示したりできるようになる。また，さまざまな行事を行い，喜

びや楽しさを共有する機会を持たせるようにしている。

ウ　児童の自主性を伸ばし互いを尊重しあう

３年生以上はクラス委員会を組織し，問題が生じたときは，その対応について話し合い，全員で解決方法を考える。つまり自治組織を立ち上げさせ自分たちで考えながら自らを律する手段を身に付けさせている。自分と他者との関わり方について考え学ばせることで社会性の育成を目指している。

② 児童生徒理解

本校は新設校であったため，教員の採用は校長が担当し，教育学を学んだ比較的若い教員を中心に採用した。また，校長が教員に対して毎週１回 90 分の研修講座を実施しており，研修ではデジタルツールの効果的な使い方や授業方法などはもちろん，一人一人の子どもの個性の引き出し方やその子にあった質問の出し方など，子どもの能力を理解する方法を学んでいる。「学んだことをすぐに教室で実行してみる」のである。

日常生活の中では，教員はすすんで子どもたちと接し，小グループに加わって話をして一人一人の個性を把握できるよう努めている。集団での学習に対し物足りなさを感じてしまうような能力の高い子どもや学力の低い子どもの支援を行うために教員以外の担当者を配置している。現在はインターン生が担当しているが，来年度は常勤体制になる予定であるという。また，市から理学療法士が派遣されており，動きが鈍かったり，手先が不器用だったりする子どもに対して支援を行っており，発音に課題がある子どもに対しては，言語療法士が治療にあたっている。

③ サンクション

本校では，機能体(Gesellschaft)としての教科教育にとどまらず，共同体(Gemeinschaft)としての基本的な人間関係の形成や規範意識の育成を考慮した取り組みが行われている。例えば，教員が指を１本立てて手を上げると静かに話を聞く合図などが決められており，子どもはそれに従う決まりになっている。これらの合図は，子どもたちにとって見て分かりやすいものであるように単純な動作になっている。円になりディスカッションする時間には,「人が話しているときは耳を傾ける」「それをだれも妨げてはならないこと」が決まっている。さらに，ゲーム遊びの中にも沈黙の時間や注目の時間などを入れて自他を尊重する態度を教えている。ルールが守れない児童がいた場合は，小グループやクラス委員会でその都度話し合わせることで解決させている。

10　サンクト・ヒデガルト校　(Katholische Schule St. Hildegard)

（１）施設の概要

サンクト・ヒデガルト校の外観

本校は，障害のある生徒を対象とした養護学校である。特に学習障害がある生徒を対象とした学校であるが，在校生の半分程度は身体に障害を抱え，車いすでの移動や自由に動けない生徒もいる。１つのクラスの中に心臓病や発作を伴う症状を持つ子ども，精神病等の子どもを含めて統合した教育を実施しており，健常者はいない。全校生徒 140 名で 12 クラス，１クラス平均して 10 人～12 人となっている。

本校に入学するには医師の診断書，IQ テストが必要となる。IQ は最低 70 と基準が定められており，それ以下は知的障害と診断されるため，本校には IQ が 70 以下の子どもはいない。診断書は定期的に更新する必要があり，その結果によっては転学の対象となる場合があるが，他に受け入れる学校がほとんどないのが現状である。

１年生から６年生までの初等教育と，7 年生から 10 年生までの中等教育を併せた学校であり，ベルリン市において後半の中等教育は統合二次学校に該当する。学級編成は１学年１クラスで構成されており，8:30～15:30 が学校の活動時間となるが，全日制ではない。６年生で進路決定を行う。

本校は，ベルリン全域へ門戸を開いているため，通学に 1 時間以上要する子どももいる。３年生までは保護者が送迎するが，４年生以降は社会参加を意図して公共交通機関を利用させるように指導している。また学校を修了する９年生で職業資格を得ることができ，10 年生で終了した者は実科学校卒の資格を得ることができる。

（２）調査結果

①　人間関係コミュニケーションスキル

人間関係を築く手法として，低学年ではゲーム，高学年はディスカッションやロールプレイ等を行い，現状の集団に必要な課題を生徒に考えさせる。高学年では話し合い，問題点を解決させる。授業では，お互いを認め合うための関係づくりのために担任がグループを意図的につくり活動を促す。物理，化学等の授業ではグループを組織できない場合があるが，障害の程度を考慮し適切な関係づくりを心掛けて

いる。初等教育の学習活動は，ソーシャルワーカーが支援している。

これらの活動は人間関係づくりを基盤に社会性を養う目的で実践されており，算数や国語でも同様に実施され，小さなステップを誉め，自信を持たせることを重要視している。しかし，多くの子どもの場合，障害があることから自信が持てない。そこで，コンテストや競技会など積極的に校外へ出向き，評価されることで自信が持てる機会を与えている。家庭内でも障害があるために過度に守られすぎている側面がある。社会の場を理解し，体験活動によって生徒自身に自信が持てるように取り組みを工夫している。

② 児童生徒理解

全教員が児童生徒一人一人の情報を共有し，家庭環境や日々変化する状況を理解している。子どもは学校の教員に安定した心の居場所を求めており，学校はその要求に応える必要があると考えている。１年生ではできるだけ多くの授業を担任が行うようにして児童生徒理解を充実させており，担任が毎日生徒の様子を家庭に報告して，家庭との連携を図るように努めている。

また，半年に１回，一人一人の生徒の支援の在り方について協議し，プログラムを作成することで方針を確認している。その場合，医師や行政機関との連携を図り，児童生徒の健康状態に応じて適切な指導を行うようにしている。

③ サンクション

本校はカトリックのミッションスクールが前身であり，ベルリン大司教が経営する私立学校である。サンクションに関わる校則については，全てのカトリック学校と共通しているものがある。

さらに，6年生から 10 年生の中から選ばれた４名の代表生徒と共につくる校則がある。校則を破った場合の罰則について，グルントシューレの場合はできるだけ罰を与えないようにしているが，6年生以降は転学の対象となることもある。問題があった際には，経緯を書状で両親に知らせる方針となっている。

11　スクールカウンセリングセンター　リヒテンベルク

(School Phychological counceling center Lichtenberg)

（１）施設の概要

Dr.シュタイニガー氏(写真中央)

本施設は正式名称を「学校心理的カウンセリングセンター」といい，ベルリン市の場合，12の行政区ごとに必ず１つのセンターが設置されている。

リヒテンベルク区には,基礎学校33校,上級学校16校，特別支援学校10校，私立学校４校の計63校が設置されており，対象となる子どもは約20,000人，教員は約1,200人，教育士約800人である。こうした学校，教員を支援する役割を担っているのが，当センターのスクールサイコロジスト(Dr.シュタイニガー氏)とスクール予防支援・スクール開発アドバイザー(ライナーヘリー氏写真右)である。

スクールサイコロジスト(学校心理士)は，ベルリン市で90人，リヒテンベルク区に６人おり，そのうちの１名がDr.シュタイニガー氏である。Dr.シュタイニガー氏は,緊急サイコロジストでもあり，事件への迅速な介入と予防の２つをメインテーマとした学校臨床の専門家でもある。博士１人で5,000人の生徒，300人の教員の支援を行っている。ベルリン市にはおよそ1,000校の学校があり，Dr.シュタイニガー氏によると年間1,800件の暴力事案が起きている。リヒテンベルクでは年間150件から200件発生しており，これはベルリン市全体の10%に当たる。その内訳は，警察と学校が介入しなければならない中ランクの事案が51%，学校内で対応できる低ランクの事案が48.8%，非常に危険な高ランクは0.2%となっており，学校別では基礎学校と上級学校とで80%を占めている。こうした事案は，学校からの報告書の形式で，サイコロジスト，青少年局，警察などと共有している。サイコロジストにとっては，学校からの介入要請書も兼ねる場合がある。

（２）調査結果

①　児童生徒理解

センターの役割の１つに，生徒，教員，保護者に対して心理学的な支援を実行することが挙げられる。特に学校への心理的支援は，生徒の学習態度，学校内の争い

事などにもかかわり，その対応を行う校長，教員への助言等を行っている。生徒には，入学式から卒業までの間，心理的な面からの診断を行い，転校をする際には，円滑な転入の手助けのために心理的な検査，面接などを実施している。

学校関係者(教員，ソーシャルワーカー，教育士)によるネットワークシステムへの助言や，モビング，ドラッグ，暴力などの予防対策のために，心理的なアプローチからの研修も実施している。

② サンクション

2002 年，エアフルト(ドイツテューリンゲン州)の生徒の銃撃事件以降，再発予防のため「緊急プラン」が実施された。ベルリン市全ての学校に，「対策手引書」(右写真)が１冊配布されている。「対策手引書」は赤(緊急危険度高)，黄(中程度)，青(低)の色別に緊急度がランク分けされ，学校内の「危機を避けるための予防」，「危機の介入」の観点から予防対策の組織であるクライスチームの手引書となっている。

対策手引書

また，2006 年には当センターの監修の下，生徒によるプロジェクト「バディプログラム」の実践が始められた。異年齢集団を活用し，年齢の高い子が低い子を助ける，教える，けんかを仲裁するなど，生徒として暴力行為に対して「何ができるか」がプログラムされており，バディもクライスチームの構成員となっている。これらのプロジェクトは，学校における「社会性を学ぶ」ことで予防につながるという理念から成り立っている。Dr. シュタイニガー氏によると「社会性は社会的コンタクトの中でしか達成できないものであり，みんなが関与し，共同作業をすることで達成できるものである。学校にはよく機能している価値あるカルチャーが必要である。」と言い，教員，生徒，保護者との共同による社会生活の重要性を説いている。

近年，ドイツでは労働力の確保，離婚率の上昇，移民背景等の社会的背景の変化による学校への価値観の変化が見られ，伝統的な価値観が薄れつつある。学校経営に直接介入していくスクールサイコロジストやスクール開発アドバイザーによる教員のコーチング技術の向上，生徒の自己指導能力の育成は，学校，生徒，家庭等との人間関係調整能力をはぐくむ原動力の１つとなっている。

Ⅴ　全体考察とまとめ

1　人間関係・コミュニケーションスキル

現在のドイツの学校には，「全ての児童生徒に仲良く生活することを強要するのではなく，児童生徒それぞれが有する様々な差異を互いに認めあい，協調，共存していく精神と方法を身に付けさせる。」といった人間関係とコミュニケーションスキルに関する共通の考え方が存在している。言い換えれば，ドイツには学校という組織をひとつの実社会モデルと位置づけ，そこでは児童生徒に社会性を獲得させなければならないという基本的な教育思想が息づいている。

特に近年の移民の増加や離婚率の上昇などの社会情勢を背景として，この教育思想を具現化するための試みが現在各地で積極的に進められている。

例えば，児童生徒自らに授業を組み立てさせたり，学校内における様々な役割を設定し皆で分担させたりすることにより，児童生徒の主体性と自主性を尊重し共同体の意義を学ばせ，他者への関心と責任感，そして公共心と協調性を育む活動や，障害のある児童生徒と障害のない児童生徒，あるいは異年齢が交流する学習，様々な人数単位でのグループ学習，児童生徒が互いに教え合う形式の授業といった学習によって，児童生徒に自分と他者との関係について真摯に考える機会を与え，他者への思いやりと尊敬心，そして協働意識を育成している。

また，様々なグループを作り，ゲームやイベント等大小様々な行事を実施したり，学校外における各種体験活動へ積極的に参加させたりすることによって，児童生徒に達成感を与え，自己肯定感と自尊心を獲得させている。

さらには，ゲーム，ディスカッション，ロールプレイ，情報教育，各種メディアを使ったプレゼンテーション，児童生徒相互による評価を交えた意見交換会の実施によってコミュニケーション能力の獲得を目指しており，宗教教育，中でもキリスト教教育によって寛容と相互に認め合う精神を育成しモラル学習の推進を図り，スポーツ教育によってはフェアプレイ精神を涵養し集団への帰属意識を培っている。

ドイツにおけるこのような実践は，学校内でのソーシャルワーカーやスクールサイコロジスト等の専門家との連携，教員を中心とした児童生徒に関わる成人に対する教育，宗教団体やスポーツ団体，芸術家等様々な地域組織や個人との協力，法的裏付けを有する規則の確立とその的確な運用，といった教育環境の整備を基に成り立っている。そのため，主として国内の地域間経済格差に伴って，実践内容の充実度は地域ごとに大きく

異なっているようである。地域間の教育環境格差という点で，現在の日本は未だドイツよりも良好であると思われるが，他に類例のない高齢化社会を迎え，世代間経済格差が広がり，将来の経済展望も楽観視できない状況の我が国にとっては，特に児童生徒の協調性獲得のための方策とその基本的な考え方，そして地域社会との密接な連携による実践例は大きな示唆を与えるものと考える。

2　児童生徒理解

ドイツは，教会を中心とする１つの集落を単位とした共同体の中で家族を癒し，支え合いながら伝統的な生活習慣を確立してきた。だが，東西の統一による民主主義的な行動への移行に伴い社会は大きく変化し，教会を中心とした伝統的生活習慣，家族関係に変化を与えた。多くの母親が職業を持ち，子どもと共に昼食をとる習慣も少なくなった。カトリックでは許可されないシングルの親，離婚率の増加は，教会離れを端的に示している。さらに，2002 年ギムナジウム学校での射殺事件，2006 年リアルシューレ学校での射殺事件は，ドイツを震撼させ，二度とあってはならない現実として，緊急プランを実施するなどの予防策を講じる結果となった。子どもの環境背景を理解すべき学校，大人の果たす責任は大きく，学校を中心に，家庭以上に子どものよきリーダー，教員への要望は高い。また，教員を支えるサイコロジスト，ソーシャルワーカー等の存在が極めて重要である。

教員は，教育の専門家として権威は高い。しかし，昨今の学校現状を鑑みて，教員への児童理解，問題対応のための予防トレーニングを州が率先し，実施している。長期の研修を積んだうえで，教員は子どものよき手本，リーダーを求められる。研修を積んだ教員を中心に対話を手立てとした子ども対応，子ども同士による話し合いの活性化，共同意識の重要性を説き，見守る大人のいる安心感を与え，児童理解に努めている。

児童理解において，スクールサイコロジスト等の存在も大きい。日本では，臨床心理学の専門的な理論や技術を身に付けた臨床心理士，スクールカウンセラーが不登校，いじめ，非行傾向等の児童生徒や保護者への個別カウンセリングを行っている。一方ドイツでは，カウンセラーではなく，スクールサイコロジストやスクールソーシャルワーカーが，学校心理士，社会教育士として位置づけられ，「教育学領域の専門家」として学校経営にも携わり，学校臨床に当たっている。心の問題や医療が必要とされる臨床心理的な事案は，セラピストが役割を担い，心理療法の分野との棲み分けも明確である。

つまり，ドイツでは学校現場での心理臨床的な問題への対応は，臨床心理学ではなく，教育学的な範疇で扱われているということが基本理解である。とりわけスクールサイコロジストの役割は教員の教育力向上と児童理解，学校経営への支援と多岐にわたり，学校内外においての児童理解を深めることに欠かせない存在であることに注目したい。

研修を積んだ教員やスクールサイコロジスト等のサポートで,「共同生活」「相互尊重」「参画意識」を子どもたちは学んでいる。上記の生活背景，移民背景の多いドイツの子どもたちにとって，共同的に学ぶことの意義は大きい。しかも「自分たちに何ができるか」を問わせることは，子ども自身がいじめ，暴力を傍観せず，予防するという観点から参画意識を高めることとなり，効果的である。代父母役(父母の代わりをする人)・メンター(信頼のおける相談相手)・チューター等は子どもが子どもを指導する役,「勇気をもっていじめ(暴力)と闘おう」を合言葉に，ヘルパーチームとしての「バディ」チーム・暴力の仲裁役等，これら子どもによる組織は，子どもの個人の質を高め，集団の質も高めていくことにつながり，様々な社会的問題の解決につながる手立てと成り得ている。

ドイツの学校心理士，社会教育士の学校を支援する危機介入，予防対策は，臨床心理の領域充実が図られている日本の学校だからこそ，役割連携の一つとして検討に値する。

３　サンクション

（１）ドイツの学校におけるサンクションの受け止め

生徒の逸脱行動に対する学校の指導の在り方を尋ねたところ，説諭，聞く姿勢を育てる，円卓で話し合いをさせる，チューター制度やけんか仲裁役を活用するなど，できる範囲での指導を行い，改善されない場合は最終的にサンクションとしての制裁を行うというように，サンクションをマイナスイメージで受け止めており，サンクション＝制裁との認識を強く感じた。

一方で，学校の雰囲気や価値観，他の学校とは異なる独自のもの，尊敬の意を表すといった「スクールカルチャー」についての説明をする学校も多い。実は，この「スクールカルチャー」がその学校にとっての本来のサンクションである。その学校での好ましい行為は何か，それを守るためにどのような掟（きまり）をつくり賞賛するか，それに反する行為がある場合には，どのようにしてどのような制裁を加えるのかなど，集団の在り方を包括的にとらえたものがサンクションなのである。

サンクションに対する受け止めがマイナス的になっている要因として考えられるこ

とは，これまでのサンクションが時代の諸問題に対応できなくなり形骸化したことが考えられる。しかし，一方で，新たなサンクションの形成に努めているという印象を受けた。

（2） ドイツ国民の日常生活の背景にある強固なサンクション

「犬と子どものしつけについては，自信がある」。これがドイツ国民の誇りであった。しかし，「いつから子どもが暴君になったのだろうか」と言われる状況が生まれているのも事実であり，ドイツは教育問題で苦悩している。

また，勤勉で厳格なドイツ人という印象を受けるとともに，ユダヤ人に対する非人道的な扱いに対する深い反省から，学校の校名に迫害を受けたユダヤ人の名前を冠していることや，不正をして無賃乗車をすることは恥であることから駅には改札口がないこと，駐車場における車イス優先などの標示のある箇所には一般人が駐車することはあり得ないことなどから，ドイツ人の優れた道徳律を学んだ。

（3） 日本の生徒指導に生かす集団づくりのヒント

サンクションは，その集団や社会が成員にとってそこに属することへの誇りや成員のアイデンティティが強いものであることで実効性があることが分かった。人間関係や集団づくりが我が国の生徒指導でも重要視されてきている。よりよい集団を形成することにより，学校の良き文化，風土が生まれ，規範意識が生まれるものと改めて学んだ。

Ⅵ　実践に向けた展望（研修成果の活用例）

1　教職員及び児童を対象とした研修会

（団名）Ｅ－１	（テーマ）生徒指導・教育相談	（訪問国）ドイツ

1　研修名　ドイツにおける生徒指導・教育相談報告会

2　目　的　ドイツの生徒指導・教育相談の現状や課題点の解決のための取り組みについて紹介し，本研修を通して本校の取組を振り返るとともに，今後のよりよい生活習慣や規範意識を持たせる指導に生かす。

3　対　象　山梨県甲州市立奥野田小学校教職員，児童

4　時間・技法及び内容

（1）時　間　　４５分

（2）技　法　　講義形式（パワーポイント・映像使用）

（3）内　容

①　はじめに

②　ドイツの教育システムについて

・バイエルン州ヴェルツブルグ市（南ドイツ）の教育制度

・ベルリン市（北ドイツ：特区）の教育制度

③　学校の様子について

・教育課程の特徴

・写真から見る学校の様子

④　教育を取り巻く社会の変化

・『共同（社会・意識・作業）』という考え方に立った上での教育

・社会や保護者・子どもたちの変化に対応するための教育改革

⑤　不登校への対応

・ドイツには不登校児はいないという考えに基づいた対応

⑥　「いじめ」への対応

・「いじめ」の捉え方

・「いじめ」や諸問題への対応及び「いじめ」を未然に防ぐ取組

・児童・生徒を支える側の取組

・児童・生徒自身で行う取組

「バディプログラム」（映像使用）

⑦質疑応答

1　はじめに

不登校やいじめなどの問題に対する社会の関心が高まるようになってから久しい。地域社会のつながりや人間関係の希薄化，価値観の多様化といった環境の変化とともに，日々の生活における人間関係の構築が困難な子どもたちが多くなっている。こうした中，子どもたち一人一人を理解するために日常の観察に加え，アンケートやＱＵ調査など用いたり学校体制の中での教育相談活動を活発化したりしている。今回の研修では，生徒指導・教育相談の充実を図る上での有効な手立てを探るため，ドイツ国内における教育問題とその取組を調査した。

2　ドイツの教育システムについて
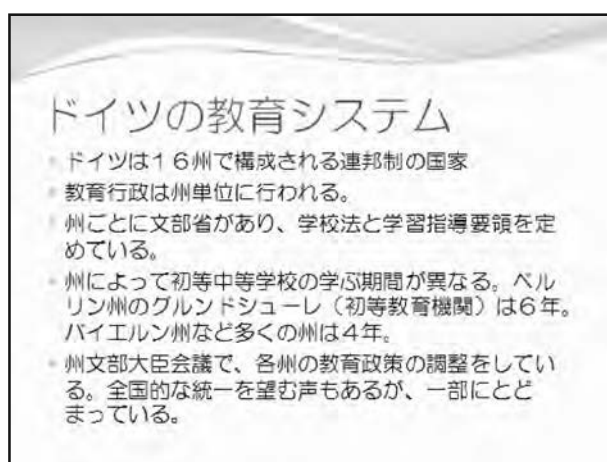
バイエルン州の教育制度では，３歳で幼稚園に入園し，６歳になると学区内のグルントシューレ（基礎学校）に入学する。その後，4年生（10 歳）で進路を決める。保護者の希望も考慮されるが，主に成績で上位からギムナジム，レアルシューレ（実科学校），ハウプトシューレ（基幹学校）に分けられる。そのため，ハウプトシューレに進む生徒の中には劣等感を持ち意欲を失ってしまう事例が多数報告されるようになり，名称がミテルシューレと変更されつつある。大学全入時代となりつつある日本と大学入学が狭き門であるドイツでは，当然意識の差はあるが，10 歳で将来が決定する制度はドイツの子どもたちにとっては厳しいものである。

一方，ベルリン市の教育制度では，6 歳でグルントシューレに入学するのはバイエルン州と同様だが，2010 年に６年生（12 歳）で進路を決めるようになった。これは，４年生での将来の進路決定への不安や心配，そして何より子どもたちの成長度合いを的確に判断するためにこのように変更された。また，ギムナジウムは存在するが，レアルシューレ，ミテルシューレは存在せず，これらを統合したインテグリエテセカンダーシューレが設置されている。そして，ギムナジウムに進学しなくてもアビトゥーアを受けることができる。

3　学校の様子について

各種学校の年度は，９月から始まり６月中旬に終わる。授業時間は全て１単位時間 45 分間で，６時間授業を行っている。多くの学校は，午前中で終了（半日制）し，午後から子どもたちは，スポーツクラブやバイオリンなどの習い事に参加する。しかし，現在では，半日制から全日制へ移行する学校が多い。全日制には２種類ある。オープン全日制では，主に午後から宿題や復習，クラブ活動をする。また，バウンデッド全日制では，午後からの決められた時間割で授業をする。どちらの全日制学校でも，子どもたちは８時前後から 16 時まで学校にいることになる。

4　教育を取り巻く社会の変化

「子どもと犬のしつけはドイツ人にまかせろ！」という言葉を聞いたことがあるのではないだろうか。ドイツでは，古くから１つの集落で教会を中心にした共同体社会が成り立っている。子どもが公共の場で大きな声を出したり，うるさく走り回ったりすると他人の子でも注意し，人に迷惑をかけることはいけないことだと教える。規範を教えることは家庭で行うのが当前であり，自分の子だけでなく，社会全体で子どもを育てるという姿勢が貫かれている。もちろん躾だけでなく，学校教育におおいも同様である。

しかし，近年，移民の増加における宗教や慣習の違い，母子・父子家庭の増加による家族関係の変化，共働き家庭の増加によって昼食を家族で食べなくなってきたこと，ネット社会の急成長によりあふれる情報などの諸事情により，この規範意識が崩れ始めて

教育改革

・日本と同様に教育にかかわる問題が生じていることで、教育改革が行われつつある。

学力の低下（２０００年PISAの結果）
１０歳で進路決定　　進路変更が困難
「手に職」の考え方の変化
卒業資格がとれない　など

⬇

全日制移行　アビトゥーアの改革
学校の名称変更
大学入学年齢の１８歳引き下げ　など

きている。また，社会全体を震撼させるような，児童・生徒による重大事件や凶悪犯罪が起きるようになり，国の将来を担う子どもの教育を行う学校の役割が大きくなりつつある。

国内各州の教育庁は，その様な現状を打破すべく,地域社会の多くの人々の力を融合し,数々の教育改革を断行している。

5　不登校への対応

ドイツでは法律で「全ての児童に学校に行く権利があり，全ての親には就学させる義務がある」ことが明確に定められており，不登校児への対応は日本とは全く異なる。

そもそもドイツには「不登校」という概念がなく,「不登校児」という言葉もない。

万一，不登校にあたる子がいたとしたら親は嫌がる子どもを引っ張ってでも学校に連れて行くし，そうしない親は罰せられる。訪問先のグルントシューレの教師は,「低学年で親と離れられず学校にきたがらないケースはまれにあるがそれは不登校でない。」と話した。ドイツでは，学校は行かなくてはならないという厳格な社会規範が存在する。

ドイツに不登校児はいない！？
学校には行かなくてはならないという厳格な規範が社会の中にある
・「全ての児童に学校に行く権利があり、全ての親には就学させる義務がある。」
・学校行きを拒む子　Schulverweigerer
学校に対し恐れのある子　Schulangst
理由をはっきりさせ、いじめなど問題があるときは早急に解決を図る。
・2週間医師の診断書なく休むと保護者に対し罰金。
・理由なく休みが続くと、学校は役所へ連絡→役所→警察が子を強制的に学校に連れてくる。
・長期にわたって欠席する子は病気→医師の診察

6　「いじめ」への対応

ドイツには，もともと「いじめ」に該当するような言葉がなかったが，英語の mob《暴徒，群集》mobbing《群れをなして襲う》が，一種の流行語と言われるほど一般に浸透してきた。なお，子ども同士のあらそいやけんかは Mobbing としては扱わず，命の危険が及ぶことがある場合に限って Mobbing としている。

Mobbingという新語ができた「いじめ問題」
いじめは、ドイツでもある。
・Cyber-Mobbing
ネット内で相手を中傷したり勝手に写真を投稿したりする。深刻化している。
・いじめ
からかい　悪口　仲間はずれ
・けんか
児童間のいさかい　低学年におけるたたくなどの行為
・暴力
警察と連携　防衛対策をロールプレイで教える。

いじめ・問題への対応

それぞれの役割が明確に分かれている

- 教師　⇒　授業・基本的社会生活・倫理を教える。教育範疇は学校でのみ。家庭訪問はなく、問題が生じたときは保護者が来校。いじめの軽いケースは解決する。
- ソーシャルワーカー　⇒　モビングプロジェクト（社会心理士）　教師への研修
- スクールサイコロジスト⇒　家庭への対応（学校心理士）　いじめの解決　問題児童への対応　子どもとプロジェクト作成

対応における特筆すべき点は，いじめやけんかが起こった時には，教師やスクールサイコロジストが加害者を呼んで「７分間」の会話をするということである。この会話は，事件の事情聴取ではなく，あくまでも会話の時間にとどめるように配慮された時間であり，多くの体験に基づいてこの時間に落ち着いたということであるが，おしなべてどの学校でも「７分間」であった。

いじめを未然に防ぐために

教師に対して

- 教師への児童理解や問題への対応のトレーニングを州の社会心理士が行う。「いじめ対策防止トレーニング」子どもたちへのスクーリングの仕方。いじめる子に接し、いじめられる子を保護。警察の介入はどこからか行うかなど。
- 学校心理士(スクールサイコロジスト)学校にいて子どもに関わる。心やいじめ問題などの解決を図る。教師への支援をする。

一方,「いじめ」の防止対策として，子どもたちに対して，コミュニケーションスキルと自治的能力を高める支援を行っている。教師には，個々の子どもたちを理解したり問題を解決したりする能力が求められるようになり組織的な研修が行われている。

バイエルン州では，３年前より，いじめ対策防止のためのトレーニング・研修が，スクールサイコロジストと教師を対象に行われ始めた。研修で使われているテキストには,「勇気を持っていじめと闘おう」という題名が付けられ，いじめ問題の解決に役立てている。ドイツでは，かつては授業のみが教師の主な仕事であったが，社会や時代の変化に合わせて子どもたちとの関わりにも重きを置くようになってきており，教師像も日本的に変化してきている。

ベルリン市では，全ての学校に,「対策手引書」(右写真)が１冊配布されている。「対策手引書」は赤(緊急危険度高)，黄(中程度)，青(低)の色別に緊急度がランク分けされ，学校内の「危機を避けるための予防」,「危機の介入」の観点から予防対策の組織であるクライススチームの手引書となっている。共同生活を成立させ，いじめや諸問題を傍観せずに防ごうとする意識を持たせるための重要なものとして，人間関係の構築が挙げられる。こ

の人間関係を構築すべく，学校に置いて数多くの取組がされている。

特に大きな成果があり，大々的に取り上げられている一つの取組に，ベルリン市のリヒテンベルクにある「学校心理的カウンセリングセンター」の監修の下，スタートした生徒によるプロジェクト「バディプログラム」の実践がある。異年齢集団を活用し，年齢の大きな子が小さい子を助ける，教える，けんかを仲裁するなど，生徒として暴力行為に対して「何ができるか」がプログラムされている。このバディもクライスチームの構成員となっている。これらのプロジェクトは，学校における「社会性を学ぶ」ことで予防につながる理念からである。(映像参照) センターのスクールサイコロジストによると「社会性は社会的コンタクトの中でしか達成できないものであり，みんなが関与し，共同作業をすることで達成できるもの。学校にはよく機能している価値あるカルチャーが必要である。」と言い，教師，生徒，保護者との協働による社会生活の重要性を説いている。
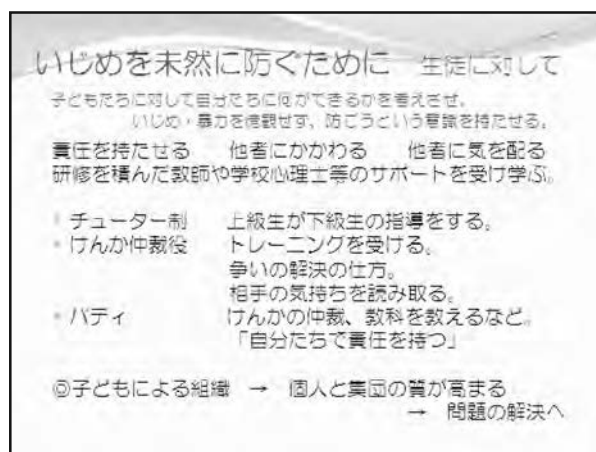
7　おわりに

ドイツでは「共同生活」の意識を持たせる教育を重視している。自分の個性を大事にしながら集団の一員としての責任もきちんと果たす子どもを育てるために「他者に関わる」「他者に配慮する」「責任を持たせる」ことが重要であるのは日本も同様である。今回の研修の経験を活かし，日々の学習や行事などで子どもたちが共に話し合い，自分たちで考える場を提供し続けることが重要であることを再認識した。また，子どもたちの問題行動を未然に防ぐためには，規範意識や豊かな心を育てることが何よりも大切であることも十分理解できた。これらをより強く認識して，学校における教育活動全般や特別活動・道徳の授業等の充実をさらに図っていきたい。

２　生徒指導主事等を対象とした研修会

（団名）Ｅ－１	（テーマ）生徒指導・教育相談	（訪問国）ドイツ
１　研修名　生徒指導対策連絡協議会		
２　目　的　関係機関との連携や研修の充実について，ドイツにおける生徒指導・教育相談の事例をもとに比較検討する。		
３　対　象　生徒指導主事，教育相談担当教員		
４　内容等 （１）時間　60 分 （２）技法　講義形式（演習を含む） （３）内容 ①　ドイツ（バイエルン州・ベルリン市）における今日的課題 ②　ドイツにおける今日の実践 ア　サンクションを背景とした児童生徒の好ましい人間関係を育成するための実践 （ア）児童生徒の学習・生活の中での実践 （イ）学校・関係諸機関による組織としての実践 （ウ）指導の重点 イ　児童生徒理解についての実践 （ア）学校による実践 （イ）学校・関係諸機関による組織としての実践 （ウ）指導の重点 ③　まとめ ④　質疑応答		

ドイツにおける生徒指導・教育相談の充実

1　ドイツ（バイエルン州・ベルリン市）における今日的課題

近年，ドイツでは社会的背景の変化(働きに出る女性の増加，離婚率の上昇，移民背景等)による学校に対しての価値観の変化が見られ，伝統的な価値観が薄れつつある。

以下に近年のドイツの社会的背景の変化により，学校が対応を変えざるを得ない問題点を表に挙げてみた。

	社会的背景	問題点	学校の対応
①	移民・多宗教	宗教や価値観の違いから統一性が取りにくい。	躾や共存，人権尊重を学校で教える必要が生じる。
②	共働き家庭の増加	子どもたちが安心して過ごせる場所や時間の確保。	学校を 6:00～18：00 まで開放している。
③	離婚率増加	不安定な家庭の増加。	
④	サイバーモビング増加	インターネットによる誹謗・中傷の増加	「NO」と言える児童生徒の育成。
⑤	少年による銃乱射事件 2002 年 エアフルト 2006 年 エムスデッテン など	・ギムナジウムを退学した生徒（19 歳）が同校での大学入学検定試験中に銃を乱射し自殺。 ・中学校で同校の卒業生（18 歳）が銃を乱射し自殺。 2000 年以降，同様の事件が６件発生	州としてもプロジェクトを立ち上げて，相談体制，指導体制の見直しを図る。

こうした状況を踏まえ，学校では，児童生徒の自己指導能力の育成のための実践を行うとともに，学校経営に直接介入し学校を支援するスクールサイコロジストやスクール開発アドバイザー，関係機関等の連携は欠かせない状況となってきている。ドイツは，古くから「家庭は躾，学校は学習」というように，それぞれの役割に責任をもつ社会の仕組みが確立している。しかしながら近年の状況に鑑み，学校は学力向上のみでは対応が困難になっているのも事実である。

州による教師のコーチング技術の向上を図る研修制度を積極的に導入し，教師力向上の充実を図ったり，関係機関と連携をしたりした問題予防・発生時のプログラム作成，手引きなどは，学校，児童生徒，家庭等との人間関係調整能力をはぐくむ原動力の一つとなっている。学校が関係機関等と連携を図ることで，学校生活の中での教師と児童生徒，児童生徒相互のよりよい関係づくりに責任と自信を与え，ひいては児童生徒に学力を身に付けさせていくことにつながる。

2　ドイツにおける今日の実践

（1）　サンクションを背景とした児童生徒の好ましい人間関係を育成するための実践

社会的背景の変化（共働き家庭の増加や離婚の増加・移民背景など）が大きくなりつつあり，サンクションという存在は共同意識の高いドイツでは極めて重要である。ただし，昨今の現状から，制裁的なものだけに頼るのではなく，肯定的なサンクションの考え方はより重要になってきている。学校の中で「社会の縮図」と言える学習形態や組織を形成することで，将来を見据えた教育が行われている。

①　児童生徒の学習・生活の中での実践

実践	内容	ねらい
児童生徒による計画的な学習	○１週間の学習計画を自分で立てるなど，子どもが学習の目的をしっかりもち，計画的に取り組めるようにする。	○自己指導能力の育成 ○児童生徒の自己肯感の向上 ○自己決定の場の確保
パートナー学習	○二人一組で行う。互いの得意な教科を教え合う。パートナーは教師が提案したり，児童生徒が指名し合ったりする。	○好ましい人間関係の育成 ○自己・他者理解 ○自制心 ○社会的自立 ○規範意識の醸成
小グループ活動	○児童生徒が互いに教え合う。	
自由に使える時間	○週に１時間，児童生徒が自分たちの問題を解決するために自由に使える時間を確保している。話し合いのテーマを決め，児童生徒同士がコミュニケーションを図りながら問題を解決する。（話し合いの結果は担任に報告する。）	

児童生徒同士の 話し合い 低学年…ゲーム 高学年… ディスカッション ロールプレイ	○現状の集団に必要なきまりを考えさせたり，問題を解決させたりする。 ○児童生徒は，客観的に話し合い，互いに認め合いながら，共存できる関係を作り上げていく。 ○セルフシステム・ヘルプシステム ・子どもたち同士が互いに関わり合うことで，教え・学び・話し合い，共同生活で必要な規範意識を定着させる。	○学校生活への適応 ○基本的な生活習慣の確立 ○自己・他者理解
異年齢集団の編成 （縦社会の縮図）	○１～３年，４～６年など異年齢で構成されるグループで学習を行ったり生活を送ったりする。	○好ましい人間関係の育成 ○集団生活の適応 ○社会の仕組みを学ぶ
チューター制度 Grandmother・ Grandfather 制度	○上学年（クラスで３名任命）が下学年の面倒（生活・学習）を見る。	○社会性の育成 ○個人の履歴になる
けんか仲裁役	○クラスで２名任命。専門指導を受けた教員から講習を受けて任命される。クラス内のけんか（いじめは除く）の仲裁を行う。	○受容・寛容性の育成 ○児童生徒による自治組織の形成 ○個人の履歴になる
バディープロジェクト	○異年齢集団を活用し，年齢の大きな子が小さい子を助ける，教える，けんかを仲裁するなど，生徒として暴力行為に対して「何ができるか」がプログラムされている。二人の教師がチームの中で対応する。	○学校の暴力行為に対する児童生徒による予防

②学校・関係諸機関による組織としての実践

実践	内容	ねらい
規範意識の定着・向上	○入学してきた子どもたちには，学校のきまりを繰り返し練習して覚えさせ，常に共同で生きることを意識させている。 ○「だめなものは，だめ。」と毅然とした態度で接する。 ○子どものよさや活躍を褒める。	○社会的自立 ○参画意識 ○基本的な生活習慣の確立
対策手引き書の活用	○赤（緊急危険度高），黄（中程度），青（低）の色別に緊急度がランク分けされ，学校内の「危機を避けるための予防」，「危機の介入」の観点から予防対策の組織であるクライスチームの手引き書となっている。 ○問題行動の程度により中心となって解決にあたる機関（人）が異なる。 ・からかい・いやがらせなど→教員 ・モビング→スクールサイコロジスト ・暴力→警察	○未然防止 ○早期対応
問題行動への関わり・制裁	○不登校を認めない社会の形成。 ・正当な理由なく（医師の診断書がないなど）学校を休み続けると，学校は役所に連絡，役所は警察に連絡し，子どもはパトカーで学校に連れて行かれる。 ・保護者には罰金が科され，さらに児童手当を支給しないなどの措置がとられる。	○学校へ行かせる義務や教育を受ける権利の明確化 ○不登校児童生徒の未然防止・早期発見

③　指導の重点

ア　子どもが非常識な言動をしたときは，頭ごなしに叱るのではなく，向き合って（円卓で対面）真剣に話すようにしている。「制裁は成長の役には立たない，信頼関係の構築こそが大切である。」との考えで対話を重視している。

イ　実際にいじめが生じた時には，グループでそれをテーマに話し合い，「いじめてしまうのはどうしてか」など，子どもたちが客観的に意見を出し合い，解決するようにしている。誰もが加害者・被害者になりうるので，子どもたちのこのような活動がいじめ防止につながっている。

ウ　大人（教師・保護者）が子どもの良いところを見つけて褒める。子ども同士も認め合う。共同生活の中で，好ましい行為に対して承認・称賛し，子どもの自己肯定感を高めるようにしている。

エ　児童生徒の自己肯定感や相互理解を向上させるために，共同生活の中で子どものがんばりや成長を認めるなど，お互いが認め合う環境をつくっている。制裁に重点を置くのではなく，あくまでも問題行動の未然防止に努めている。

オ　社会生活で大切な規範意識を醸成するために，共同生活の中で「だめなものはだめ」と言う毅然とした指導を行っている。

カ　共同生活の第一歩である学校生活においてのきまりを子どもたちにしっかり伝え，常に共同で生きることを意識させている。

（２）　児童生徒理解についての実践

児童生徒が社会性を身につけるためには学校・家庭・地域社会が，それぞれの役割を担い機能することが大切である。また，児童生徒に理解を示し，信頼関係を構築することも重要である。

①　学校による実践

実践	内容	ねらい
会話・対話の重視	○個人的な会話を日常的に行う。 ○共に時間を過ごし，状況に応じて丁寧に指導する。 ○小さなステップを見逃がさず褒めたり，認めたりする。	○教師・児童生徒の信頼関係の構築 ○児童生徒の自己肯定感の向上

	○問題が起こったときは，犯罪者扱いされたという印象をもたれないように時間を決めて（７分間）対話する。	
「先生から子どもへの手紙」を教室に掲示	○悩みを相談したいときに，相談したい相手に電話をかけられるように教室に電話番号等を掲示。 （担任・他の先生・校長先生・教会団体・警察）	○問題の早期発見・対応 ○信頼関係の構築

② 関係諸機関による実践

実践	内容	ねらい
福音派教会慈善カウンセリングセンター	○学校・病院・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーと連絡を取り合う。学校には，問題を抱える子どもの集団生活の在り方を指導する。 ○ワンマンプロジェクト ・一人だけで演技する俳優を学校に派遣し，ロールプレイにより，児童生徒にいじめの被害者の立場を擬似体験させ，いじめの未然防止を図る。	○児童生徒理解 ○問題の早期発見・対応 ○いじめの未然防止
スクール・ カウンセリング・センター・ リヒテンベルク	○児童生徒，教師，保護者に対しての心理学的な相談支援を行う。 ○学校関係者（教師，ソーシャルワーカー，教育士など）への助言や，モビング，ドラッグ，暴力などの予防対策のための心理学的なアプローチからの研修を行う。	○児童生徒理解 ○問題行動の予防・対応策

スポーツクラブ	○日本の学校での部活動の役割を担う。規範意識の醸成や態度の育成を図り，スポーツを通して指導者と子どもたちは信頼関係を築く。	○規範意識の醸成 ○社会性の育成 ○指導者・児童生徒の信頼関係
スポーツスクール	○市民に対するスポーツの養成教育を行う。 ○小学校での体育の授業の向上のために，体育を専門としない教員を対象とした実技講習を実施する。	○教員の資質・技能の向上

③　指導の重点

ア　学校・病院・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーが連絡を取り合う。カウンセリング・センターは，問題を抱える子どもの集団生活の在り方を指導するよう学校に対して要請する。

イ　教師は子どものよき手本，リーダーとして求められる。そのために，教師の研修の場が重要である。

- 州の主催による，児童理解，問題対応のための予防トレーニングが積極的に実施されている。
- スクールサイコロジスト，ソーシャルスクールワーカー等の学校配置，派遣等による指導・支援の充実。
- スクールサイコロジストが校内で教員を対象とした研修を実施し，教師の資質向上を図る。

ウ　専門性をいかした研修の充実が図られている。（地域にあるスクールカウンセリングセンター，スポーツスクールとの連携）

3　まとめ

ドイツ（バイエルン州・ベルリン市）の学校では，研修を積んだ教師やスクールサイコロジスト等のサポートで，「共同生活」「相互尊重」「参画意識」を子どもたちは学んでいる。移民背景の多いドイツの子どもたちにとって，共同的に学ぶことの意義は大きい。しかも，「自分たちに何ができるか」を問わせることは，子ども自身がいじめ，暴力を傍観せず，予防するという観点から参画意識を高めることとなり，効果的である。

ドイツの学校心理士，社会教育士の学校を支援する危機介入，予防対策は，臨床心理の充実が図られている日本の学校だからこそ，役割連携の一つとして検討に値する。

３　校長，教頭，指導主事等を対象とした研修会

（団名）Ｅ－１	（テーマ）生徒指導	（訪問国）ドイツ

１　研修名　ドイツにおける生徒指導報告会

２　目　的　ドイツの生徒指導の取組について紹介し，本研修を通して生徒指導の取組を振り返るとともに，今後の生徒指導に生かす。

３　対　象　市内校長会・教頭会
教育委員会指導主事
教育相談センター指導主事

４　期日・日程・技法及び内容
（１）期　日　　平成２５年　２月　６日（水）
（２）技　法　　講義形式（一部パワーポイント使用）
（３）内　容
①　ドイツ連邦共和国
・１６の連邦州からなる国家であり，首都は Berlin。
・主要産業
・社会保障の充実
・移民背景
②　ドイツの教育システム
・教育行政
・学期と授業
・全日制の学校
・学校システム
・職員構成
校長，副校長または校長代理，秘書，教師，教育士，社会福祉士，学校心理士等
③　南部地域と北部地域との違い（ベルリンの教育システム）
④　ドイツにおける「いじめ」問題
・Mobbing，Cyber-Mobbing
⑤　不登校について
・不登校生徒は存在しない。
⑥　ドイツ教育の良いところ
・筆記具は万年筆　モンブランはドイツ製
・休み時間は教室から外へ
・修学旅行
・横の関係と縦の関係
⑦　海外派遣プログラムを終えて

（１）　ドイツ連邦共和国

16の連邦州からなる国家であり，首都はBerlin。主要な産業はベンツやBMWに代表される自動車，SIMMENSなどの機械，電子工学，精密機器。アウトバーンとよばれる高速道路で街と街が結ばれており，物流の中心でもある。ドイツは世界有数の先進工業国であるとともに貿易大国であり，GDPの規模は欧州No.1である。（世界では日本に次いで第４位「IMF国際通貨基金のデータ2011年４月版」）

公的年金，保険制度を世界で始めて導入した国で社会保障が充実している。学校の多くは公立学校であり，大学もすべて国立で授業料無料である。家庭の教育にかかる負担は少ない。制限速度の無いことで有名なアウトバーン（高速道路）の通行料も無料である。ただし，税金が高く，所得税は40%以上となっている。

また，ドイツは，従来から労働力として外国からの移民を積極的に受け入れている。また，難民救済を政策の一部に置いていることもあり，肌や髪，瞳の色から宗教にいたるまで様々で多民族国家といっても過言ではない。特に首都Berlinは旧東ドイツの首都であり，東ドイツ時代の東欧の玄関口であったことで，東欧諸国からの流入，特に，トルコやロシアからの移民が多い地区もある。そうしたことから，移民背景（父母や祖父母が外国から来た人）のある生徒の割合は，クラスによっては80%を超えるところもある。

（２）　ドイツの教育システム

ドイツの教育行政は州単位で行われており，教育課程などは州ごとに決められている。年数回は16州の教育行政担当が集まり，ドイツとしての教育のあり方を議

論している。

新学期は９月から始まり，６月過ぎに１学年が終わる。授業時間は 45 分間。１時間目は７時 50 分ぐらいに始まり，６時間授業を行っている。基本的には学校は午前で終了し，帰宅後，家族と一緒にお昼ご飯を食べ，午後からはスポーツクラブやバイオリンなど地域の活動に参加するのが児童･生徒の一般的な生活である。しかし，現在では全日制が増えている。全日制には，オープンとバウンデッドがあり，オープンは，午後からの時間を小学校低学年では遊びや宿題に使い（学童保育），それ以降の学年では宿題や課題の学習，クラブ活動などに使う。バウンデッドは，あらかじめ決められた時間割があり，生徒は時間割に従って放課後まで授業を行う。下校時刻はどちらの学校も 16 時過ぎになる。

午前で終わっていた学校が全日制に変わっていったのは，ドイツ人の生活の変化に影響されていることが大いにある。なかでも，離婚率の上昇はその大きな要因の一つである。現在の離婚率は 50％を超えているようで，シングルマザー，シングルファーザーの増加が生徒の学校での下校時刻の変化に関わっている。

子どもが生まれて６歳になれば，義務教育が始まる。３歳から６歳までの幼児は日本の保育園にあたる Kindertagesstatte へ入園をする。しかし，入園は義務ではなく自由である。

Grundschule(初等教育)は６歳の９月に始まり, 10 歳の６月までの４年間である。４年生終了時で自分の進路を決めなければならない。なぜなら，５年生からは，自分の学力によって進級する学校が決まってしまうからである。

※成績の２.３３以上が Gymnasium(Abitur 合格を目指す中等教育機関)。

成績の２.６６以上が Realschule(実科学校。商業などを学ぶ)。

以下は，Hauptschule/mittelschule(基幹学校。職業訓練校のようなもの)。

＊成績の１が最高であり，５が最低である。

＊Abitur とは，大学入学資格試験のこと。人生で２回のみ受験可能。同学部の受験不可。

学校には，校長，副校長または校長代理，秘書，教師，教育士，社会福祉士，学校心理士等が就労し，児童・生徒の指導に当たっている。校長は，学校の代表であるので，学校におけるすべての問題にかかわり，生徒と保護者への対応には担任とともに対応し，問題解決にあたる。退学等の決定も校長の判断で行っている。秘書は，日本で言うところの事務長で，学校の予算関係の仕事を行う。養護教諭はいないので，生徒が病気やけがをした時の保護者や病院への連絡は秘書が行っている。教師はGymnasiumやRealschule, Mittelschuleにおいて２科目以上の教科を教える。教育士は，Grundschuleでは休み時間に一緒に遊んだり，授業のサポートをするなどして児童・生徒の面倒を見ることが主な仕事で，教師と同等数の人員が配属されている。教育士になるためには，大学において資格を取る必要がある。社会福祉士，学校心理士も常時ではないが勤務しており，生徒の問題解決にあたっている。

（３）　南部地域と北部地域との違い

上で述べたことは主に南部地域（今回最初に訪問したWürzburgの学校施設）の学校システムのことである。これから述べることは，後半に訪問したBerlinの学校の教育システムであり，いわば都会の学校で，東西ドイツ統一の影響を強く受けた地域の教育事情である。

まず，Grundschuleは６年間ある。４年間で将来の進路が決まることへの不安や心配,および才能の開花の遅い生徒への対応と，大学への進学志向が都市部では高いこと，なおかつ東ドイツが６年間であったことでBerlinでは，Grundschuleが６年間となっている。その後の進路も，Gymnasiumは存在しているが，Realschule, Mittelschuleはなく，それらを統合したIntegrierte Sekundarschuleが置かれてい

る。そして，Gymnasium に進学しなくても Abitur を受けることもできる。

（4）　ドイツにおける「いじめ」問題

ドイツにおいても「いじめ」は存在し，近頃は Mobbing と呼ばれていることが多いようである。特にインターネットによる「いじめ」が問題視されており自殺者もでている。これらを Cyber-Mobbing と呼んでいる。携帯電話は Grundschule に通う児童の年齢から持っており，インターネット上に写真を載せたり，Twitter などで悪口や陰口を書いたりするような間違った携帯電話の使い方からトラブルになるケースが多いようである。日本の電話会社が行っているような未成年者向けのフィルタリングサービスはない。

子どものいさかいやけんかは Mobbing の範囲に入らず，生命の危険にさらされる状態までいく場合を一般的に Mobbing と定義づけている。

（5）　不登校について

ドイツの教育関係者に不登校生について質問すると,「本校に不登校生徒はいません。」という返答であった。なぜかと聞き直すと彼らは口を揃えて，「ドイツにおいて生徒は学校に行って教育を受ける権利があり，保護者は教育を受けさせる義務がある。生徒が学校を休む時は，病院の診断書が出る時であり，それ以外は休んではならない。」という返答であった。そして，理由も無く休むものなら，警察が家に押し掛け生徒を強制的に学校に連れて行く。そして，保護者が拒むようなら，保護者に渡している生活保護費などの社会保障に関わるお金はすべてカットされる。従って，保護者も子どもが学校へ行くことを拒んだ場合は，理由をはっきりさせ，もし「いじめ」などが問題ならば即座に担任や学校に連絡を入れて，問題解決を早急に図るようにしている。

（6）　ドイツ教育の良いところ

子どもが Grundschule に入学後に持たされる筆記具は万年筆である。ペン先の太さが決まっていて，自分の好きな太さの書きやすい万年筆を使っている。カートリッジ式のインクを使用する。なぜ，ドイツの学校において小学生から万年筆を使わ

せるのかと質問したところ，万年筆は鉛筆とは違って一旦書くと二度と消すことはできない。

だから一文字一文字を丁寧に書くようになるとの返答であった。文字を丁寧に書くことによって，児童・生徒の集中力と落ち着きを育む。１年生の時点で授業を落ち着いて受けられるようになれば，授業へのつまずきも少なくなるように思う。高級万年筆で有名なモンブランがドイツ製なのも納得できる。

Grundschule や Gymnasium，Realschule，Mittelschule にも２時間目と３時間目の間には長休みがあり，児童・生徒のほとんど全員がグラウンドに出て身体を動かす。ドイツは夏以外天候が悪く，人々はメランコリックな気分になりがちなので，晴れの日は極力外に出て，日光を浴びるように日頃から心がけているようである。担任はその時間に教室に鍵をかけ，生徒全員がグラウンドに出るように促す。また，リズミカルな授業を提唱している学校もあった。教室での授業と教室以外での授業を交互に取り入れながら，リズム感がある学校生活を作り出すように工夫している。

生徒は Grundschule を卒業後，次の学校に入学してしばらくすると，クラス旅行がある。10 日間程度でドイツ国内をバス等で移動し，キャンプ場などで泊まりながらクラス全員で共同生活をする。その旅行で担任は生徒の様子を観察し，今後のクラス経営に活かし，生徒たちは１年間同じクラスで生活する仲間作りのために貴重な時間を過ごすことになる。寝食を共にすることにより，仲間のことを知る大変重要な旅行となる。

Gymnasium，Realschule，Mittelschule，Integrierte Sekundarschule では，５年生から 10 年生以上の生徒がいるので，上級生が下級生の面倒をみることを積極的に取り組んでいる。横の関係だけでなく，縦の関係を作りながら，学校内での問題の解決に役立つようにしている。Mobbing の防止にも効果がある。

（７）　海外派遣プログラムを終えて

日本の教育界で，問題となっているところはドイツにおいても同様に問題となっている。しかし，今の日本に比べドイツでは社会全体がルールの厳守やサンクショ

ン（村の掟や習慣など）によって，それらの問題を解決しようとしている。また，学校内では人間関係のつながりを横だけでなく，縦の関係を重要視することにより解決に向かおうとしていることなどは，日本の社会や学校が欧米からの影響を受けて忘れてしまった日本の良き伝統だったのではないかと感じた。

私たち日本人は，欧米諸国からいろいろなものを吸収し，会得してきた。しかし，それらの多くは表面的なもので，本質的なものには目もくれず都合の良いものだけだったのかもしれない。これからは，日本が今まで培ってきた良きものを継承し，そして諸外国が行っている取り組みを積極的に取り入れ，日本にあった日本仕様のやり方で行う必要性をより感じた。

また，本校においても多くの教育課題がある。それらの課題を，ひとつひとつ丁寧に対応し，先人のやってこられたノウハウをもとに，なおかつ現状に応じたやり方で柔軟に対処する。

最後になりましたが，今回こういう機会を与えていただいた校長先生をはじめ，留守中にご迷惑をおかけした諸先生方に感謝するとともに，今回の経験を行かし，これからの学校運営に携わっていきたいと思う。

Ⅶ　キーワードから学ぶ（シニアアドバイザーの立場から見た考察）

今回，Ｅ－１派遣団は，日本の生徒指導の軌跡の中にドイツの社会と学校がこれから辿ろうとしている部分を見いだすことができた。加えて，ドイツの社会が辿ってきた軌跡の中にも日本の社会と学校がこれから辿るであろう部分をしっかり確認することができた。

団員の方々が収集した多くの情報の中には，日本の学校においても近い将来において重要な生徒指導の課題，例えば離婚背景を抱える児童生徒の周辺指導などである，いわゆる「これからの生徒指導」についての示唆が含まれている。

さらに，各団員が自分の学校や地域に戻って，すぐにでも具体化できそうな取り組みや時間をかけてじっくり掘り起こしていかなければならない取り組みなど多様な事例を得たことによって，今後の現場での活動や管理職としてのマネジメントに大いに期待することができる。それでは最後のまとめとして，ドイツ 11 日間の視察と研修を通して強く心に刻まれたことをいくつかのキーワードに集約して振り返ってみたい。

【キーワード】

（１）　「共同」「共同社会」

日本の教育においても共同という概念がないがしろにされているわけではない。しかし一人ひとりを大事にとか，個別指導など，集団と個について教員が口にする量は圧倒的に後者が多い。ドイツにおいても「個の重視」という概念は，どの学校や行政機関でも徹底して主張されていた。では，日本と同じかというとそうではない。なぜならば，教育における「個」の必然性の度合いが日本と比べて極めて高い状況にあるからである。

右の写真は訪問校の学級の子どもたちの保護者の出身地を廊下に掲示したものである。移民背景という言葉で表現されているが，つまり保護者の両方あるいは片方がドイツ人でないという家族の出身国を指すものである。地域によっては，

児童・生徒の半数を超えることも珍しくない。

つまり両親またはそのいずれかがドイツ以外での生活習慣，宗教，規範（意識や行動），その他の異文化を背景に寄り集まっているのがドイツの学校というのが社会の大前提である。しかし，互いが仲良く，快適な生活を実現していくためには，個人のわがままや自由度は自ずから制限されざるを得ない。個の尊重は豊かな市民社会，共同社会の実現を最終目標とする過程に位置しているのである。近年の経済的発展に伴い社会は大きく変わりつつある。このあたりは日本のそれを彷彿させるものであるが，施策や教育活動の必然性にプラスして切迫感という視点に立って見ると，ドイツ北部においては，学級，学校，地域の要請，社会構造の変動が教育上の必然性(ドイツの場合は多民族，離婚率の急増，グローバル化による生活の変化，価値観の変化，家庭の崩壊その他)を抱えるからこそ活動に真剣味がにじんでいるといえそうである。こうしたことを肌身で感じ取った参加者にとって今回の視察は大変有意義であったと思う。

（２）　基礎基本・ルール【徹底】

共同社会の実現のための要件として他者を尊重するという態度の形成は極めて重要である。ドイツでは発達段階の早いうちから家庭や学校において行われている。例えば，学校では人が話をしている時には顔を向けて聞く，人のいやがることはしない，教室で大声をださない，先生を敬う，遅刻をしない，友達と話し合いのルールを守る等々である。数えればきりがないほど学校生活での基礎基本やルールについて徹底してたたき込まれる。注目すべきはこの「徹底」にある。一般の児童については訓練を通して，あるいは発達段階に応じた陶冶が徹底して行われる。

日本の私たちが一見，児童中心主義，自由な学校という印象を持っているイエナ・プランの学校や自由ヴァルドルフ・シューレ(シュタイナー校)ですら，小学校低学年に相当する年齢から徹底して行われる。もちろん，ドイツのすべての学校でこうした取り組みが徹底されている訳ではないと思うが，無作為に抽出した訪問校の視察を通して感じたことである。

なぜ徹底させるのかについては，他者を尊重する態度こそ多様な国家，宗教，価値観，生活習慣をもつ人々を結びつける基本中の基本である。それがドイツでは必要不可欠な価値観として多くの人々がこれを共有しているからに他ならない。

ドイツでは路上に30分以上車を駐車させられないと言われる，これは盗難にあう危険性が高いことを喚起するものである。つまり犯罪も多いということである。反面，どんなに駐車違反が溢れている都会の路上であっても，障害者用の駐車スペースは必ず空いている。日本の文化と比べると感動ものの風景である。「子どものしつけと犬のしつけはドイツ人にまかせろ」と言うヨーロッパの格言もあるぐらいしつけの名人なのである。事実ドイツの街ではリードのない犬が飼い主の側に寄り添うように散歩する風景をよく見かけた。そこで，ドイツのしつけについて改めて聞いてみると，「最近の親は犬はともかく子どものしつけは不合格である」との答えが返ってきた。税金の滞納，教会税逃れの改宗，不登校に対する処罰逃れの転校の繰り返し，諸費滞納や学校への養育依存などが増えているのである。ドイツが経済発展とともに抱えてきた問題に対して必死に対応する学校の姿に日本のそれと重ね合わせてみることができる。

（3）　離婚背景

　視察を通して必ず登場するのが，「移民背景」と「離婚背景」である。家族のあり方が子どもの生活と成長に大きな影響力を持っていることの証である。日本においては「移民背景」というよりも一般的に「外国籍」として呼ばれその扱いは，ドイツにおける「移民背景」とは多少ニュアンスが違う。つまり，違うことを前提に集まり，その中で快適な共同社会を作っていくための文化（サンクションを含め）を創造していく方向性が定まっている。日本との違いは絶対的な数である。ドイツでは先述したようにクラスの半数以上がこの移民背景を抱えており，社会の要請や逼迫感は日本のそれとはかなり差があり，当然のことながら学校教育に大きな影響を及ぼしている。

　「離婚背景」のその数は移民背景と同じく高率である。離婚背景は私たちが訪問した学級では60%を超えており，この数字とこのことの周辺で発生する問題行動は，まさに日本が今後辿っていく道筋であることが容易に予測される。

　つまり，これからの生徒指導で今まで現象の要因のひとつとしていたものが現象数の増大とともに大きくクローズアップされてくることが予想される。現実的に，日本における不登校，ひきこもりは言うに及ばす非行についても，この保護者の離婚，あるいは高い葛藤状況を抱える両親の影響を見逃すことはできない。現在でこそ30%前後であってもやがて学級の半数以上の子どもたちがこの問題を

抱えて登校してくることを想像してみてほしい。日本では離婚後の子どもの条件，つまりサポート環境，父子あるいは母子交流，経済的環境などで様々な好条件に恵まれた子どもよりもマイナスの条件ばかりを背負わされた子どもが多い。

さらに，日本に限らず，Amato（1994）の研究によれば，離別と非離別の子どもでは前者の方がより多くの問題を抱えている。つまりウェル・ビーイングが低いということが報告されている。先生方には至極当然の報告であろう。しかし，この報告書では離婚背景を抱えた児童生徒の中にもよりよく適応している者もいるという事実に注目したい。つまり，離婚事実だけでなく離婚前後の子どもに対する対応のあり方が子どもの後の適応に大きく影響すると言うことを示唆するものである。

学級の児童生徒の半数以上がよりよく適応するための要件を欠いていることを前提にした経営のあり方について，離婚前後の社会的サポートについて今後詳細に調査したいと思っている。なぜならば，日本においても離婚背景の児童生徒は今後増加することが予想されるからである。

（４）　機能するシステムと停滞するシステムの境界

不登校，いじめ，学校事故等々その発生メカニズムはドイツも日本も共通している。

不登校についてはドイツの諸学校は原則的にこれを学校が取り扱うべき事項という認識はなく，学校に行かせることは保護者の義務であり，不登校はこれを怠ったことによる結果と見なす風土がある。従って，学校に行けない子は病院に行くか，警察官が訪問して強制的に行かせる，あるいは保護施設に入れるといった対応が支配的である。日本のように心の病で括って学校がこれを担う風土はない。

ただし，日本のスクールカウンセラーに相当する職種で学校心理士や社会心理士と言った専門家が学校生活における心理的サポートをすることについては日本と同様である。現実に，不登校の数や原因についての信頼性のおける統計は存在していない。

不登校については，ドイツの社会が有する価値観（文化的構造）に大いに学ぶべきものがあるが，これは日本の軌跡をドイツも今後後追いしてくる課題になることが予想される。

反面，いじめ（シッカネン）はここ 10 数年来急増しつつあり，メディアの報道やインターネットでの投稿数も非常に多くなってきている外来語のモビングと称

されて大きな社会現象の位置に収まりつつある。

モビング対策はいち早くバイエルン州で取り組まれ，その後に深刻な様相を呈し始めたベルリン市でも対策が取られ始めた。私たちが訪問したベルリン市では，相談センターを中核にして行政と学校が一丸となってこれに取り組んでいる姿を見ることができた。

左の様子は低学年と高学年の子どもが一緒に登校する様子である。日本でもよく見られる光景であるが，高学年の子どもはいじめや学級内葛藤，学習支援などの定められた訓練を受けた子どもである。

また，このリーダーとなる子どもを指導する教員もまた同様の教育訓練を定期的に受けた者が充てられる。

モビング対策プログラムは教育課程の中に取り入れられて多くの時間もこれに充てられている。また，教師の活動も主体的にこのプログラムの中心にあったことが印象的であった。

システムが機能的するか否かは，状況の逼迫感が生む必然性の存在，教師が主体的に位置づけられていること，時間とマンパワーと教育課程を達成目標に合わせた構造化が必須である。ここではその実例に触れることができた。

（5） 日程そしてＥ－１団のモチベーションについて

尽きない興味や関心，新しい経験への期待や喜び，目から鱗のごとき問題解決など人を学習に向けるモチベーションは子どものみならず大人にとっても極めて大切な要件である。今回の視察は日程並びに団員各位，また協力してくれた多くの方々のおかげで，このモチベーションをさらに高揚させることができたと思う。

① 日程について

ドイツの学校施設は９月中旬から開始される所が多い。また，９月～10 月は各州の休み期間が設定されており，今回の訪問はドイツ南部（バイエルン州）と北部（ベルリン市）に目的地を設定したために訪問先の事情（地域の休暇期間）を考慮する必要が出てきた。旅行業者のご努力により無事に選定ができたことに感

謝するとともに，シニアアドバイザーが旅行業者にもっと情報（訪問校）を提供すべきだったと反省している。

日程的には学校が開始されてから１ケ月を経て，どこも落ち着いた時期で良かった。受け入れに関する準備状態も満足できるものであった。季節的には寒くなる時期にあたり，団員の健康を心配したが，前回の派遣団（20 年度）より約１週間早い出発により気温はさほど低くならず，また，天候にもめぐまれた。さらに，この時期のドイツは紅葉の最盛期にあたり，その美しい風景は皆の心に焼きつけられた。

さらに，ホテルでの研修時間が確保されたのは訪問の方向性や内容の整理に有効であった。

② Ｅ－１団の凝集性と派遣サポートについて

団の結束力は訪問地における研修・研究活動に大きな影響を及ぼす。参加者それぞれのモチベーションを一定方向に導くリーダーの存在も重要である。こうした視点からみるとＥ－１団は優れたリーダーの下に機能的な集団を短期間のあいだに作り上げていたことが特記すべきことである。

加えて，資料の翻訳は訪問と並行して進められていたことはもうひとつの特記すべき事項である。各団員の質問に対する回答の裏付け資料が即日に日本語に訳されて手渡されることは，研修・研究の深化に大いに役立った。また，今回の通訳者は，学校教育に精通するだけでなく，社会情勢，宗教などにも幅広く精通しており，我々の疑問に丁寧に答えてくれた。さらに，わからないことは積極的に聞き返し，日本の学校で通常使われている教育用語なども，ドイツにおける相応の言葉に置き換えて表現してくれた。

最後に，派遣前後のみならず派遣中にあっても密接な連絡を取り，調査活動，在ドイツでの生活にご支援くださった独立行政法人教員研修センターのスタッフの方々，訪問校の校長先生はじめ諸先生方に深く感謝を申し上げます。

Ⅷ　団員名簿　※個人情報保護の観点から、掲載を差し控えます。

Ⅸ　研修日程概要

日次	月日 （曜日）	発着地・滞在地	交通機関	時刻	摘　　　要
1	10月8日 （月）	成田発 フランクフルト着	NH209 専用車	11:25 16:35 夕刻	移動（航空機：約12時間10分） ホテルへ移動（約104km：約1時間45分） （ヴュルツブルク　泊）
2	10月9日 （火）	ヴュルツブルク	 専用車	午前 午後	オリエンテーション（宿泊先ホテル内） ヴュルツブルク教育委員会 ※バイエルン州における生徒指導，教育相談について行政説明 （ヴュルツブルク　泊）
3	10月10日 （水）	ヴュルツブルク	専用車 専用車	午前 午後	イエナプラン・グルントシューレ・ヴュルツブルク（基礎学校）訪問 ※生徒指導，教育相談の現状調査及び授業参観 ダービッド・シュースター実科学校（レアルシューレ）訪問 ※生徒指導，教育相談の現状調査及び授業参観 （ヴュルツブルク　泊）
4	10月11日 （木）	ヴュルツブルク	専用車 専用車	午前 午後	シーボルト・ギムナジウム訪問 ※生徒指導，教育相談の現状調査及び授業参観 ディアコニー・ヴュルツブルク （福音派教会慈善カウンセリングセンター/教育相談機関）訪問 ※地域の相談窓口の現状調査 （ヴュルツブルク　泊）
5	10月12日 （金）	ヴュルツブルク	専用車	午前 午後	グルントシューレ・ホイフェルホーフ（基礎学校）訪問 ※生徒指導，教育相談の現状調査及び授業参観 研修成果のまとめ，研修資料等の収集・整理（宿泊先ホテル内） （ヴュルツブルク　泊）
6	10月13日 （土）	ヴュルツブルク			教育課題に関する調査研究 （ヴュルツブルク　泊）
7	10月14日 （日）	フランクフルト ベルリン	専用車 LH194 専用車	午後 18:25 19:35	フランクフルト空港へ移動（約104km：約1時間45分） 移動（航空機：約1時間10分） ホテルへ移動（約8km：約20分） （ベルリン　泊）
8	10月15日 （月）	ベルリン	専用車 専用車	午前 午後	ベルリン市教育省訪問 ※ドイツ，ベルリンにおける生徒指導，教育相談について行政説明 ランデス・シュポルト・ブント(地域スポーツクラブ)訪問 ※学校教育との関わり及び活動について調査 （ベルリン　泊）
9	10月16日 （火）	ベルリン	専用車 専用車	午前 午後	グルントシューレ・アム・コッペンプラッツ（基礎学校）訪問 ※生徒指導，教育相談の現状調査及び授業参観 サンクト・ヒルデガルト校（ハウプトシューレ）訪問 ※生徒指導，教育相談の現状調査及び授業参観 （ベルリン　泊）
10	10月17日 （水）	ベルリン	専用車	午前 午後	スクール・カウンセリング・センター・リヒテンベルグ （ベルリン市内教育相談機関）訪問 ※警察・教会等にて，地域の相談機関の現状調査 研修成果のまとめ，研修資料等の収集・整理（宿泊ホテル内予定） （ベルリン　泊）
11	10月18日 （木）	 ベルリン発 フランクフルト着 フランクフルト発	 専用車 LH193 NH210	午前 午後 17:30 18:40 20:45	教育課題に関する調査研究 空港へ移動（約8km：約20分） 移動（航空機：約1時間10分） 移動（航空機：約11時間15分） （機中泊）
12	10月19日 （金）	成田着		15:00	帰国

Ｘ　あとがき

２月４日から行われた事後研修会の最後に,「この団の先生方と，もし全員で学校経営に携わることができたら，素晴らしい学校が創れます」と，あいさつさせていただいた。今回は学校経営研修ではないものの，団員一人ひとりの目的意識が高く，研修に対して常に前向きであったこと等，非常に質の高い集団であったからである。

８月 29 日，緊張した面持ちで全国各地から集まってきた団員は,「ドイツにおける生徒指導の現状や取り組み」「ドイツにおける教育相談体制」等の課題を持ち寄り事前研修に望んだ。研修の趣旨に沿い，２日間のディスカッションの中，個人の研修課題を大切にしながらも，団としての研修という視点に立つと，どのように調査研修を進めていったらいいかはかなり難題であった。

シニアアドバイザーとして帯同くださった柳生教授のアドバイスのもと，調査の切り口が明確となり，そこからの質問を事前に作成し，ドイツの学校や教育機関に事前に送付することで研修を深める準備を整えることができた。

10 月８日から 19 日まで，ヴュルツブルグとベルリンの二都市において，学校・教育機関等を視察した。限られた時間の中，吸収できるもの全てを持ち帰ろうと競って質問する団員の姿があった。ホテルに帰り睡眠時間を割いてのレポートづくり。エネルギッシュな行動には，ただただ敬服するばかりであった。

また，食文化が違う生活環境にもかかわらず全員が健康であったことは，この研修を成功に導く大きな要因となった。さらに，通訳を務めていただいたドイツ在住の堤晴代さんは，ドイツの教育事情だけでなく，社会情勢や宗教等にも詳しく，すべての団員から信頼された存在であったことは言うまでもない。

帰国後の事後研修会では，各団員が所属する学校や地域，教育行政において，実践や施策に繁栄させていくことを目的に，研修の成果を発表できるよう資料作成を進めた。教職員及び児童を対象とした研修会，生徒指導主事等を対象とした研修会，管理職等を対象とした研修会等において，各団員が胸を張り発表している姿を想像できた。

最後に，この研修を通して，互いを高め合うことができた団員と，研修を成功に導いてくださった独立行政法人教員研修センター等，多くの関係者に感謝申し上げ，研修の報告といたします。

副団長　仙洞田　一　郎（山梨県教育庁スポーツ健康課　主幹）

資　料　編

資料１　ドイツの地方組織

Vertikale Verwaltungsstruktur Deutschlands

地方組織

連邦　Ｂｕｎｄ　　⇒　地方自治権をもつ16州

州　　Ｌａｎｄ／Ｓｔａａｔ　⇒　ドイツ連邦共和国基本法に基づき立法，行政，司法を有す。

都市州　Ｓｔａｄｔｓｔａａｔ　⇒　ブレーメン，ハンブルク，ベルリン　（１２行政区）

行政管区　Ｒｅｇｉｅｒｕｎｇｓｂｅｚｉｒｋ

郡　　Ｌａｎｄｋｒｅｉｓ　（４２９の郡）

郡独立市　Ｋｒｅｉｓｆｒｅｉｅｓｔａｄｔ

郡所属自治体　市町村　Ｇｅｍｅｉｎｄｅ　（12141の市町村）

人口200人～2000人　⇒　６０％

人口10000人以下　　⇒90％

ドイツは16州が連合して一つの国を作っている連邦制の国家です。ドイツの学校教育制度の基本的な権限は，各州にあり，それぞれの学校法，学習指導要領を定めています。各州の文部大臣の参加によってされる州文部大臣会議 Kultusminister Konferenz(KMK)により，できる限り全国的な統一化が行われていますが，法的拘束力はありません。歴史的に長いあいだそれぞれの地方に政治権力が分散していました。特に，強力な中央集権を強いたヒットラーの第三帝国の反省もあり，現在のドイツは徹底した地方分権制国家になっています。この事実がドイツの行政を考えるときに必要かと思います。地方都市と大都市間の教育や生活の差はほとんどなく，世界的に有名な企業もおどろくほど田舎にあったりします。16州の中で一番成績が良かったのがBW州とバイエルン州で，例えばベルリンやブレーメン州からバイエルンやBW州に引っ越してくる生徒は一学年下げて転入しなければならないほどだと言われています。

資料２　ベルリンの学校教育法

Bildung für Berlin – Schulgesetz für Berlin in der Fassung vom 28.Juni 2010
ベルリンの教育　－　2012 年 6 月 28 日版　ベルリンの学校教育法

第ＩＶ章　　教育紛争 の場合の措置
§62　教育措置
（１）　授業や教育職務における紛争や妨害では，学校は生徒に対して教育的な措置が優先されるべきである。教育紛争の解決には全ての当事者及び親権者が加えられなければならない。
（２）　教育紛争や授業妨害の場合の措置にはとりわけ以下がある。
　１．生徒との教育的な話し合い
　２．共通の取り決め
　３．口頭での叱責
　４．学級日誌への記帳
　５．為出かした損害の償い
　６．対象物の一時的な没収
（３）　教師は適切な基本法の配慮のもとに，教育学的な責任範囲において教育上の措置について判断し，それぞれの状態並び生徒の年齢や人格が一番公正にされなければならない。親権者には，選ばれたその教育上の措置についてふさわしい方法にて知らされる。
§63　規則措置
（１）　§62 により教育措置が紛争解決に行われるか，あるいは成功の見通しが全くない限りでは，適切な基本法の保持のもとに規則措置が取られる。生徒が，規則的な授業や教育職務を害するか，学校生活に関わりのある他の者を危険にさらす時は，規則措置が取られる。何回も授業を無断欠席する者にも規則措置が取られる。
（２）　規則措置は以下の通り
　１．文書での訓告
　２．授業から排除する。学校内催しから 10 日間まで除外する。
　３．となりのクラスか，他の授業グループへ替える。
　４．同じ教育課程の他校への転校。
　５．義務教育を終えている場合は，退学。
　　生徒に対するいかなる体罰も，辱めるような措置も禁止する。
（３）　第二項，文１の４番と５番による規則措置は，度を越したり繰り返し誤った態度に出た生徒が当てはまる場合，通例は規則措置は前もって書面にて威嚇する。威嚇は文書での訓告の義務がある。
（４）　規則措置については，決定前に生徒と親権者に知らされる。
（５）　第２項，文１の１番と２番による規則措置については，校長が議長役のもと，学級委員会にて決定される。第２項，文１の３番による規則措置については，総会か教師の部会議の上級センターにて決定される。第二項，文１の４番と５番による規

則措置は（学校行政全般を監督する）教育庁があたる。学級委員会には前もって知らされる。

（６）　緊急の場合は校長が第５項により一時的に一つまでの決定をすることができる。もし他のやり方で秩序正しい学校生活の維持が保障されない場合は，第２項，文１の２番と３番の意味における規則にあたる。反論や無効訴訟に引き伸ばし効能はなし 。

（７）　第１項から第６項までは第二教育進路の施設の参加者に相当する。
普通教育終了証を後で取得するために，そしてまた専門学校の学生の事後学位取得のために要求事項に適したもので，秩序措置が第２項，文１の３番が脱落し，その代わりに規則措置第２項，文１の４番と５番の通学した施設からの退学にあたる。第２項，文１の１番と２番による規則措置については，教師かその機関の長が決定する。所属する機関からの退学については教育庁が決定する。

資料３　ベルリン市スポーツ連盟（Landessportsbund Berlin）について

1949 年 10 月 29 日ベルリン市にて創立。ベルリン市州スポーツ連盟は，７７のスポーツ連盟で，そのうち 11 団体は地域スポーツ作業研究チームを統括し，地域ごとのスポーツクラブの中心的役割を持つ。

クラブ数　⇒　約 2000

会員数　　⇒　約 50 万人

ベルリン市でもっとも大きい非営利機構，ドイツオリンピックスポーツ連盟のメンバーで，約６万人のボランティアが自分のフリータイムをスポーツに費やしている。このボランティア達は児童，青少年，大人を意味のある健康的な自由時間の過ごし方をすることに貢献している。州スポーツ連盟の最も大きい団体はベルリンサッカー連盟とベルリン体操・レジャースポーツ連盟。競技スポーツでは，一つのスポーツの目的をもった集中的な練習と，試合において高い能力に達することを目的とする。

課題と目的：住民の身体を動かすことへの促進のサポートを目的とする。

その内容は　：レクリエーションスポーツ，大衆スポーツのコーチ育成　，トップレベルの競技スポーツ育成　，児童生徒のスポーツ，スポーツスクール（人財育成のため，グルンドシューレ教師の体育専門授業を受けていない教師のための育成講座，体育教師の研修授業，クラブマネージメントなど多くの講座を開設)。クラブに登録していても参加は自由。自分のペースで参加し，自主的にスポーツ力を上げていく。スポーツ連盟機関は社会的な文化的な施設であり，青少年のスポーツ活動，地域のスポーツクラブのスポーツ活動を支援する。

（☆　ドイツでは学校でのスポーツの部活動は原則としてありません。）

翻訳

学校スポーツ　　さらなる品質向上への新しい道

事故健康保険ベルリンとベルリン市州教育省との協力作業において州スポーツ連盟がイニシャティブをとる。

グルンドシューレの教論のスポーツの授業を 2 日間の研修によりを準備する。

参加費：40，00ＥＵＲ

ワークショップ　―　テーマを一つ選択

１．ボールを使っての遊戯と運動

２．学校スポーツにおける特殊支援の必要な児童　-　セラピー的な視点

３．コーディネイトできる能力―簡単にできる

４．幅跳びからステップ幅跳びまで

５．スポーツ授業における闘いと喧嘩

６．水中における運動　－水泳

７．学校授業における歌と運動

８．ボールを使った遊戯の導入

９．ラインダンス

10．スラックライン　－基礎への安全なアプローチ

11. 速走　ー　簡単にする
12. スキッピングハート
13. プロジェクト紹介：ＡＬＢＡが学校を作る
14. 男の子でもダンスが出来る
15. 車いすをつかってのスポーツ遊戯　ー　インクルージョン教育 への貢献
16. Ｉ　ｌｅｔ　ｍｅ　ｆａｌｌ　ｄｏｗｎ．
17. 体操に通じる練習
18. 紐を通してボールからバレーボールへ

資料４　聖ヒルデガード・カトリックシューレの校則

（健康的に障害のある児童と青少年達のための州公認基礎＆主要学校）

ベルリン大司教区におけるカトリック校の法規命令から教育手段のための外枠規則書の顧慮のもとに，その経営者がベルリン大司教区であるため，聖ヒルデガードカトリックシューレは以下の補足された校則がある。

私たちは一つの学校共同体を作ります。その中で皆が成績向上を見せ，責任感を持ち思いやりのある態度をとり，行動ルールを受け入れます。なぜならば私たちはお互いにともに学習し快適に過ごすために学校に来るからです。でもこれは私たちが皆に有効な行動ルールを守った時にだけできることです。

<u>基本法</u>

基本法１　快適な学習雰囲気のために努力します。そのために他人に対する丁寧さと尊敬心があります。妨害や嫌がらせや，あるいは傷つけたりすることは許せませんし，我慢もできません。他人の持ち物や学校の所有物を重んじます。物的損害や傷害，盗難などでは，場合によっては警察役所など へ告発します。学校外の人物は申込後に，校舎における滞在が許可されます。生徒は両親から学校玄関口で見送られ，またそこで迎えられます。

基本法２　暴力なしで紛争を解決します。

まず対立グループとの対話をしてみます。打開策が成功しない場合，担任の先生や生活指導教員，調停役／紛争パイロット，あるいは保護者会代理などが介入されます。同意が成立しない場合は，学校校長から調停委員会が招集されます。これでも解決されない場合は，校長が最後の当該官庁として何をしなければならないかを決めます。これは生徒間の紛争にも生徒と教師の紛争にも相当します。

基本法３　私たちの学校の清潔感，秩序そして居心地の良さが守られるように気を配ります。私たちにゆだねられた部屋や校内校外の調度品や道具などに責任を持ちます。悪ふざけをして壊したりしません。それぞれの学級にごみがちらかっていないように配慮し，机に落書きをしたり，授業の後机の上に椅子を置きます。他の者の邪魔にならないように騒音は避けます。廊下や入口出口，校庭の清潔さや整理整頓は私たち皆の共同責任です。それは皆で使うものであり快適に過ごしたいからです。

基本法４　登校する道では正しく行動します。校庭や公共交通機関での行動は通行人や居者が妨害されていると感じないように行動すべきです。それは私たちの学校対しての悪印象を与えないためです。

基本法５　学校は適切な行動をする学習場所です。それには時間を守ることのほかに，学習材料を持って来たり適切な服装をすることも含まれています。帽子，野球帽などは授業中に被ることは許されていません。清潔で見苦しくない服装をし，奔放過ぎらず，目立ち過ぎないものであること。人種差別や性別差別主義もしくはその他の侮辱的な態度や人種侮蔑的な発言は　－　衣服に印刷された短い文句としても　－　禁じます。

基本法６　学校にはいかなる武器も持ち込みません。ナイフなどのいかなる種類の武器の

学校への持ち込みは禁じます。武器として物を使うことも許されません。この規則を守り，他の者もそれを守ることに注意を払います。

基本法７　校舎内で携帯電話は使用しません。学校に携帯電話を持ってくる者は校内に入るときにスイッチを切り，学校を出るときにしかスイッチを入れてはいけません。この規則に違反した者は携帯電話を押収され，翌日校長のもとに取りに行かなければなりません。紛失の場合は，学校は保証しません。

基本法８　私たちの学校はドラッグをしません。全ての校庭校内でのアルコールの飲酒及び喫煙を禁じます。煙草を吸わないのは模範人格です。

基本法９　新しいメディアを責任をもって扱います。

使用規則

パスワード

全校生徒はパスワードをもち学校のＰＣに登録することができる。パスワードは秘密保持し，他のパスワードを使って作業をすることは禁じられている。それは，結果として生じる行為がユーザー識別信号のもとになされるからである。他のパスワードを使ったことが分かった場合は，このことを学校側に知らせる義務がある。

使用禁止

法的な規定，特に刑法，著作権法，青少年保護法には注意を払われなければならない。ポルノや暴力，人権差別的な内容を褒め称えたものをダウンロードしたり，送信したりすることは禁ずる。もしそういうものを知らずに開いた場合は，その使用をすぐに止め，監査担当官に知らせること。

データー保護及びデーターセキュリティー

学校はその監督義務を遵守することにおいて，データー処理を記憶させたりコントロールしたりするものである。

ハードやソフトウエアインストールの侵害

インストールやコンフィギュレーションの変更やハードウエア装備への細工操作は基本的に禁ずる。他のデバイスは教師の許可があるもののみＰＣやネットワークに接続できる。インターネットからの大きな容量のデータ（例えばグラフィックなど）の送信やダウンロードによる不必要なデーター発生はさけること。

器械の保護

ハードやソフトウエアの取扱いは取扱説明書に従うこと。故障や損失の場合は直ちにコンピュータ使用の責任担当者に知らせること。責められるべき損害を引き起こした者はこれを補償すること。汚れや液体は特にキーボードを危険にさらす。そのため学校のＰＣを使用する場合は飲み食いを禁ずる。

インタネットからの情報使用

インタネット接続は基本的に学校の目的をもったもののみ使用される。利用するダウンロードは学校の同意をもらって初めて許される。学校は呼び出すことのできる提供品への接続についての内容だけではなく，第三者として責任がある。

学校の名において契約関係を結ぶことも，許可なしにインタネットにおける有料サービスを使用することも許されない。インタネットからのデーターのさらなる処理は，とくに著作権及び使用権に注意を払うこと。

授業以外での使用規則

授業以外では，教育学的な作業枠内で使用権が保障される。そのための決定，及びどのサービスが使用できるかは学校が決定する。生徒の署名，もしくは生徒が未成年の場合は親権者の署名をもってこの規則が知らされることを保証する。これは使用する場合の前提条件である。

行動規則

授業中の態度

1　授業は時間通り 8 時 30 分に挨拶で始まり教師により終業が告げられ終わる。教師が授業を始めて 10 分たっても教室に現れない場合は，学級委員長が職員室に知らせに来る。

2　全ての授業時間の出席義務は生徒にある。生徒は授業中や校内を出るときは保険の範囲外になるため，監視の下か許可を取って出るものとする。

3　遅刻は授業を妨害するものとみなす。度重なる許容範囲外の遅刻はその生徒に見解を求め父母に知らせる。学校側は時間厳守の改善についての支援を提供する。学校教育及び規則措置は逸脱行為を止めさせる権限を持つ。

4　教育規則措置は個々の生徒に該当し，学級や他の学習グループに対し許容しうるものではない。

5　それぞれの生徒は授業に必要な全ての教材を持って来ることが義務付けられる。逸脱行為，授業に用いる教科書・副読本を持ってこなかったり，その他宿題をやってこなかった場合は書留められ，評価に記入される。

休み時間中の行動

1　長い休み時間には全校生はベルがなったらすぐに校庭や運動場やカフェテリアに（監督の先生と一緒に）移動する。カフェテリアで過ごすのは最初の休み時間のみに限り許可。

2　校庭園への立ち入りは授業の枠内において，もしくは監督下の学童保育時間のみに限られる。

3　スポーツやゲームの道具は校庭に監督がいるときのみ使用が許される。灌木や木に登ったりして遊ぶことは禁止，ステッキなどでの遊びも同じく禁止。

4　雪玉投げは許されない。

5　負傷する危険があるため回転ピラミッドにぶら下がったり端に座ったりしない。

6　サッカー場使用には次のルールがある。最初の休み時間はグルンドシューレ（基礎学校），二番目の休みは上級生 が使える。

7　運動場での遊び道具の分配はデポジットと引き換えの場合のみ可能。遊び道具を悪ふざけで破損させた場合は責任をとらなければならない。

8　校庭での休みはベルで終わり，生徒たちはそれぞれの教室や専門室へ移動す

る。

9　悪天候の場合はベルの音は次第に消える，そのあと廊下で過ごすことが出来る。ボール遊びは柔らかいボールのみが許される。

10　短い休み時間は，全校生徒に教室で過ごさせる。個々の一時的な休み時間ルールの例外は教師が決める。

授業終了後の行動

安全のため授業終了後の生徒は，監督がいる場合にのみ学校内や運動場にいることができる。

教育及び規則措置

学校の全ての職員は模範機能を持っている。生徒の能力を褒めたり認めたりすることは，間違った行動に対し立ち向かうものである。例えば校則を破ったりなどの間違った行動に出た場合には，ベルリン大司教区におけるカトリックスクールに対し教育及び規則措置が取られる。

カトリックスクール聖ヒルデガード校ための叱責する場合の補足

ある生徒が 14 日間内に 3 度目の訓告を受けた場合，その生徒を非難叱責することが出来る。把握登録記入のためにはそれに応じた届出用紙が作成される。深刻な誤った行動がある場合は訓告なしに非難叱責することができる。半年間に 3 回目の叱責を受けた場合，学級会が次の措置を決定する。学級代表は，校内及び校外からの問題解決支援の協議を持つために，その一人の生徒の間違った行動を報告することができる。

資料５　ベルリンの学校のための非常時プラン

「Notfallpläne　für berliner Schulen」

発行　　ベルリン市政府教育青少年科学省

危険度　I　　　　　侮辱／威嚇／暴行
いじめ
自殺表明及び告示
学校メンバーの死
中毒薬摂取

侮辱／威嚇／暴行

１．介入する　－　終結する
・侮辱／威嚇をたしなめる。
・暴行を止める，紛争相手を分ける

２．保護　－　被害者救援　－　措置
・全ての関与者とともに紛争を解明する。
・事件を分析する。
・補償の可能性を詳しく述べる。

３．情報を伝える。
学校校長は以下のことについて決断を下す。
・「暴力と非常時」という情報通達に従って書類報告
・親権者の情報

４．アフターケア　－問題を徹底的に見直す　－保護
・生徒の成長標準を考慮して事件を教育学的に徹底的に論究する。
・異様なことが繰り返される場合は両親やスクールサイコロジスト，青少年局，児童
・青少年精神病サービスなどと協力体制をとる等。
・場合によっては心理学的診断学を行うよう指示する。
・攻撃的な態度で目立つようなことが繰り返される場合は§62 と§63 により教育及秩序措置をアドバイスする。付録の法律テキストを見よ。
・警察の予防提供や青少年救援の提供を使用。

５．補助的なヒント
・この「侮辱／威嚇／暴行」は非常時プランにおいて，日常の学校生活で共同生活の
・規則にあきらかに違反する行為をしたものへのサンクションの規定を意味する。しかしながら学内の問題を徹底的に見直し，罰やルールを決めるものである。
・刑法典は抽象的であるけれども，教育学的な見直しは大変重要である。
・刑事訴追や刑法上の措置は学校の枠内で優先しない。
・被害者もしくはその親権者には警察へ告発する可能性を指示する。
・学校職員への侮辱，威嚇や暴力行為の場合は非常時プランの「学校職員への殴り込み」の危険度 II を見よ。
・人種的な，人を軽蔑したような，ラジカルな内容の侮辱の場合は非常時プランの「憲

法対立的な表明」危険度 II を見よ。

・度を越した威喝の場合は非常時プラン「恐喝」危険度 II を見よ。

・強烈な暴力行為の場合は非常時プラン「手におえない身体的な暴力」危険度 II を見よ。

・さらに付録の補助ページを見よ。

「学校職員にたいする暴力の場合の救援」「埋め合わせ／弁償」「名誉棄損」「同性愛に対する病的な嫌悪」「加害者とのつきあい」「正当防衛の権利／未処置の救助／アフターケアと監督義務」

モビング（いじめ）

１．介入する　－　終結する

・反応する，無視しない，モビングはひとりでに簡単には消え去らない。

・些事に見せかけない

・加害者，加害者グループ，被害者，証人の情報を取り上げる。

・証言における反論を解明する。

２．保護　－　被害者救援　－　措置

・記録可能性を使う。例えば，モビング日記，アンケート用紙，メモ用紙

・加害者／加害者グループに対する被害者の親のサンクションリクエストを教育学的に慎重に考慮する。

・被害者の親はかなりのプレッシャーがかかっているので，間接被害者としてみなされ，カウンセリングが同じように必要である。

・加害者／加害者グループと被害者が直接対立するのは避ける。

・被害者との親密な会話を探す。

・被害者の苦悩プレッシャーを真剣に受け止め，一括して慰めない。

・具体的な解決策を探す。例えば，被害者を強くする。

・クラスメイトや友達，学年を通して被害者のための社会的な後見人を組織する。

・事件の記録を被害者に提案する。「ベルリン・ブランデンブルク州　アンチ・モビング入門書」を見よ。

・被害者と計画した段階を調整する。

・学内や学校外の救援システムについての一覧表を与える。

・教師同士内での情報交換を組織する。

・同僚全員の意識を高める，敏感にする。

・加害者の社会的なコントロールのことを配慮する。例えば，「Buddy」やクラスメイトを通して。

・加害者の親にきつく言い聞かせ，敏感にする。

・加害者と被害者を分けて会話をする。

・共に教育的なデスカレーション戦略をくり広げる。

・加害者／加害者の親との会話で可能な犯罪行為（侮辱，脅迫，身体損傷）の持続故に告訴されているのかどうかをチェックする。加害者もしくはその親権者は学校を介して告訴を忌避する権利がある。

３．情報を伝える

・学校校長は「暴力と非常時」という情報通達に従って書類報告についての決定をする。

４．アフターケア　－問題を徹底的に見直す　－保護

・モビングの様々な問題性を教育的に見て徹底的に見直す努力が優先する。
・刑法及び民事法の行動方法は度々教育学的な理解をその紛争に関わっているすべての者で難しくしている。
・モビング態度に対し学校の態度をはっきりとさせ，モビングにはモビングと見分けのつくサンクションをする。
・主犯格や野次馬に自分のしたことの結果について責任を取らせることを実現する。
・謝罪儀式はモビング行為のあった社会枠内でされるべき。
・償い提案は示させ，同意はコントロールし，学校内での加害者―被害者一和解に達するように努める。
・被害者の社会的な統合という目的で「従順な」大多数と好ましい学級雰囲気を取り入れる。
・被害者のいないところで再統合を準備し，導く。
・校則や学級ルール（場合によっては反モビング協定）を共同作業や討論によって作り上げる。
・モビングに対する学校コンセンサスを開発し，肯定的な学校環境を支援する。

５．補助的なヒント

以下の特徴を通してモビングを一般的に定義する。

・一人の生徒が繰り返しあるいは長期間にわたって個人の尊厳を攻撃されたり，身体的に攻撃されたり，一人からあるいは数人からのけ者にされている場合。
・弱い者に対してシステマティックにあるいは繰り返し攻撃的態度が向けられること。同じ位強い者ととっくみあいをすることではない。被害者は徐徐に社会の裏側に押され，助けを呼ぶことをいつもあえてしない。
・加害者にとって，まず第一に自我確認，まさしく権力を身を以て知ること，グループ内でのヒエラルヒ―における影響力が重要である。
・卑劣な度重なる攻撃は一人に向けられたままで，特にコントロールが行き届かないような時と場所（休み時間，自由時間）で気づかれないようにやる，ゆえに目に見えない。
・攻撃をする者が一人というのは稀である。助っ人やサポータが一緒になってやる。もし被害者をだれも防衛しなかったり，他の者も攻撃に加われば，優位を勝ち取る。しかし：助けを求めるのは告げ口をすることではない！不当なことに口を閉ざせばモビングを認めたことになる。
・攻撃を受けた者は自分の力でその状態から解放されるのはほとんど無理である。硬化した状態では，被害者やグループは事件に効き目があるように外部からの介入や支援

を必要とする。
・「Bullying 」という概念は身体的な暴力に当てはまり，身体的に弱い被害者を責めさいなむもの。非常時プラン「重度の肉体暴力」危険度 II をみよ。
・「サイバーモビング（ネットいじめ)」の場合は，被害者を永遠に侮辱したり中傷したりするために，モダンなコミュニケーション手段が使われる。非常時プラン「データー記憶媒体への暴力表現」を見よ。
・介入プログラムを使用する。「アンチモビング入門書」の以下のサイトを見よ。
http://bildungsserver.berlin-brandenburg.de/anti-mobbing-fibel.html
・さらなる情報は非常時プラン「 データー記憶媒体への暴力表現」と「度を越した身体暴力」危険度 II を見よ。
・さらに付録の補助ページ「名誉棄損」「同性愛に対する病的な嫌悪」「埋め合わせ／弁償」「加害者とのつきあい」を見よ

自殺表明と告知

１．介入する　－　終結する
・すべてヒントになるものは真剣に調査する。
・可能なヒント，大きくなる緊急性を通知する。
－「勉強が良くできなかったら，自殺する…」などのような具体的な表現
－図形を用いたもの，手紙，文章，インタネット書き込み
－薬などの目的をもって集めたものなど具体的な意図
－「ウェルテル効果 」手本を聖人に祭り上げる。
－場所と時間を言う。
・落ち着きと思慮深さを保ち，専門家とともに助言する。
・当該者をなるべく一人にさせない。
・その生徒に負担になっている状態を軽くしてあげる。
・明らかに危険と思われる物を取り上げる。

２．保護　－　被害者救援　－　措置
・繰り返し話し合いにさそう。
・話し合い
－静かに落ち着いて耳を傾け，注意を払う。
－計画している実行への具体的なヒントに注意を払う。
－忍耐強さと理解を示す。
－自殺をしようという考えや具体的なイメージについては聞かなければならないし聞いてもよい。
－ファンタジーや考えにじっと聞き入る。
－アドバイスは与えず，道徳的な価値についても説教しない。
・その生徒との信頼を深めしかも限度のある会話提供をする。
・次の約束日を取り決める。
・専門家支援が導入されるまで生徒との話し合いを継続する。
・カウンセラー所での間違ったアドバイスを挽回する。

・生徒をカウンセリング所に紹介する。場合によってはそこに案内する。
・自分への過大な要求を真剣に受け止め，専門家に尋ねる。
・親権者とコンタクトをとるために適したパターンを開発する。場合によっては専門家との取り決めにより詳細に説明する。
・かなり危険な場合は児童青少年精神病サービスあるいは社会精神病サービスに収容するように指示する。

3．情報を伝える

・校長は「暴力と非常時」という情報通達に従って書類報告についての決定をする。
・具体的な危険性の評価により，誰がどのように何について考慮し，情報を伝え以下の者が加えられる。
－校長
－校内の担当者
－生徒と特に信頼関係のある教職員
－生徒と特別に良いコンタクトがある者（気を付けなければならないのは，この者が責任をとりすぎないこと，プレッシャーを感じすぎないこと)。
－親権者（注意を払うべきは，どの原動力がこれを引き起こすかで，疑わしいときは専門家に合わせる。）
－場合により暴力予防や危険介入のためのスクールサイコロジスト

4．アフターケア　－問題を徹底的に見直す　－保護

・当該者のいないところで再統合を準備し導く。
・予防と継続教育提供は例えば neuhland e.V （ノイランド協会）を利用する。
・日常の学校生活における警戒信号の扱い方には注意深く。

5．補助的なヒント

・自殺思いつきはさまざまの背景がありえる。若者のおおよそ３分の２は自殺を考えついたことがあるが，たいていは自殺試みには至らない。
・自殺表明はある危機の表現であり，たいていは学校内での背景はない。しかし自殺表示は度々日常の学校生活において表現されている。
・表明が具体的であればあるほど実際に実行する可能性が高くなる。
・自殺脅しは，体と命がじかに脅かされているため，準備や行為が具体的であれば問題である。
・「リストカット」や自己攻撃のような自傷行為は度々自動的に自殺表明や自殺試しに分類される。これは前提条件がある場合のみ当てはまる。付録の補助ページ「自傷行為」を見よ。
・ さらに付録の補助ページ「自殺のための危険指標」や非常時プラン「自殺試し」危険度 II を見よ。

学校メンバーの死

１．介入する　－　終結する

・死亡事件を知る者は直ちに，週末であっても担任や校長に知らせる。
・これは情報の意味内容を調査しなければならない。

２．保護　－　被害者救援　－　措置

・次のさらなるステップに関しては校長が決める。

３．情報を伝える

・学級担任と校長間でいつどのようにして当該の学級に知らせるか話し合う。
・すべての教師同僚に知らせる。
・学級のオリエンテーションとして書類で知らせる。
・ふさわしい形で親権者に知らせる。
・公的な掲示を通して全校生に知らせる。
・場合により視学に知らせる。
・場合により「暴力と非常時」という情報通達に従って書類報告をする。

４．アフターケア　－問題を徹底的に見直す　－保護

・当該者への非常時心理的保護，スクールサイコロジストと話し合い準備実行する。
・学校のスクールサイコロジスト，非常時サイコロジスト，教会，宗教心理学，カウンセリング教師のような専門家の支援をうけアフターケアにあたる。
・話し合うサークルを開設する。重要：誰にも話すことを強いない。かなりの負担がある場合はグループから出る可能性を整える。
・グループのなかでかなり負担がかかっている者に注意を払う。この者のさらなるアフターケアを確保してやる。
・当該する生徒は通常の授業の強制も，午前中の授業も全くなく，試験もできるなら延期する。
・当該の生徒が長期の欠席後普通の学校生活に戻ってくる場合はこれを支援してやる。

５．補助的なヒント

・追加として補助ページと手紙の見本がついている。これは死亡事例や学校内における悲しみを扱うためのオリエンテーションとして役にたつと思う。例えば「非常時／危険／トラウマ」「児童青少年での悲しみのプロセス」「トラウマと克服」「学校における死との向き合いと喪」

資料6　バイエルン州の学校システムパンフレット

規則措置及びその形式上の要求（バイエルン州政府授業文化省　2007年11月現在）

１．訓告　（バイエルン州教育授業法第86条第2項文1 No.1）

- 訓告は個々の教師により与えられる。
- 訓告はその生徒には発言するように前もって機会を与える。
  （バイエルン教育授業法第86条第9項　文２）
- 訓告が始められる前に親権者は校長より呈示される。
  （教師職務規則§27第6項）
- 訓告は状況に基づく説明を書面で親権者に通知される。
  （レアールシューレ規則§16第3項）

法的救済手続き／方法

学校での監視抗告は可能である（レアールシューレ規則§86第1項）;省担当者は規則措置を取り上げ,改正することができるか,もしくは決定を要求することが出来る。（レアールシューレ規則§86第1項　文16と関連して３，第4項）訓告は教育学上の意味のためであり，そしてそれ故に外へ向けての効果がないように異議もしくは訴えは容認されない。それ故に行政行為は行われない。

２．強化訓告（バイエルン州教育授業法第86条第2項文1 No.2)

- 強化訓告は校長により与えられる。
- 強化訓告はその生徒には発言するように前もって機会を与える。
  （バイエルン州教育授業法第86条第9項文2）
- 生徒は信頼している教師を介入させることができる。
  （バイエルン教育授業法第86条第9項文3及び4）
- 強化訓告は状況に基づく説明を文書にて親権者に通知される。
  (レアールシューレ規則§16第3項)

法的救済手続き／方法：１を見よ。

３．同一学年の他のクラスへの移動　(バイエルン州教育授業法第86条第2項文1 No.3)

- 同一学年の他のクラスへの移動は校長により指示される。
- 同一学年の他のクラスへの移動はその生徒とその親権者には発言するように前もって機会を与える。(バイエルン州教育授業法第86条第9項文２)
- 生徒は信頼している教師を介入させることができる。;生徒及び親権者にはこれについて指示される。(バイエルン教育授業法第9項文３及び４)
- 同一学年の他のクラスへの移動状況に基づく説明を文書で法的救済手続指示付にて親権者に通知される。(レアールシューレ規則§16第3校)
- 同一学年の他のクラスへの移動はバイエルン州教育授業法第86条5項　文1により，訓告，強化訓告と並び一つの科目において4週間までの間における停学，3日～6日間の停学，4週間以上の停学がある。(しかしながらその後同一学年の他のクラスへの移動には懲戒委員会が権限がある。バイエルン州教育授業法第86条5項文2参照せよ。) 退学への脅し (そうなれば同一学年の他のクラスへの移動には懲戒委員会も権限

がある。バイエルン教育授業法第 86 条 5 項文 2 を参照)。

法的救済手続き／方法

外部影響のある措置として同一学年の他のクラスへの移動が判定されるものであるから，（レアールシューレ規則§５第 2 項　教師会議の決めるものについての）異議や訴えは可能。それは同一学年の他のクラスへの移動が外部への影響力を持つ措置として,いわゆる行政審理として判定されるものだからである(バイエルン行政シート ,1993 年バイエルン行政訟廷 599 ページ)。さらに学校における監視抗告は可能である。そのためのそして省担当者の決定権限へは上記１を見よ。

４．ある一つの科目における 4 週間までの停学

（バイエルン州教育授業法第 86 条第 2 項文 1 No.4）

- この科目において，かなりもしくは繰り返しの妨害が学校の任務の履行あるいは他の生徒の権利が危険にさらされるときのみある一つの科目における 4 週間までの停学は容認されうる。（バイエルン州教育授業法第 86 条第 7 項）
- ある一つの科目における 4 週間までの停学は校長により指示される。
- ある一つの科目における 4 週間までの停学はその生徒とその親権者には発言するように前もって機会を与える。(バイエルン州教育授業法第 86 条第 9 項文 2)
- 生徒は信頼している教師を介入させることができる。;生徒及び親権者にはこれについて指示される。(バイエルン州教育授業法第 86 条第 9 項文 3 及び 4)
- ある一つの科目における 4 週間までの停学は，執行の前に状況に基づく説明を文書にて法的救済手続指示付で親権者に通知される。(レアールシューレ規則§1633 項)

法的救済手続き／方法

異議や訴えは可能で，そのほかに監視抗告も可能。（上３を見よ）

５．3 日～6 日間の停学（バイエルン州教育授業法第 86 条第 2 項文 1 No.6）

- 3 日～6 日間の停学は校長により指示される。
- 3 日～6 日間の授業日までの停学はその生徒とその親権者には発言するように前もって機会を与える。（バイエルン州教育授業法第 86 条第 9 項）
- 生徒は信頼している教師を介入させることができる。;生徒及び親権者にはこれについて指示される。（バイエルン州教育授業法第 86 条第 9 項文 3 及び 4)
- 3 日～6 日間の停学は執行の前に状況に基づく説明を文書にて法的救済手続指示で親権者に通知される。（レアールシューレ規則§16 第 3 項）

法的救済手続き／方法

異議や訴えは可能で，そのほかに監視抗告も可能。（上３を見よ）

６．2 週間から 4 週間までの停学（バイエルン州教育授業法第 86 条第 2 項文 1No.6)

- 2 週間から 4 週間までの停学は第 7 学年から初めて可能となる。
- 2 週間から 4 週間までの停学は，かなりのもしくは繰り返しの態度が学校の任務の履行あるいは他の生徒の権利が危険にさらされるときのみ容認されうる。

（バイエルン州教育授業法第 86 条第 7 項）

- 2 週間から 4 週間までの停学は懲戒委員会により決議される。
- 2 週間から 4 週間までの停学はその生徒とその親権者には発言するように前もって機会を与える。（バイエルン州教育授業法第 86 条第 9 項文 2）
- 生徒は信頼している教師を介入させることができる;生徒及び親権者にはこれについて指示される。（バイエルン州教育授業法第 86 条第 9 項文 3 及び 4）
- 保護者役員会は親権者もしくは成年に達した生徒 の申立てを行う。（バイエルン州教育授業法第 86 条第 10 項文 1）;保護者役員会の意見の表明は決定の際に正当に評価される（バイエルン州教育授業法第 86 条第 10 項文 2）保護者役員会の意見表明が要望にかなわない場合は，これを保護者役員会に対して弁明するものである。
  （バイエルン州教育授業法第 86 条第 10 項文 3）
- 2週間から4週間までの停学は 執行の前に状況に基づく説明を文書にて法的救済手続指示で権者に通知される。（レアールシューレ規則§16 第 3 項）

法的救済手続き／方法

異議や訴えは可能で，そのほかに監視抗告も可能。（上 3 を見よ）

７．**4 週間以上の停学**（バイエルン州教育授業法第 86 条第 2 項文 1No.6a）と他校への斡旋（バイエルン州教育授業法第 86 条第 2 項文 1No. 7 ）はレアールシューレへは容認しない！！

８．**退学の嚇し**（バイエルン州教育授業法第 86 条第 2 項文 1No.8）

- 退学の嚇しは，度を越したり繰り返しの態度が学校の任務の履行あるいは他の生徒の権利が危険にさらされるときのみ容認されうる。
  （バイエルン州教育授業法第 86 条第 7 項）
- 退学の嚇しは 懲戒委員会により決議される。
- 退学の嚇しはその生徒とその親権者には発言するように前もって機会を与え,（バイエルン州教育授業法第 86 条第 9 項文２）懲戒委員会の会議において個人的な申立て（バイエルン州教育授業法第 86 条第 9 項文 2）;生徒及びその親権者にはこの申立て権利を指示する（バイエルン州教育授業法第 86 条第 9 項文 4）
- 生徒は信頼している教師を介入させることができる;生徒及び親権者にはこれについて指示される。（バイエルン州教育授業法第 86 条第 9 項文 3 及び 4）
- 保護者役員会は親権者もしくは成年に達した生徒の申立てを行う。（バイエルン州教育授業法第 86 条第 10 項文 1）;保護者役員会の意見の表明は決定の際に正当に評価される。（バイエルン州教育授業法第 86 条第 10 項文 2）保護者役員会の表明が要望にかなわない場合は，これを保護者役員会に対して弁明するものである。
  （バイエルン州教育授業法第 86 条第 10 項文 3）
- 退学の嚇しは 執行の前に状況に基づく説明を文書にて法的救済手続指示付で親権者に通知される。（レアールシューレ規則§16 第 3 項）

法的救済手続き／方法

異議や訴えは可能で，そのほかに監視抗告も可能。（上 3 を見よ）

9. 退学

（バイエルン州教育授業法第 86 条第 2 項文 1 No.9 とレアールシューレ規則§17 と関連）

- 退学は，度を越したり繰り返しの態度が学校の任務の履行あるいは他の生徒の権利が危険にさらされるときのみ容認されうる。（バイエルン州教育授業法第 86 条第 7 項）
- 退学は懲戒委員会にて投票権のある会員の出席者の少なくともの 2／3 の多数により決議されるものとする。（バイエルン州教育授業法第 87 条第 1 項文 1）
- 退学は校長もしくは校長より委任された懲戒委員会の会員により調査方法は案内される（レアールシューレ規則§17 第 1 項）。
- 調査の仮結果は書留にて親権者に知らされる（レアールシューレ規則§17 第 2 項文１）;その際親権者は意見表明への機会が妥当な期限設定及びバイエルン州授業法第 86 条第 9 項文１により同時に支持されるものである（ 懲戒委員会の会議において個人的な申立て及び保護者役員会の協力のもとに)。
- 生徒は信頼している教師を介入させることができる;生徒及び親権者にはこれについて指示される。（バイエルン州教育授業法第 86 条第 9 項文 3 及び 4）
- 調査の結果は親権者の意見表明のもと文書により書き記すものとする。（レアールシューレ規則§17 第 2 項文３）
- 保護者役員会が申立てに協力する場合は，妥当な期限内で意見表明への調査報告が印刷されたものを委員長が受け取る。（レアールシューレ規則§17 第 2 項文４）
- 事例の情勢よれば - 校長の決定もしくは懲戒委員会の後で - 鑑定人としての意見表明をする校医もしくは資格のあるスクールサイコロジストが適用されるものである。（バイエルン州教育授業法第 87 条第 2 項）
- 退学は執行の前に状況に基づく説明を文書にて法的救済手続指示付で親権者に通知される。（レアールシューレ規則§16 第 3 項）

法的救済手続き／方法

異議や訴えは可能で，そのほかに監視抗告も可能。（上３を見よ）

10. この種類の学校の全ての学校からの退学

（バイエルン州教育授業法第 86 条第 2 項文 1No.10 とバイエルン州教育授業法第 88 条と関連）

- 特に重大な結果を招く犯行情状は提出されていなければならない。
- 退学についての前述の懲戒委員会の決議は必要不可欠である。
- 文化省への申立ては投票権のある出席者の少なくとも懲戒委員会の会員の 2／3 の多数が必要である。
- 他の場合の訴訟手続きは９．と同じ。

全般的に：

- ある生徒がその振る舞いにより生徒たちや教師たちの命や著しい方法で健康を脅かす場合は，校長がその生徒を遅くとも学校の措置対策についての決定を実施することができる... 登校するという存在する学校義務も，その危険がほかに回避できないかぎりは，排除することができる。学校教育の管理及び他の特定の所に直ちに通知される。（バイエルン州教育授業法第 13 条第 1 項と 2 項）

- バイエルン州教育授業法第 86 条第 14 項によると，バイエルン州教育授業法第 86 条第 2 項 No.3～10 並びにバイエルン教育授業法第 86 条第 13 項文 1 による措置に対しても異議や否認の訴えの延期された効果は考慮されない。この規則措置の即座の執行はそれ故に法律に基づいて存在するものであり，特に指示される必要はこれ以上ない！
- バイエルン州教育授業法第 86 条第 9 項とは別のいわゆる訴訟補助人（親権者，信頼している教師）の介入は懲戒委員会の前での聴聞会の経過の中では容認しえない。弁護士はそれゆえ懲戒委員会の前に出廷することはできない。（バイエルン行政訟廷 2004 年 8 月 23 日の決議，No.7 控訴許可 03.2357）

資料7　モビング（いじめ）に対して勇気を持って

「モビングのない生活空間としての学校」プロジェクトへの実践手引書

ミュンヘン学校品質及び教育研究州研究所

３　予防

3.1　モビングに対する基本的対策として挙げられる第一の予防

モビングの予防措置の実質目標は，まず一つには問題行動を減らし，今一つにはモビングに対抗すべき自己防御能力を強めることにある。であるから青少年が内に有している能力，社会適応能力及び自覚がモビング予防の鍵となる。そしてそれはモビングされる側（被害者）とする側（加害者）の両方からの見地から考慮することが必要だ。この意味で定期的に回を重ねて啓発された生徒は　－　下級学年から始めることが大切！－モビングの被害者になることも他生徒をいじめることも稀になるし，他生徒がいじめに会うのを指をくわえて傍観することも少なくなる。

このことに関連して社会環境の重要性が強調されるべきである。子供と青少年は自分達を取り巻く周囲の環境と絶えず係わり合いを持ち続ける。そのことが自分達の判断，態度，認識の基になるのである。行動は強まったり変化したり，或いは長期に渡り一定の状態を続ける。その際意図した行動が予測通りの結果になることが如何様に評価されるかが決定的な意味を持つ。クラスメートだけでなく教師をも含めて彼らの矛盾した行動のせいで不適当な社会行動がポジティブで実行するの好ましいと見える結果を生むことがある。その結果クラスの三分の一の生徒達は，級友がモビングに会っているのを見て愉快に感じる。その内の半数近くはモビングに積極的に加担さえする。平均して生徒の半数以上はいじめられている者よりもいじめる側に立つ生徒に共感する。かろうじて三分の一の生徒がいじめに会う級友の味方だ。クラスメートがモビングを観察しているだけでも既にそれで加害者はますますやる気になる。従って生徒全員が何らかの形でモビングに加わっていると言えよう。であるからモビングは集団行動なのであり，最終的にはクラス内での人間関係の成り立ちの全てが関係した結果起こる。

つまり個々の特殊ケースとして対応し，加害者の生徒に行動を改める様説き伏せるだけでは不十分なのである。モビング対策は倫理に基づいた大本の方向づけと価値基準を教えることなしには不可能である。言ってみれば以上の事に基づいて措置と対策が改善研究され実施されることが出来るのである。この事はOlweus の多岐レベルのプルグラムの今や古典的と言える試みにだけ通用するのではない。学校で長期に亘って，相互に尊敬し合い認め合う教育修練に基礎が置かれれば，モビング行動に対処する最善の土台となる。しかしだからと言って，これでモビングを完全に閉め出すことは出来ない。その為には学校は余りに多様な影響の下に置かれているからである。モビングに注意を向ける修練は，最近の悲しい事件がきっかけとなって政治家や教育関係者がマスコミに取り上げたことからモビングと関連して特別な指導要綱として考えられる。と言うのはモビングは主として人目につかない場で，通常構内の目の届かない所で起こるからである。

第一のそして根底となる根本条件には何よりもびくともしない学校教育の個性が必要であり，その為にはその個性に学校関係者全体が自己のアイデンティティを感じることが出来るものでなければならない。これによって初めて生徒が憩うことの出来る場が生まれる。

校内暴力を予防する為の案とプログラムは学校毎に検討され手を加えられ，かつ定期的に実施されるべきである。校内暴力の予防は学校の要請と必要に応じて決められるものであり，その決定は長期に亘って築かれ又変化する。

モビングにおけるタイプ変化としての変遷過程

モビングは遺憾とされる単一の特殊例では決してなく，それが発生しやすい社会環境の中で頻繁に起こるものであり，その様な環境では個々に対処する事が困難になる。

全ての組織においては，正規でない隠れたルール習慣が幅を利かし，全ての学校関係者，すなわち生徒，教師，学校当局，保護者等はそれと気づかずにこの習慣化したルールに従って動き，それらのルールの是非を改めて問うことをしない。これらの間違ったルールが校内のモビングを支配し，公には決定不可でも決定条件となっている。これらのルールは本来の正規の学校目標とは全く異なる。

モビングがはびこる学校では，これら不正規のルールに影響される。その様なルールとは以下の様相を帯びている:

生徒は他のクラスメートを馬鹿にし，からかい又は見くびる。

- 生徒はクラスメートの何人かを肉体的か精神的に傷めつけるか，他のクラスメートにそうする様そそのかす。
- それ以外のクラスメートはその様なことがあっても容認する。そうしないと今度は自分がそうされる立場になるかも知れないと恐れるからである。
- 教師は被害者の生徒に軽蔑の言葉を吐いてモビングにゴーサインを与える。
- モビングは些細なこととされるか遺憾な特殊例として見られる。
- モビングの被害者は自分に責任があり，その上(モビングされるに当然な程の)変わり者だとされる。
- 学校はモビングの事実をなるべく隠蔽しようとする。
- モビングが行われる「タブー区域」ではモビングが合法化される。

タブーがまかり通ると，他者をはねつけたり除外すると言う社会問題について公然と話題にされない。このタブーを破る者は，今度は自分が拒否され攻撃され仲間はずれにされると言う危険が伴う。積極的にモビングに参加していなくとも事実上この様な形で参加する者が多いのはこういうことからである。

Ameln/Zech の著書に拠るとモビングは以下の三つの理由から周りの変化にはびくともしない事が分かる。モビング行為によって当人達及び当グループは強力になり尊敬される。彼らは外界の事情が変わっても，この姿勢を崩そうとしない。モビングは意識内に深く刻みこまれた，広範囲に亘って自動化された行動習慣であり，それによって当事者達は大きな度合いで無意識に行動する様になる。組織の中での反モビングの為の努力が後退すると再びモビングの出番である。

モビングの頻繁に起こる学校が共同生活と共同学習の中で互いに関心を向け認め合うという特色を持つに至るには，同様に複雑な別のルール（特色）が必要で，モビング関与者全員がそのルールに従うことである。その様なルールとは以下の様である。

- 生徒達は互いに尊重し合い助け合う。
- 生徒達は意見の相違や衝突を社会秩序を乱すことなしに強力して解決する。

- 互いの関心や尊重が乱された時は，クラスメートは一市民としての勇気を持って対処する。
- 学校では常に互いに関心を向け合うことと互いに寛容の心を持つことをテーマに話し合う。
- 生徒が環境に適応する様，教師は努力を怠らず良い模範を示す。
- モビングに対して予防と介入の意味で徹底的に反対行動を取る。
- 被害者を全面的に助ける。
- 学校は外部の協力者と密な横の連絡を取る（ネットワーク）。
- モビングは許されないとはっきり宣言し，フェアで尊敬の念を持ち他の者に関心を向けることが大切だとされる。

この様なルールの変化は大変複雑な学習過程であるから，以下の三つの其々異なるレベルで行われねばならない。

1. 学校，教師，保護者が個別に学ぶレベル
2. クラスと教師陣における共同学習のレベル
3. 学校全体が一つの構造として一体となって学ぶレベル

変化の第一目標は，従来のマイナスなルールの自動作用を打ち破るだけの効果ある働きを生むことである。それには通常学校ではモビングをテーマにしないと言うタブーをやぶることであり，それは学校当局が率先してせねばならない。何故なら学校管理層には其々の場において修練の場を与え，ルールが正しく守られているか見張りの役を与えられているからである。複雑な行動ルールが変わるには，多くのレベルでの目標が変わらねばならない。

- 根本姿勢の変化
  目標は，関心を向け認め合う修練に向け努力し啓発すること
- 認識の変化
  目標としてモビングのプロセスとその兆候を観察するようになることと，全員が関与している事実を究明し，関連事項に気づくこと
- コミュニケーションの変化
  目標は，モビングは好ましくない，あってはならないものとしてきっぱり宣言し，関心を怠らず相手を認め受け入れる修練を永久的に伝える
- 行動様式の変化
  フェアな行動を促し賞賛し，反対に反フェアの行動，尊重の欠如，除外が幅を効かす際には断固として対処する。

これらの達成には全身的組織的な学校教育の向上プロセスを必要とする。それは個々の学校の具体的な状況にマッチしたものであるべきである。

校内暴力に対処するために最も大切なことは，特にモビングプロセスとどう向き合うかになる。モビングの予防と介入の両方に際しての学校と家庭との深い信頼を根底にした協力体制，学校，青少年施設，保護者会などの様な機能的な良い連絡網である。

更に大きな度合いで，教師自身の更なる勉強が重要さを帯びる。その際に望ましいのは，教師の学内での勉強会に保護者も大幅に参加できることである。最終的には学校関係者の身内も，自分達にとっては未知で経験不足のモビング対策の分野かも知れないが，積極的

に参加することである。究極の目標は次の点に置かれる。即ちあれこれ幾つかのケースをポジティブに解決するだけでなく，問題に長期に亘って根本的に取り組むことであり，それが持続性を持つのである。

3.2　学校内での具体的な予防措置

モビングに対する学校構想の中では種々の措置が優先される可能性があり，であるから互いに調整をはからなければならない。その際時として予防と介入の為の手段が重なり合うことがある。

Mustafa Jonannは以下の措置を効果的に取り入れることを薦める:

- 個別に試みる代わりに学校関係者全員が協力して解決にあたる。
- 措置は全ての当事者が実行せねばならない。
- 実行容易な措置から始める。
- 現実離れしない作業を投入する。
- 外部からの応援も時宜を得て活用する。

以下の提案がDan Olweusの複数レベルのプログラムに沿ってまとめられる。

学校レベルにおける措置と方法

学校運営者，教師，教育ソーシャルワーカー，クラス代表及び保護者代表が話し合って意見を調整し，協力してモビングの無い学校を作り，その為に幾つかの適切な措置を選ぶ:

- モビング予防を教育プログラムに取り入れる（予防は全員を対象とし，定期的に行わなければならない）。
- 社会適応能力と校内暴力予防の推進プログラムを組織的に遂行する（学校教育のあり方において義務づける）。
- 正しい価値観を教える（あらゆる種類のモビングをなくす明確な価値基準），例えば校内規則，校内掟，手本，テーマ「価値，尊敬，寛容」の年次プロジェクト或いは相手を尊重して接することをテーマにした学年の始めに学校関係全員―保護者も含めて―の間で取り決めをする。
- アンチモビング協定を掲げる。
- ポジティブな校内雰囲気を作る。
- 温かい関心を相手に向ける人間関係。
- アンケートをとる（学内のモビング事件に関する問い合わせ）。
- 校内暴力とモビング一貫した姿勢で立ち向かう（ルールを作る）。
- 電話による連絡網と連絡委員の設置。
- 保護者との協力（例　作業グループ）。
- 教師の質向上（例　モビング状況と予防に向き合い対処する為の更なる補習課程）
- モビングをテーマにした教育ミーティング。
- 休憩時間中の見回りの改善と見回りの存在。
- モビングチームを設置
- モビング委員を任命し，同僚に助言しモビング関与者に対して学年外でも注意を怠らない。

・　警察の援助申し出を受け入れる。

地域地域の実情に即して対策も近隣の学校と共に改善できるだろう。

クラスレベルでの措置と方法

モビングは次の方法によって最も効果的に防ぐことができる。即ち相手を尊重してフェアな態度で接する為の拘束力ある社会的なルールをクラス内に導入することである。協力して考え出されたルールは具体的な形を取らねばならず，ルールを守らない場合にはどういう結果になるのかがきっちりと定められていなければならない。

決定された措置は生半可に実施されてはならない。そうすると事態は尚の事悪化する。

クラス内での措置は以下の通りとなるだろう[1]:

- 新しいクラスの学年が始まって直ぐにグループ的な措置を取る。
- 互いに経験談や意見を話す雰囲気を作る。
- ポジティブなクラス運営，例えば席順を定期的に調べる。
- クラスと言う共同体を全員一緒の活動に拠って強化し，より良く協力する様に励ます。
- クラス協議を取り入れ，定期的に行う。
- 民主的な共存を身を持って実行する。
- 密告と報告を区別する。
- 生徒が正しく行動した時には褒める。
- 適切な行いを模範的に示す。
- 争いが起きた時には入念に観察する。
- 穏やかに争いを解決するための指示を発展させ推進する　（だからと言って自らの利益を放棄する必要はない)。
- 教師陣の学内での活動がモビングのきっかけを生まない様的確な注意を向ける。
- 場合によっては専門コンサルタントかスクールケースワーカーの助けを借りる。
- 保護者との間に信頼関係を築いて維持する。

授業レベルでの措置と方法

- モビングのテーマを授業で扱う。
- モビングをテーマにした映画を授業中に観て，それについて話し合う。
- グループ学習即ち全員同士が協力しあうことが出来る様にする。
- 共同学習の提供
- 失敗をポジティブに受け止め，クラスメートに対するフェアな態度を推進する。
- 経験談の披露，役割遊び，反モビングのポスターの起案。
- モビングをテーマにしたプロジェクトの一日ミーティングかミーティング週間を実施（例　エンジニア健康保険組合のアンティモビングバッグ)。
- 同僚との定期的な意見交換と調整（ホームルーム会議)。
- 校内暴力とモビングに対して一貫した行動に出る（しかし罰するだけの一方交通的な措置ではいけない)。

個人レベルでの措置は介入の分野に組み入れられる。

1　könnte という推量の助動詞が使ってあります。

3.3　Olweus　－予防と介入へ到達する古典的な方法

学校と言う背景を考えると，その最も良く知られ，最も広範囲に亘る予防と介入のプログラムの一つは Dan Olwleus の提唱する案である。彼はノルウェーで教授を務めるスウェーデン国籍の心理学者で，その案はグルンドシューレから上級学年までに至る間の校内暴力とモビングに対するものである。８０年代に開発され，それ以降に作られた数多くの予防プログラムの土台となる。

その主目標は暴力の加害者と被害者に関して現存する問題を減らし，新たな問題の発生を防ぐことにある。ポジティブに表現するならば，目的は女生徒と男子生徒との関係を改善し，モビングされそうな生徒の安全をはかり，モビング行為に出そうな生徒を社会的に通用する行動に持って行くことである。Olweus によれば，成功裡に遂行される否かは，或る幾つかの原則と前提条件次第と言うことである。

プログラムを成功に導く為の鍵となる原則

- 大人の優しい心遣いとポジティブな関心と関与を特徴とした学校環境を作る。
- 許しがたい行動様式に対してはっきりした境界線を引く。
- 境界線を越えたり，ルール違反の際でも，厳しく罰するのでなく，又体罰を加えない処罰を一貫して適用する。
- 大人の行動は少なくとも然るべき権威を念頭に置いたものであるべきである。

この複数レベルの案には学校全体が参加，関与する。学校レベルとクラスレベルでの措置の殆どが予防の分野であるのに比べ，個人レベルでの措置はモビング行為の当人を対象とし，従って介入に主眼が置かれている。後述の第４章の先取りである。

学校レベルの措置にはまず出発点として匿名のアンケートがあり，それには取り分けモビングの度合いと性質，問題意識，モビングの動機の理由づけが問われている。それに続く措置として「我が校でのモビング」をテーマにして丸一日かけた話し合いがあり，父母代表，学校代表そして専門家も加わる。

アンチモビングのキャンペーンの根底を成すものとして，活動案が懸案され，具体的措置が討議される。

アンチモビングの委員会は連絡を取り合い，種々の活動に共に加わり，例えば休憩時間中の見回りを改善したり，電話の連絡網（信用置ける人物が匿名電話の応対を決められた時間にする），教師と保護者との協力，社会環境の改善に努める。

クラスレベルの措置としてはまずモビングに対抗するクラスルールを皆で掲げ，定期的に話し合いを持つ。協力を共に学びあい，共にポジティブな活動をすることによって，互いに相手の人格を認め合い，寛容の心を持って接するようになり，協力の態度，社会的に有益な態度と関係が促進される。

個人レベルでは教師とモビングの加害者及び被害者とが充分に話し合う。被害者を保護することが非常に大切であるので，先の話し合いではまず如何なるモビング行為も即ストップさせることが目標である（加害者に対しては寛容であってはならない）。加害者と被害者の双方の親と連絡を取ることが原則の一つに数えられる。双方の親には家庭状況の説明と援助の申し出がなされる。親達は度々ディスカッショングループに参加することも勧められる。

個々のモビングの場では個々の解決が求められる。であるからモビングに積極的に参加

していない生徒を潜在的モビング協力者の範疇に入れることが出来る。モビング問題をクラス内又は学校内で解決することが望ましい。攻撃的なグループを幾つかのクラスに分け入れるか，加害者の生徒を転校させることが考えられる。これらの措置が不可能な場合に限り，被害者の生徒を他クラスに移すか転校させることが考えられるが，その場合は慎重かつ周到な準備が必要である。学校レベルに置いては，困難なケースに限り学校教育心理学者かソーシャルワーカーの助言を仰ぐことに意義がある様だ。

成果を綿密に評価してみると，何よりも以下のことが明白になる。Olweus の提唱するプログラムを適用すると校内のモビングが減少し，反社会的な行動も減少の傾向を示すことだ。そして男子生徒と女生徒の社会協調的な行動が促進されるのである。

3.4　予防プログラムの概括

モビングの無い学校を目指す為の最初の行動の一つは，確実に学校に適した校内予防案を捜すことである。学校，クラス及び授業レベルでのその他の措置と並んで大概効果的な予防プログラムも加わる。

数多いプログラムの中で具体的な方向づけとなる様に，以下に選んだプログラムが効果を実証された予防プログラムの例として挙げられる。更なる詳細と個々の案の正確な条件を綿密に検討することは，最終決定を下す責任ある立場の者には必要である。

予防プログラムの概括（選抜）

<table>
<tr><td>予防プログラム</td><td>年齢層
特色</td><td>情報源/連絡先
（詳細はインターネットで）</td></tr>
<tr><td>境界に注意
子供と青少年の暴力の一次的及び二次的予防</td><td>１－９学年
１７時間</td><td>児童保護協会
ニュルンベルグ</td></tr>
<tr><td>ALF －全般的な生活能力
常習癖の予防と生活能力を向上させるトレーニングのプログラム</td><td>５学年及び６学年
・5 学年：授業回数 12/90 分
・6 学年：授業回数 8/90 分</td><td>セラピー研究所
ミュンヘン</td></tr>
<tr><td rowspan="2">注意
自己主張と自己の信念を主張する勇気[2]の精神を促進するプログラム
合意
自己の信念を主張する勇気と社会的能力のプログラム</td><td>小学生
五部門のテーマを定期的に授業に組み込む</td><td>ミュンヘン警察</td></tr>
<tr><td>１２－１８歳
学校プログラムとして定期的に</td><td>ミュンヘン警察</td></tr>
</table>

2　Zivilcourage　理不尽な事柄に対して市民として事故の信念を主張する勇気（ビスマルクの造語）

第二次段階の拳骨無し 社会的情緒的な能力促進の為及び暴力予防の為のカリキュラム	７学年より ・７学年：１５レッスン ・８学年：８レッスン ・９学年：８レッスン	ハイデルベルグ予防センター
クラス 2000 （グルンドシューレの為の Lions Quest） 健康促進の為と常習癖や暴力を防ぐ為のプログラム	1－４学年 11－16 時間/学年	プログラム 2000 協会 ニュルンベルグ
学級委員会 民主的な人間関係の促進	１学年から上級まで 週 20－45 分	www.derklassenrat.de Birte Fredrichs クラス協議会の実践本 Beltz Blum/Blum 著「クラス協議会」ルールの出版社
Lions Quest -成人になる 若者の社会的能力を推進するプログラム	10－15 歳 ７個の重点テーマ	ドイツ Lions Quest 協会の援助活動
MindMatters:Mobbing? モビング？我が校にはない 予防と行動措置 学内での精神の健康と質の向上を促進する為のプログラム	5－８学年 ・総括 ・学校プログラム ・教師のトレーニング ・授業回数７	Barmer GEK GUV　ハノーバー 事故保険組合 ノルトライン　ウエストファーレン
私/僕にはしないで！ 校内暴力，常習癖，ドラッグを自己尊重と生活の力の向上によって防ぐプログラム	グルンドシューレ	バイエルン州の文部省 バイエルン企業健康組合団体
モビングの無い学校－ クラスが協力がせねば！ （エンジニア健康保険組合のバッグ）	5－８学年 一週間のプロジェクト週間	エンジニア健康保険組合 バイエルン文部省 担当者：国立教育コンサルティング

チーム内での予防 (PIT) 社会協調の学習と青少年犯罪の予防の為のプログラム	5－９学年 最低時間 12　学校時間 20 から 24 時間が良い	学校の質向上と教育研究の為の国立研究所　（JSB） バイエルン州刑事曲（BLKA）
ProACT+E 多数レベルの校内虐めに対する予防と介入プログラム	５学年 ・教師トレーニング 　５討議 ・クラストレーニング 　3ｘ４学校時間 ・父母トレーニング 　３ｘ2,5 時間 ・評価 ・定期的な継続学習	Spröber/Schlottke/Hautzinger 学内の虐め ベルツ出版
Surf-Fair サイバーモビング[3]に対するトレーニングと予防の為のプログラム 予期せぬ出来事をベースにしたカウンセリング及び Outward Bound 体験教育の方法，特に戸外活動	5－７学年 臨機応変に１－4 回 2 時間づつ	Piesch/Porsch (2012) サイバーモビングは終わり！ ベルツ出版
	全ての学年	Outward Bound

パンフレット「校内暴力を防ぐ為の措置」には７１のプログラムが個別に示されている。それはドイツ語圏のプログラムの概観　－文献研究である。とりわけ社会適応能力を強化する為の多くの授業教材が発行され手に入る。それらの教材には指示が書かれているが，同時に学校案にちゃんと組み入れられていなければ余り良い効果はない。

予防プログラムの持続的な効果が以下の場合に限ることは自明である。確固とした学校案の中に組み入れられ，定期的に実施される場合である。だから多くのプログラムの遂行には教師の学習を切り離して考えることは出来ない。有効となりそうなものの中には，例えばコンスタンツのトレーニングモデルケースがあり，それは教師が生徒の攻撃にどう対処するかの仕方を学習する。生徒をトレーニングするのではなく，教師を攻撃に対して適切に個々に向かう様訓練するものである。

最初の催しとして或いはサイバーモビング（ネットいじめ）のテーマに入る為に幾つかのシアターグループがこのテーマの教材やワークショップを実演しようと申し出をしている。

3　　　ネットいじめ

実　施　要　項　等

平成２４年度教育課題研修指導者海外派遣プログラム
実　施　要　項

1　目的
　教育現場が抱える重要な教育課題に対応する研修指導者を養成するため、当該課題について先進的に取り組む諸外国に各地域の指導者を派遣し、その成果を教育委員会が実施する研修内容に活かし、教員研修の一層の充実を期する。

2　主催
独立行政法人教員研修センター

3　共催
文部科学省

4　研修概要（派遣テーマ、趣旨、目的・視点、派遣予定地域、派遣予定期間など）
別紙１のとおりとする。

5　参加者
（１）参加者資格
　小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の教職員並びに教育行政機関の職員であって、派遣テーマに関して、地域の中核的な役割を担う指導者となる者
（２）参加者の推薦手続
① 参加者の推薦は、各都道府県・指定都市教育委員会（以下「推薦者」という。）において、参加候補者を取りまとめ、「インターネット受講者推薦登録システム」により、平成２４年５月２日（水）までに、独立行政法人教員研修センター（以下、「センター」という。）に行うこと。
② 推薦者は、参加候補者からの「参加申込書」（別紙様式１）をセンターに提出すること。
③ 都道府県教育委員会は、指定都市を除く市町村教育委員会からの参加候補者を併せて推薦すること。
④ 推薦者は、別紙１の派遣テーマの趣旨及び目的・視点等に留意のうえ、推薦を行うこと。なお、派遣団ごとの人数を調整する必要がある場合、第一希望または第二希望のテーマの派遣団に配属されないこともありうることに留意すること。
（３）参加者、所属団の決定
　センターは、上記（１）（２）を踏まえ、派遣団ごとの人数を調整し、参加者及び所属団を決定し、推薦者に通知する。
（４）所属団の決定後の提出書類
① 参加者は、「平成２４年度教育課題研修指導者海外派遣プログラムにおける調査を希望する課題等について」（別紙様式２）を作成し、平成２４年６月２９日（金）までに、センターに提出すること。
② 推薦者は、「研修成果活用の計画書」（別紙様式３）を作成（参加者ごとに作成するものではない）し、平成２４年７月３１日（火）までにセンターに提出すること。

６　事前研修会、事後研修会

参加者は、センターの実施する事前研修会及び事後研修会に出席すること。

事前研修会：平成２４年８月に２日間実施。
　　　　　　開催通知は参加者決定時に通知する。

事後研修会：平成２５年１月～２月に２日間実施。
　　　　　　開催通知は１１月に通知予定

７　研修の中止、研修期間中の一時帰国

やむを得ない理由で、研修を中止して帰国する場合や、一時的に帰国する場合は、推薦者及びセンターの許可を受けなければならない。

８　研修成果の報告等

派遣団は、帰国後、別に定めるところにより「研修成果報告書」を作成し、センターに提出すること。

９　派遣経費の取り扱い

（１）海外派遣に要する経費のうち、「研修に直接必要な経費」の一部（２０万円）をセンターが負担する。

なお、「研修に直接必要な経費」とは以下のものをいう。ただし、日本国内の宿泊費・交通費は、「研修に直接必要な経費」に含まないものとする。

ア　渡航費（空港施設利用料、空港税等を含む）
イ　食事料（国家公務員の旅費に関する法律に基づく日当相当として算出）
ウ　宿泊費
エ　交通費（国外のものに限る）
オ　調査研究に要する経費　（学校・教育関係機関等訪問にかかる経費等）

（２）参加者の決定以降に、参加者が辞退等を行った場合、辞退等に伴い発生した費用は、原則として推薦者または参加者の負担とすること。

１０　その他

（１）団長及び副団長の派遣経費については、センターが負担する。
（２）派遣テーマに関し専門的知識を有する者（「シニアアドバイザー」という）を参加させる場合の派遣経費については、センターが負担する。
（３）推薦者は、参加者が作成する提出資料の内容確認を行い、必要に応じ指導を行った上で提出すること。
（４）推薦者は、参加者に対し研修に係る必要経費、都道府県等の補助額、自己負担額等を説明した上で推薦すること。
（５）本研修終了後、参加者からアンケート等を行う。また、研修終了から一定期間（約１年）経過後に、参加者に研修の成果活用に関する事後アンケート調査を行う。
（６）この要項に定めるほか、当該研修に関し必要な事項は、センター理事長が定める。

別紙1

平成24年度教育課題研修指導者海外派遣プログラム　実施計画

派遣団名	団数	派遣テーマ	趣旨	目的・視点	派遣予定国	派遣期間
A-1	2	学校経営の改善	学校の自主性・自律性を高め、保護者や地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めるために、実効性のある学校経営の改善が求められている。学校経営をより効果的・効率的なものとするための改善方策について、諸外国の学校における学校経営の改善や学校評価等の取組について調査し、成果と課題を把握・分析するとともに、そこから得られる知見の活用方法等を考える。	○学力向上に向けた学校経営の改善支援の評価活動を含む仕組みに関する訪問調査（支援を行う諸機関及び支援を活用する学校） ○日本あるいは各地域の学校経営改善への還元策の検討	アメリカ	10/3(水)～10/13(土) 11日間
A-2				○学校経営の概要、学校評価を活用した学校改善の仕組み、サポートスタッフを活用した授業づくり・学校経営の仕組み、教職員育成の仕組み等に関する調査 ○日本における学校経営の改善にとって具現化可能な方策の検討	イギリス	10/1(月)～10/12(金) 12日間
B-1	2	言語力・コミュニケーション力の育成	言語は知的活動の基盤であるとともに、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心を育む上でも、言語能力を高めていくことが重要であるとされている。このことから、諸外国の学校における言語能力やコミュケーション能力の育成の取組について調査し、成果と課題について把握・分析するとともに、そこから得られる知見の活用方法等を考える。	○複数言語（公用語及び第二言語としてのドイツ語、母国語等）を対象とした言語教育システムや初等・中等教育における教員養成等の視察 ○本派遣テーマに資する言語教育や教員養成・現職教員研修の在り方に関する調査研究	オーストリア	11/18(日)～11/29(木) 12日間
B-2				○各教科等における言語活動の充実において、個の学習及び他者との関わりの中での授業展開を重視している学校教育事情を視察 ○日本における学校教育において参考とすべき内容に関する考察	フィンランド	10/20(土)～10/31(水) 12日間
C-1	2	PISA型学力の育成	PISA型学力では、「読解力」、「数学的リテラシー」、「科学的リテラシー」の向上が求められている。新学習指導要領においても、知識・技能の習得、それを活用するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を重視し、課題解決的な学習や探究的な活動の充実を図っている。PISA調査の上位の国における取組みを調査し、成果と課題について把握・分析し、そこから得られる知見の活用方法等を考える。	○生きる力の育成やPISA型学力の向上のための取組及び実態に関する調査 ○未来の学力を踏まえた日本の教育の方向性を検討	フィンランド	10/29(月)～11/9(金) 12日間
C-2				○PISA型学力の基礎ならびにPISA型学力の意味に関する正しい理解をねらいとした視察 ○日本型コンピテンシーの在り方に関する考察	フィンランド	10/15(月)～10/26(金) 12日間

※1　参加者の所属団は、希望する派遣テーマを参考に調整させていただきますが、推薦時に希望した派遣テーマに配属できない場合もあります。
※2　訪問先は主に学校又は教育行政機関等です。具体的な訪問先は、事前研修会開催前に教員研修センターのホームページに掲載する予定です。

平成24年度教育課題研修指導者海外派遣プログラム　実施計画

派遣団名	団数	派遣テーマ	趣旨	目的・視点	派遣予定国	派遣期間
D-1	1	学校安全・防災教育の推進	学校においては、事件・事故・自然災害等に対応した総合的な学校安全計画や危機等発生時の対処要領の策定による的確な対応及び地域との連携による学校安全体制の整備・強化が重要な課題となっている。子どもたちの健やかな成長を目指す基盤としての安全で安心な環境を確保するため、諸外国の学校における学校安全・防災教育、安全防災管理・組織活動等の取組を調査し、成果と課題を把握・分析し、そこから得られる知見の活用方法等を考える。	○学校安全・防災教育を積極的に推進し、成果を上げている国の関係機関及び団体・学校への訪問 ○日本における学校安全・防災教育の推進に有益と考えられる施策や教育内容等を学ぶ	アメリカ	10/15(月)～10/26(金) 12日間
E-1	2	生徒指導・教育相談の充実	学校においては、児童生徒に望ましい生活習慣を身に付けさせる教育や規範意識を培うための教育の充実及び児童生徒の悩みに対して適切かつ可能な限り迅速に対応することが求められている。このことから、諸外国の学校における生徒指導・教育相談等の現状や取組を調査し、成果と課題について把握・分析し、そこから得られる知見の活用方法等を考える。	○規範意識を培うための学校、家庭、社会が有する社会構造及びそれらを支える価値規範（文化構造）を踏まえた教育制度と地方文化に関する視察及び分析 ○日本あるいは各地域が抱える課題に対する解決策の検討	ドイツ	10/8(月)～10/19(金) 12日間
E-2				○コミュニケーションスキルやソーシャルスキルの育成に関する実践視察 ○怒りのコントロール、アサーショントレーニング、ミデュエーションを通した体験的な学びの探究	アメリカ	10/8(月)～10/19(金) 12日間
F-1	2	キャリア教育の充実	学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、社会や職業への円滑な移行を図るために、必要な知識・技能や勤労観・職業観等を育成し、児童生徒が将来の基盤を築き、自立して生きていくことができるようにするキャリア教育を充実させることが求められている。このことから、諸外国の学校におけるキャリア教育の現状や取組を調査し、成果と課題について把握・分析し、そこから得られる知見の活用方法等を考える。	○キャリア教育の充実のための教育課程や教育活動の在り方、教職員の資質能力の向上、学校外との連携、教材の開発等に関する訪問調査 ○訪問調査を通して得た知見の日本あるいは各地域への還元策を検討	イギリス	10/8(月)～10/19(金) 12日間
F-2				○各学校段階におけるキャリア教育のカリキュラム及び実践の視察 ○カリキュラム実施状況と結果及びキャリア発達の捉え方に関する調査 ○日本における教育現場への活用可能性の検討	オーストラリア	11/12(月)～11/23(金) 12日間

※1　参加者の所属団は、希望する派遣テーマを参考に調整させていただきますが、推薦時に希望した派遣テーマに配属できない場合もあります。
※2　訪問先は主に学校又は教育行政機関等です。具体的な訪問先は、事前研修会開催前に教員研修センターのホームページに掲載する予定です。

平成24年度教育課題研修指導者海外派遣プログラム　実施計画

派遣団名	団数	派遣テーマ	趣旨	目的・視点	派遣予定国	派遣期間
G-1	1	スポーツ・健康教育の推進	国民の誰もが身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現や児童生徒の体力・運動能力の向上、心身の健康に関する関心が高まっている。このことから、諸外国の学校における学校・家庭・地域等が協働して行う体力・運動能力の向上策、地域スポーツクラブとの連携、心身の健康教育及び健康相談等の現状や取組を調査し、成果と課題について把握・分析し、そこから得られる知見の活用方法等を考える。	○スポーツ（身体活動）を通じた教育に関してカナダの実態と取組の調査 ○日本あるいは各地域の学校体育への還元策の検討	カナダ	10/29(月)～11/9(金) 12日間
H-1	1	学校教育の情報化・ICTの活用	社会の情報化の急速な進展に伴い、ICTを活用した21世紀にふさわしい学校や授業の在り方についての検討が求められている。このことから、諸外国の学校におけるICTを活用した「分かる授業」の実現、児童生徒の情報活用能力の育成、校務の情報化など、学校教育の情報化の推進方策等について、諸外国における現状や取組を調査し、成果と課題の把握・分析を通して、そこから得られる知見の活用方法等を考える。	○学校教育の情報化・ICT活用を通した教育方法及び校務効率化等の状況調査（イギリス） ○教育方法に定評のあるICT活用の状況調査（フィンランド） ○両国比較を通して見る日本における望ましい学校教育の情報化・ICT活用の在り方の検討	イギリス フィンランド	9/24(月)～10/5(金) 12日間
I-1	2	特別支援教育の充実	障害の程度や重複化、発達障害を含む多様な障害への対応等、特別支援教育の更なる充実が求められている。このことから、諸外国の学校における校内支援体制、家庭や関係機関及び他校種との連携、並びに専門的な相談・助言体制等、計画的・組織的な支援の在り方について現状や取組を調査し、成果と課題について把握・分析し、そこから得られる知見の活用方法等を考える。	○子どもへの支援の充実を図るための、教育理念や教育形態及び運用に関する実態と取組の調査 ○学校を含めた教育機関で取り組んでいる指導上の工夫とその課題に関して、日本の現状との相互比較を通して検討	フランス	11/19(月)～11/30(金) 12日間
I-2	2	特別支援教育の充実	障害の程度や重複化、発達障害を含む多様な障害への対応等、特別支援教育の更なる充実が求められている。このことから、諸外国の学校における校内支援体制、家庭や関係機関及び他校種との連携、並びに専門的な相談・助言体制等、計画的・組織的な支援の在り方について現状や取組を調査し、成果と課題について把握・分析し、そこから得られる知見の活用方法等を考える。	○学校現場におけるインクルーシブ教育及び社会的企業の法制化された状況での障害者福祉の実態調査 ○訪問国の実態調査からの今後の日本の特別支援教育の在り方の探究	韓国	10/29(月)～11/7(水) 10日間
J-1	2	学校と地域等の連携	子どもたちの「生きる力」を育むためには、学校・地域・家庭等が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力に努めることが不可欠である。このことから、諸外国の学校における社会体験活動や、地域・家庭・各種団体等と学校との連携の在り方、行政機関の支援体制等の現状や取組を調査し、成果と課題について把握・分析し、そこから得られる知見の活用方法等を考える。	○学校と地域の連携・協働の在り方に関する視察及び調査 ○社会体験活動、学校支援ボランティア、学校支援地域本部、コミュニティスクール等の視察及び調査からの考察	オーストラリア	10/29(月)～11/9(金) 12日間
J-2	2	学校と地域等の連携	子どもたちの「生きる力」を育むためには、学校・地域・家庭等が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力に努めることが不可欠である。このことから、諸外国の学校における社会体験活動や、地域・家庭・各種団体等と学校との連携の在り方、行政機関の支援体制等の現状や取組を調査し、成果と課題について把握・分析し、そこから得られる知見の活用方法等を考える。	○基礎学力の向上や市民性の教育における学校・地域・PTA・教会の連携に関する視察及び調査 ○子どもの問題行動を解決するための連携に関する現地視察	イギリス	10/9(火)～10/20(土) 12日間

※1　参加者の所属団は、希望する派遣テーマを参考に調整させていただきますが、推薦時に希望した派遣テーマに配属できない場合もあります。
※2　訪問先は主に学校又は教育行政機関等です。具体的な訪問先は、事前研修会開催前に教員研修センターのホームページに掲載する予定です。

平成２４年度 教育課題研修指導者海外派遣プログラム
事前研修会日程表

１日目

日　　程		研　　修　　内　　容	会　　場
８：４５～９：００　（１５）	団長・副団長・シニアアドバイザー受付		
９：００～９：５５　（５５）	団長・副団長・シニアアドバイザー事前協議		
９：３０～１０：００　（３０）	団員受付		全体会場
１０：００～１０：１０　（１０）	開会式		
１０：１０～１０：４０　（３０）	研修オリエンテーション		
１０：４０～１０：５０　（１０）	休　憩		
１０：５０～１１：５０　（６０）	講義〔教員研修センター主任指導主事〕		
１１：５０～１２：００　（１０）	分科会の日程説明・移動		
１２：００～１３：００　（６０）	昼休憩		
１３：００～１３：３０　（３０）	分科会	自己紹介等	分科会場（各団別）
１３：３０～１５：００　（９０）		講義〔シニアアドバイザー〕	
１５：００～１５：１０　（１０）		派遣日程の説明〔担当旅行社〕	
１５：１０～１５：２０　（１０）		休憩	
１５：２０～１７：００　（１００）		調査・研究テーマの協議	
		係別協議	

２日目

日　　程		研　　修　　内　　容	会　　場
８：５０～９：００　（10）	副団長打合せ		事務局
９：００～１２：００　（１８０）	分科会	調査・研究テーマの班別協議とまとめ	分科会場（各団別）
１２：００～１３：００　（６０）	昼休憩		
１３：００～１４：００　（６０）	分科会	研修成果報告書の内容等の協議	分科会場（各団別）
１４：００～１４：１０　（１０）		休　憩	
１４：１０～１５：３０　（８０）		渡航手続き等〔担当旅行社〕	
１５：３０～１５：４０　（１０）		閉会式	

平成24年度 教育課題研修指導者海外派遣プログラム
事後研修会日程表

1日目

日　程	研　修　内　容	会　場
11 ： 00 ～ 12 ： 00 （60）	団長、副団長、シニアアドバイザー打合せ	事務局
12 ： 00 ～ 13 ： 00 （60）	昼休憩	
13 ： 00 ～ 13 ： 10 （10）	開会式（各団で実施）	分科会場（各団別）
13 ： 10 ～ 14 ： 10 （60）	シニアアドバイザーによる海外研修の振り返り	
14 ： 10 ～ 14 ： 20 （10）	休憩	
14 ： 20 ～ 17 ： 00（160）	研修成果の活用レポートの協議とまとめ	

2日目

日　程	研　修　内　容	会　場
8 ： 50 ～ 9 ： 00 （10）	副団長打合せ	事務局
9 ： 00 ～ 12 ： 00（180）	研修成果報告書の協議とまとめ①	分科会場（各団別）
12 ： 00 ～ 13 ： 00 （60）	昼休憩	
13 ： 00 ～ 14 ： 20 （80）	研修成果報告書の協議とまとめ②	分科会場（各団別）
14 ： 20 ～ 14 ： 30 （10）	休憩	
14 ： 30 ～ 14 ： 50 （20）	シニアアドバイザーからのまとめ	
14 ： 50 ～ 15 ： 00 （10）	閉会式（各団で実施）	

平成２４年度教育課題研修指導者海外派遣プログラム研修成果報告書

「生徒指導・教育相談の充実」　ドイツ　（Ｅ－１団）

発行　　　　　平成２５年３月
編集・著作　　独立行政法人教員研修センター
〒305-0802　　茨城県つくば市立原３番地